

# 第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月  
沖縄市



## ごあいさつ



社会において、子どもたちの健やかな成長と発達、未来を担う大切な基盤であり、地域全体で支えていくべき重要な課題です。少子化が進む中、子どもたちが安心して育つ環境を整えることは、私たち大人の責務であり、地域全体の使命と言えます。

本市では、地域資源や地域特性を生かしつつ、子どもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境を作ることを目的として、平成20年度に「こどものまち宣言」をしております。

また、国においても、令和5年4月より、すべてのこどもや子育て家庭に対する切れ目のない包括的な支援を実施する司令塔機能として「こども家庭庁」を発足する等、「こどもまんなか社会」の実現をめざすことを掲げており、子育て支援制度の環境整備が進んできていると言えます。

本事業計画は、「全てのこどもが笑顔で輝き、全ての保護者が子育てに喜びを感じるここのできるまち」を基本理念とし、これまで推進してきた第二期計画の取り組みを踏まえ策定いたしました。全てのこどもの健やかな成長と生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上を目指し、本市に暮らす子どもたちや子育て世帯が健やかに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援を図ってまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました沖縄市子ども・子育て協議会の委員をはじめ、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和7年3月  
沖縄市長 花城 大輔



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	背景と目的.....	1
2	子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠・計画の性格.....	2
3	子ども・子育て支援事業計画の期間.....	3
4	計画の位置づけ.....	3
<b>第2章</b>	<b>子ども・子育てを取り巻く現状の整理</b> .....	<b>5</b>
1	各種基礎データの把握・整理.....	5
2	ニーズ調査結果の概要.....	23
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
1	計画の基本理念.....	35
2	計画の基本的な視点.....	36
3	計画の基本目標.....	38
4	施策の体系.....	39
<b>第4章</b>	<b>公立幼稚園及び公立保育所（公立施設）の整備・運営について</b> .....	<b>41</b>
1	公立施設としての役割について.....	41
2	公立施設に対する保護者ニーズへの対応について.....	42
3	公立施設の公私連携認定こども園への移行等について.....	42
<b>第5章</b>	<b>子ども・子育て支援施策の展開（各論）</b> .....	<b>45</b>
1	質の高い教育・保育の安定的な提供.....	45
2	親子の健やかで切れ目のない支援.....	56
3	配慮を要する家庭等への相談対応・経済的支援などの充実.....	64
4	こどもの可能性を育み、未来を応援する環境の充実.....	69
<b>第6章</b>	<b>子ども・子育て支援法に定める事業計画</b> .....	<b>73</b>
1	教育・保育提供区域の設定.....	73
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方.....	75
3	幼児期の教育・保育の事業計画.....	77
4	地域子ども・子育て支援事業の事業計画.....	85
<b>第7章</b>	<b>母子保健計画に係る指標</b> .....	<b>95</b>
<b>第8章</b>	<b>計画の推進に向けて</b> .....	<b>101</b>
1	市民・地域等との連携.....	101
2	庁内の連携強化.....	101
3	国・県等との連携.....	101
4	こどもの意見反映のための取組み.....	102

参考資料	103
1 事業計画策定の経緯	103
2 事業計画策定の体制	104
3 沖縄市子ども・子育て協議会設置要綱	105
4 沖縄市子ども・子育て協議会 委員名簿	107
5 沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会設置要綱	108

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 背景と目的

我が国では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”に基づき、平成27年度より『子ども・子育て支援新制度』が始まっています。

また、国においては、令和5年4月より、すべてのこどもや子育て家庭に対する切れ目のない包括的な支援を実施する司令塔機能として「こども家庭庁」を発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しています。同法第9条に基づく“こども施策に関する大綱（こども大綱）”においては、すべてのこどもが、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことを掲げています。このほか、令和5年12月には「こども未来戦略」を閣議決定し、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにしています。加速化プランでは、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）の創設や、妊娠期からの切れ目のない支援と産前・産後ケアの拡充に向けた継続的な支援の在り方として伴走型相談支援の実施等、子ども・子育て支援制度等に関わる新たな事業・制度が盛り込まれています。

沖縄市では、平成20年に『こどものまち』宣言をし、こどもたちの主体的な活動を応援していくこと等を目指して、各種の取組みを進めてきました。また、令和2年3月には「第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第二期計画）を策定し、この間、認可保育所の整備を積極的に行うとともに、同年4月には「子ども家庭総合支援拠点」をこども相談・健康課内に設置しています。なお、子ども家庭総合支援拠点については、国の施策に則り、同課に設置されていた「子育て世代包括支援センター結ぽ〜と」との一体化を図り、令和6年4月より「沖縄市こども家庭センター」として再編しています。また、令和3年4月には、地域の発達支援拠点施設として「沖縄市こども発達支援センター（児童発達支援センター）」を開所しており、発達の気になる子やその保護者に対し、ライフステージに応じた支援を図っています。また、子ども・子育て支援新制度により、全国各地で「認定こども園」の普及が進んでおり、本市においても私立保育所から認定こども園への移行が行われています。一方で、本市においては令和6年4月1日時点で32名の待機児童がみられるとともに、近年では放課後児童クラブの待機者が倍増している状況にあります。

『第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画』は、第二期計画の進捗状況を踏まえながら、本市における保育サービス等の現状や国の動向・方向性の把握、各種ニーズ調査を通して、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

## 2 子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠・計画の性格

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく計画であり、同法の基本理念及び基本指針※で示された子ども・子育て支援の意義等を踏まえて策定するものです。

### 〈子ども・子育て支援法〉

#### ○法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の**社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。**
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、**全ての子どもが健やかに成長するように支援する**ものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の**経済的負担の軽減について適切に配慮**されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、**地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われなければならない。



### 〈基本指針※〉

#### ○子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義（抜粋）

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではない。むしろ、必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務である。

以上のような子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

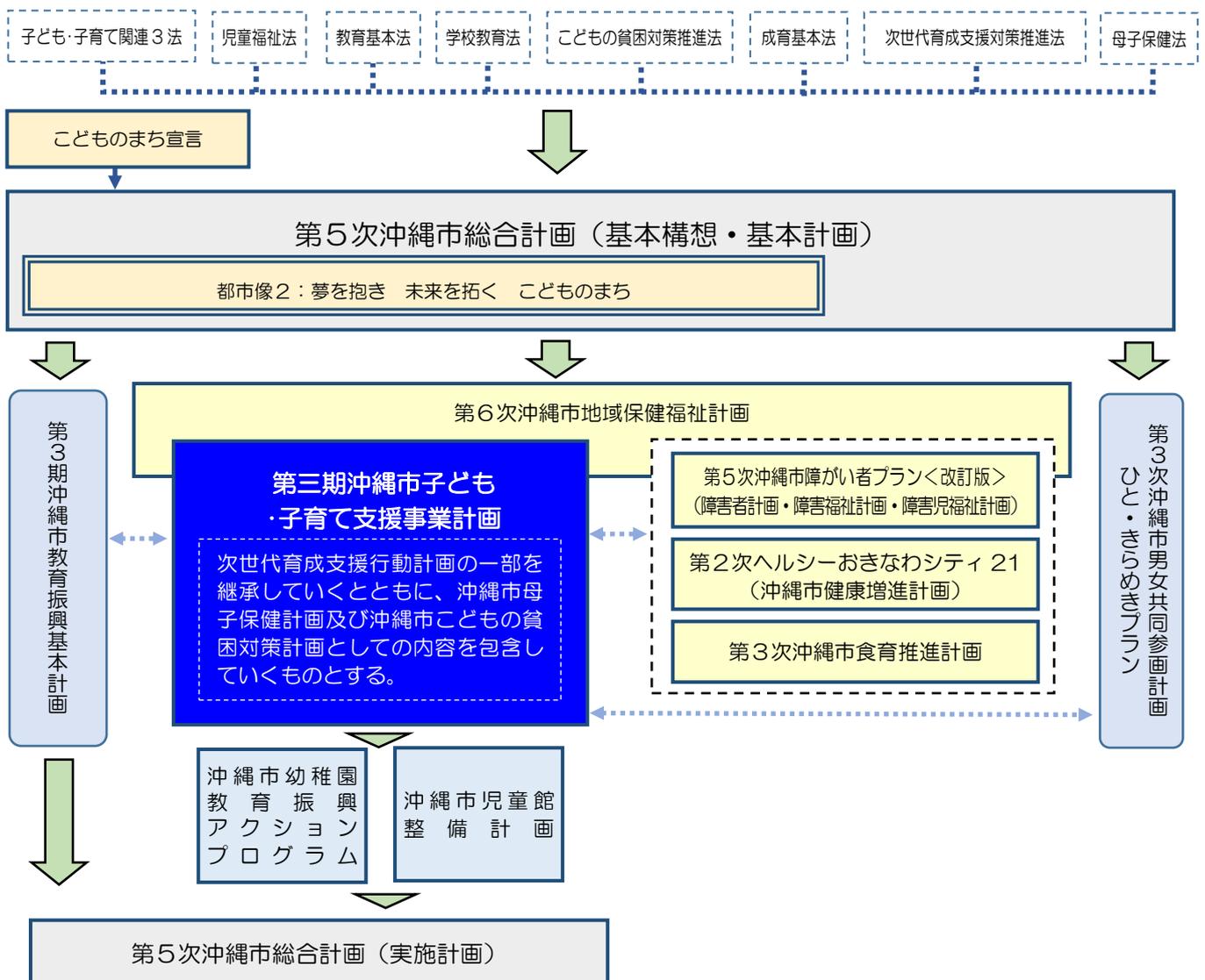
### 3 子ども・子育て支援事業計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5か年間で計画期間とします。なお、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

### 4 計画の位置づけ

本計画は、これまでの本市の取組みとの整合性を図るため、「第5次沖縄市総合計画」をはじめ、関係する各部門別計画等を踏まえて策定するものです。

なお、第二期計画は、次世代育成支援対策推進法（令和6年5月の改定により有効期限が令和17年3月31までに延長）に基づく「次世代育成支援行動計画」の一部を継承しているとともに、「沖縄市母子保健計画」及び「沖縄市こどもの貧困対策計画」の内容を包含した計画となっていたことを踏まえ、第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画についても同様に策定していくものとします。





## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状の整理

### 1 各種基礎データの把握・整理

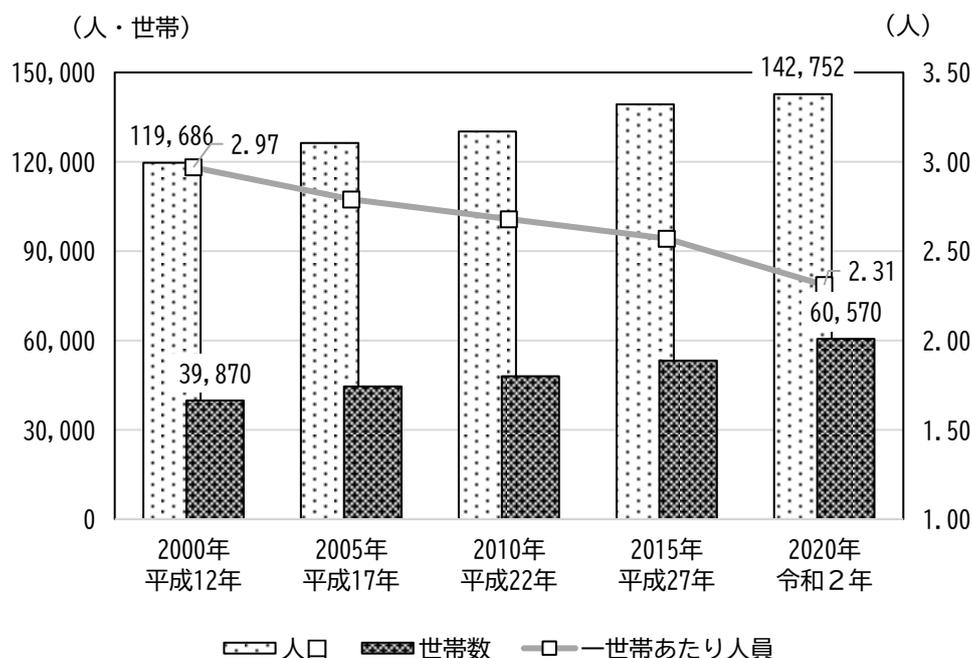
#### (1) 沖縄市のこどもを取り巻く現状について

##### 1) 人口や世帯の状況

##### ①人口・世帯の推移

- ・沖縄市の人口・世帯数をみると、2020（令和2）年の人口は142,752人、世帯数は60,570世帯で、1世帯あたり人員数は2.31人となっています。
- ・2000（平成12）年以降の推移をみると、人口は増加傾向にあり、世帯数も一貫して増加していますが、1世帯あたりの人員数が年々減少しており、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。

■沖縄市の人口推移



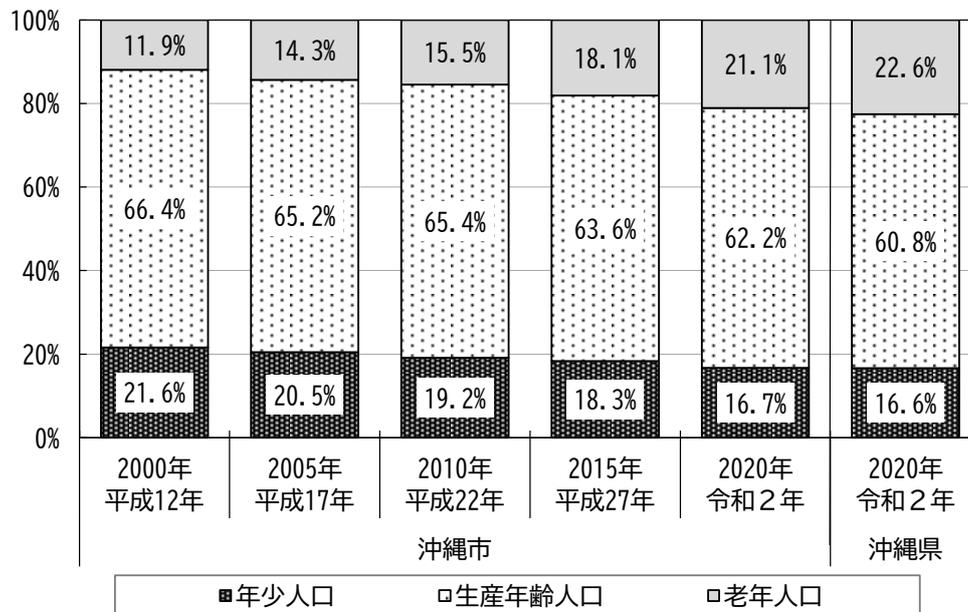
	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
<b>人口</b>	119,686	126,400	130,249	139,279	142,752
人口増加数	—	6,714	3,849	9,030	3,473
人口増加率 (%)	—	5.6%	3.0%	6.9%	2.5%
<b>世帯総数</b>	39,870	44,650	47,999	53,325	60,570
世帯増加数	—	4,780	3,349	5,326	7,245
世帯増加率 (%)	—	12.0%	7.5%	11.1%	13.6%
<b>一世帯あたり人員</b>	2.97	2.79	2.68	2.57	2.31

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## ②年齢3階層別人口

- ・2020（令和2）年の年齢3階層別人口をみると、年少人口（15歳未満）が2割弱（16.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が6割強（62.2%）、老年人口（65歳以上）が2割強（21.1%）となっています。2000（平成12）年以降の推移をみると、年少人口の割合、生産年齢人口の割合はおおむね減少が続く一方で、老年人口の割合は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- ・沖縄県と比較すると、生産年齢人口の割合がやや高く、老年人口はやや低くなっています。
- ・男女別の年齢3階層別人口をみると、2020（令和2）年は年少人口及び生産年齢人口において、男性の割合が女性よりも高くなっていますが、老年人口では逆転し、女性の割合が高くなっています。2010（平成22）年と比較しても、その傾向は変化していません。

■年齢3階層人口の推移



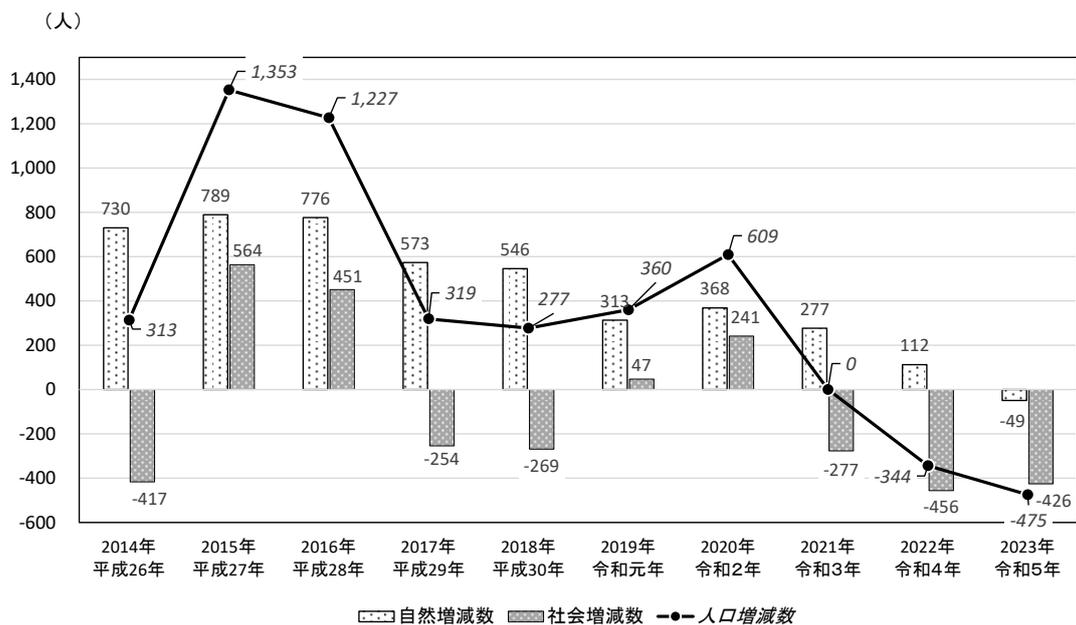
		2010（平成22）年		2020（令和2）年	
		人口	割合	人口	割合
年少人口 (15歳未満)	男性	12,689	20.1%	12,227	17.6%
	女性	12,236	18.3%	11,682	15.9%
生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	男性	41,934	66.5%	44,040	63.4%
	女性	43,079	64.3%	44,700	61.0%
老年人口 (65歳以上)	男性	8,444	13.4%	13,222	19.0%
	女性	11,693	17.5%	16,881	23.0%
総数	男性	58,198	100.0%	63,049	100.0%
	女性	58,781	100.0%	62,254	100.0%

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

### ③人口動態の推移

・2014（平成26）年から2023（令和5）年の10年間の人口増減をみると、増加幅は変化しつつも2020（令和2）年までは人口増となっていました。この間、自然増減数は2022（令和4）年までは自然増でありつつも増加幅は小さくなっており、2023（令和5）年には自然減に転じ49人の減少となっています。また、社会増減数については毎年の変化が大きくなっており、社会増となる年もありますが、2021（令和3）年以降は減少が続く、減少幅も大きくなっていきます。

#### ■人口動態の推移



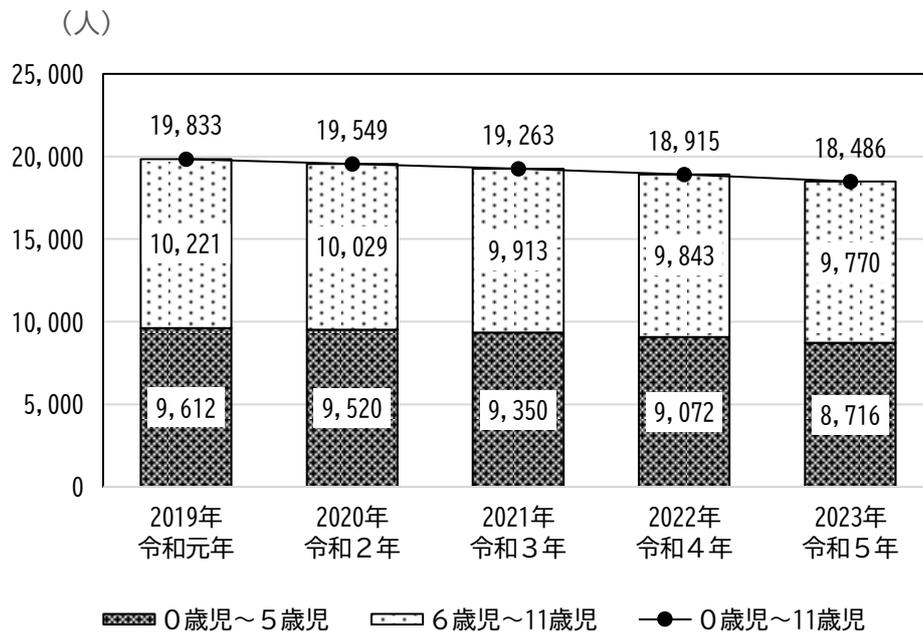
	自然動態			社会動態			人口増減数
	出生者数	死亡者数	自然増減数	転入者数	転出者数	社会増減数	
2014(平成26)年	1,681	951	730	6,570	6,987	-417	313
2015(平成27)年	1,727	938	789	6,959	6,395	564	1,353
2016(平成28)年	1,778	1,002	776	6,950	6,499	451	1,227
2017(平成29)年	1,669	1,096	573	6,519	6,773	-254	319
2018(平成30)年	1,641	1,095	546	6,591	6,860	-269	277
2019(令和元)年	1,480	1,167	313	6,818	6,771	47	360
2020(令和2)年	1,509	1,141	368	6,755	6,514	241	609
2021(令和3)年	1,485	1,208	277	6,211	6,488	-277	0
2022(令和4)年	1,465	1,353	112	6,311	6,767	-456	-344
2023(令和5)年	1,316	1,365	-49	6,137	6,563	-426	-475

出典：沖縄県「人口移動報告年報」

#### ④児童数（0歳児～11歳児）の推移

- ・本事業計画の対象となる0歳児～11歳児の児童数は、2023（令和5）年時点で18,486人となっており、うち0歳児～5歳児の児童数が8,716人、6歳児～11歳児の児童数が9,770人となっています。
- ・2019（令和元）年からの推移をみると、0歳児～5歳児、6歳児～11歳児ともに減少しています。また、6歳児～11歳児は減少幅が年々小さくなっているのに対し、0歳児～5歳児は減少幅が大きくなっており、2023（令和5）年には、2020（令和2）年の約4倍の減少数になっています。

■児童数の推移



	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年
0歳児～11歳児 (前年からの増減数)	19,833	19,549	19,263	18,915	18,486
0歳児～5歳児 (前年からの増減数)	9,612	9,520	9,350	9,072	8,716
6歳児～11歳児 (前年からの増減数)	10,221	10,029	9,913	9,843	9,770

※各年9月30日現在

出典：沖縄市「人口統計」

- ・なお、沖縄県資料より、沖縄県及び県内11市について0歳児～14歳児人口の推移（各年1月1日現在）をみると、県全体や県内市部の多くで児童数の減少がみられます。

■沖縄県・県内11市の0～14歳人口の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
沖縄県	251,740	250,103	249,184	247,060	243,793
那覇市	49,105	48,218	47,440	46,326	45,167
宜野湾市	17,397	17,425	17,441	17,262	17,039
石垣市	8,724	8,641	8,545	8,441	8,254
浦添市	20,147	19,862	19,737	19,507	19,053
名護市	10,795	10,852	10,826	10,828	10,807
糸満市	11,303	11,282	11,231	11,118	11,023
<b>沖縄市</b>	25,219	24,781	24,564	24,280	23,839
豊見城市	12,887	12,848	12,823	12,811	12,655
うるま市	21,273	21,163	21,319	21,335	21,209
宮古島市	8,629	8,669	8,673	8,460	8,291
南城市	7,545	7,573	7,773	7,961	8,030

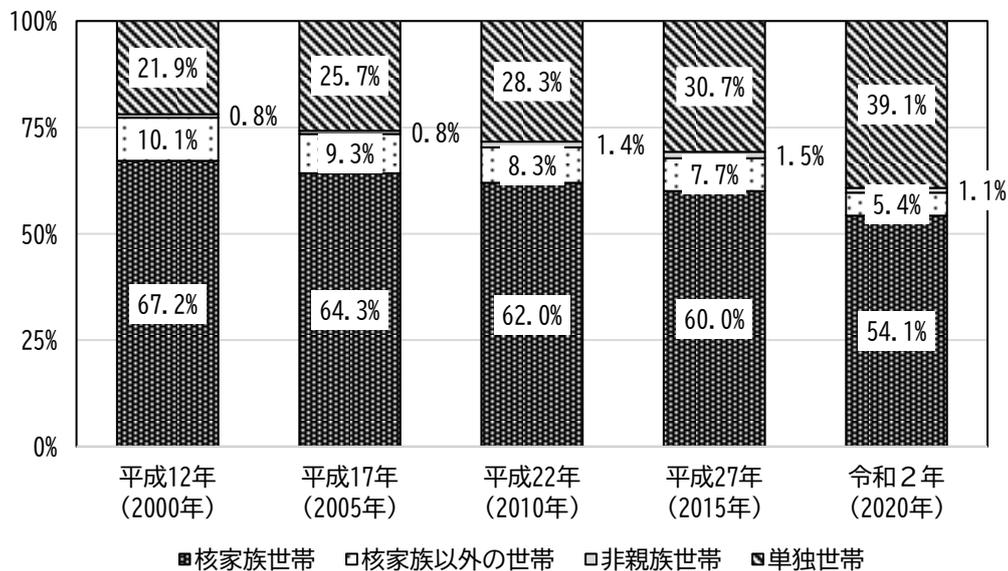
※各年1月1日現在

出典：沖縄県 HP「住民基本台帳年齢別人口」

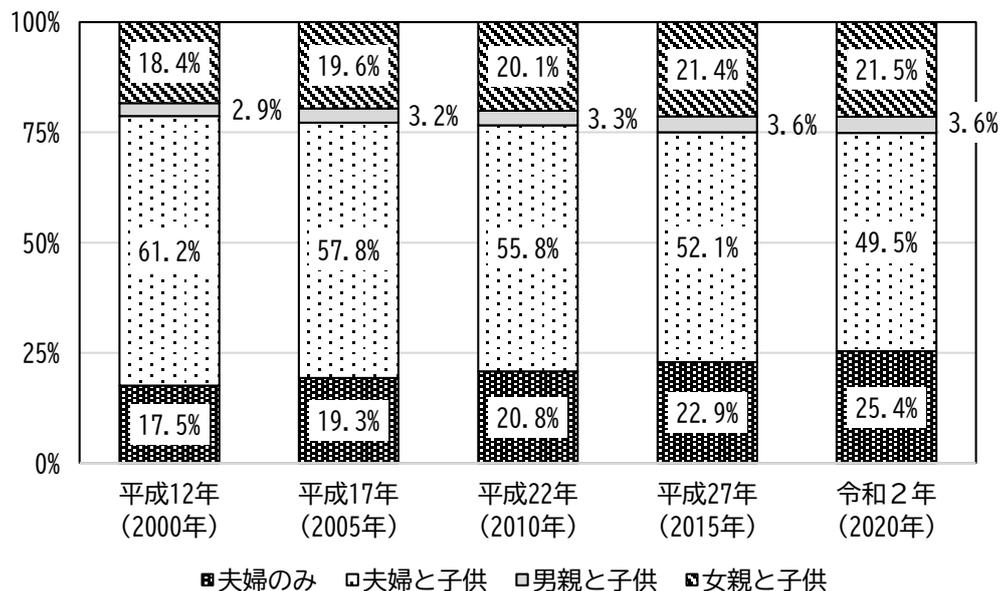
⑤世帯の家族類型

- 本市の一般世帯の家族類型をみると、核家族世帯の占める割合は減少傾向にあり、2020（令和2）年には5割強（54.1%）と、2000（平成12）年から約13ポイント減少しています。一方、単独世帯は増加傾向にあり、2020（令和2）年には約4割（39.1%）と、2000（平成12）年から約17ポイントの増加となっています。
- また、核家族世帯の家族類型をみると、夫婦と子供からなる世帯の割合は減少傾向にあり、2020（令和2）年には約5割（49.5%）と、2000（平成12）年から約12ポイントの減少となっています。一方、夫婦のみ世帯の割合は増加傾向にあり、2020（令和2）年には3割弱（25.4%）と、2000（平成12）年から約8ポイントの増加となっています。

■一般世帯の家族類型の推移



■核家族世帯の家族類型の推移



出典：総務省統計局「国勢調査結果」

⑥母子・父子世帯の状況

- ・ひとり親家庭の推移をみると、2020（令和2）年の母子世帯数は1,231世帯で、2010（平成22）年の1,740世帯より509世帯減少しています。父子世帯は146世帯で、2010（平成22）年の217世帯より71世帯の減少となっています。
- ・母子世帯の割合を県内市部、沖縄県、全国と比較すると、県内市部及び沖縄県よりも約1ポイント低くなっていますが、全国よりも約2ポイント高くなっています。父子世帯は1ポイント未満の差にとどまっています。

■母子・父子世帯数の推移

	世帯数			割合		
	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	16,884	14,917	14,798	100.0%	100.0%	100.0%
母子世帯	1,740	1,551	1,231	10.3%	10.4%	8.3%
父子世帯	217	150	146	1.3%	1.0%	1.0%

■母子・父子世帯数の比較（2020（令和2）年）

	沖縄市	県内市部	沖縄県	全国
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	14,798	111,356	143,841	10,124,964
母子世帯数	1,231	10,394	13,575	646,809
母子世帯の割合	8.3%	9.3%	9.4%	6.4%
父子世帯数	146	1,217	1,651	74,481
父子世帯の割合	1.0%	1.1%	1.1%	0.7%

※母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯

※父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## 2) 出生などの動向

### ①出生数について

- ・ 沖縄市の2022（令和4）年の出生数は1,444人となっており、2020（令和2）年以降減少傾向で推移しています。
- ・ 合計特殊出生率（平成30年～令和4年）は1.81となっており、沖縄県とほぼ同じ値となっています。

#### ■出生数の推移及び合計特殊出生率

	沖縄県	那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市
2018(平成30)年	15,732	2,916	1,157	538	1,245	736
2019(令和元)年	14,902	2,818	1,136	542	1,171	676
2020(令和2)年	14,943	2,737	1,183	480	1,240	668
2021(令和3)年	14,535	2,570	1,157	494	1,222	675
2022(令和4)年	13,594	2,401	1,029	490	1,149	621
合計特殊出生率 2018(平成30)年 ～2022(令和4)年	1.8	1.55	1.82	1.95	1.78	1.83

	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
2018(平成30)年	733	1,624	857	1,325	520	470
2019(令和元)年	711	1,426	761	1,264	519	406
2020(令和2)年	685	1,501	767	1,339	524	447
2021(令和3)年	685	1,478	795	1,276	472	423
2022(令和4)年	621	1,444	715	1,166	475	399
合計特殊出生率 2018(平成30)年 ～2022(令和4)年	2.02	1.81	1.99	1.88	2.06	1.94

※出生数は、沖縄県の「人口動態統計」の数値。

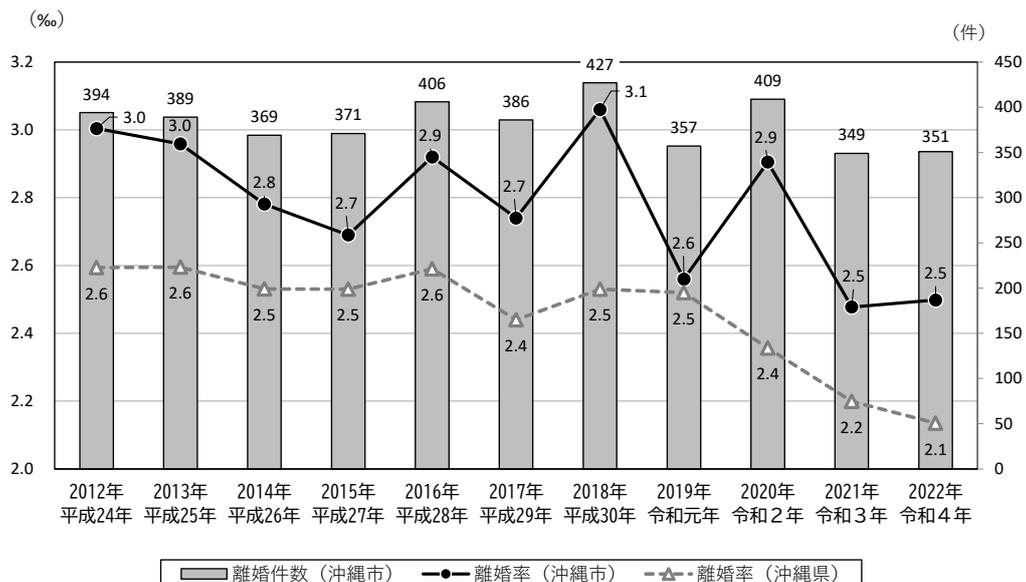
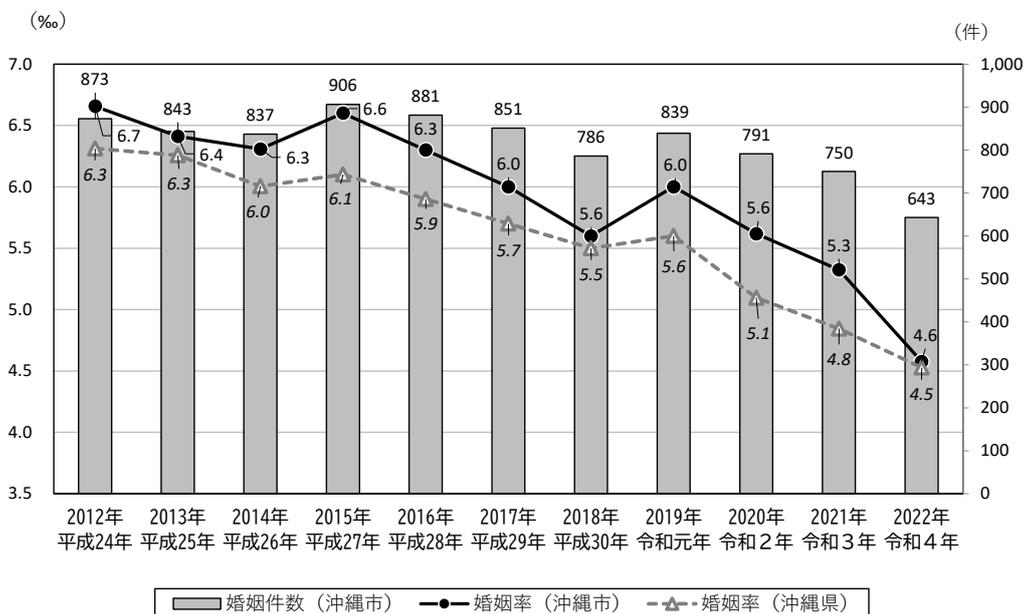
※合計特殊出生率は、厚生労働省の「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」の数値。平成30年～令和4年の5カ年平均。

出典：沖縄県「人口動態統計」  
厚生労働省「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

## ②婚姻、離婚の動向

- ・2022（令和4）年の婚姻件数は643件、婚姻率（人口千対）は4.6‰となっており、増加に転じた年もあるものの全体的に減少傾向にあります。また、2022（令和4）年は婚姻率が大きく減少しており、新型コロナウイルス感染拡大による社会活動の制限が影響していると考えられます。婚姻率は、沖縄県の値を上回るか同程度となっています。
- ・離婚件数は増減を繰り返しながら、概ね横ばいかやや減少傾向で推移しており、2022（令和4）年の離婚件数は351件、離婚率（人口千対）は2.5‰となっています。離婚率は沖縄県を上回って推移しています。

■婚姻率（上）及び離婚率（下）の推移



※婚姻率（単位：‰）＝年間婚姻届出件数/全体人口×1000

※離婚率（単位：‰）＝年間離婚届出件数/全体人口×1000

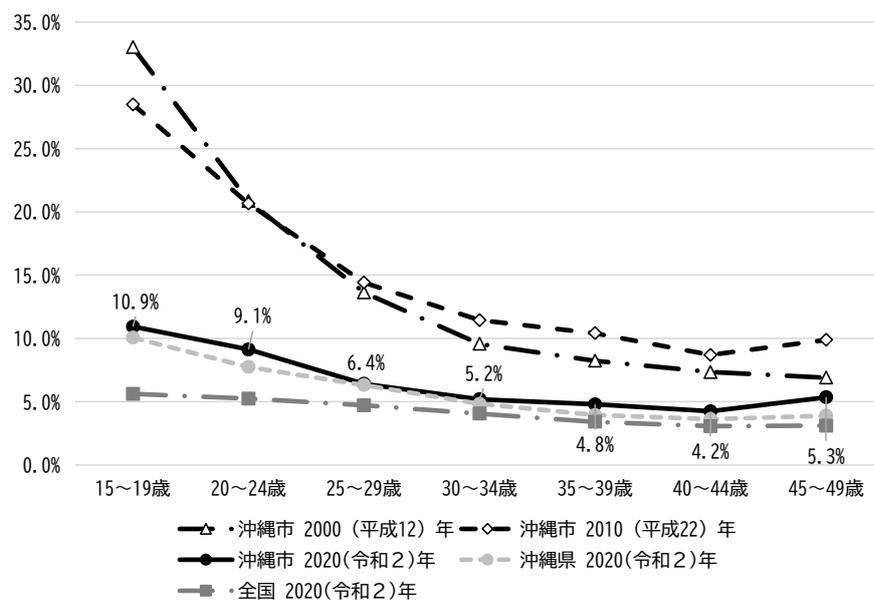
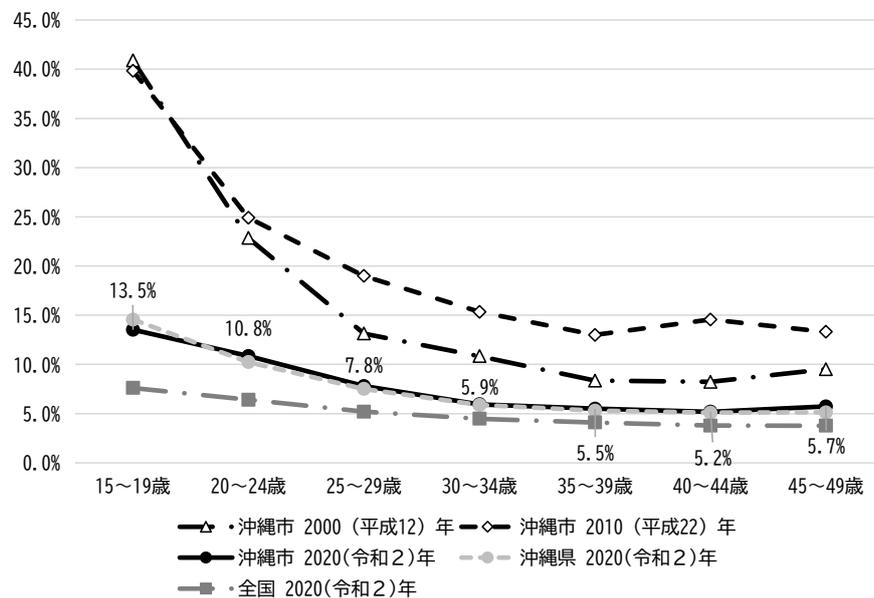
出典：沖縄県「沖縄県人口動態統計」

### 3) 就労の状況

#### ①労働人口・完全失業者数等の推移

- ・2020（令和2）年の15～49歳の男性の完全失業率をみると、15～19歳で13.5%と全国と比べて高くなっているものの、30～49歳では全国とほぼ同じ水準となっています。沖縄県と比べると、すべての年代で沖縄県とほぼ同じ水準となっています。
- ・15～49歳の女性の完全失業率については、15～19歳で10.9%と全国と比べてやや高くなっているものの、30歳～49歳では全国とほぼ同じ水準となっています。沖縄県と比べると、すべての年代で沖縄県とほぼ同じかやや上回る水準となっています。

■男性（上）及び女性（下）の年齢階級別完全失業率の推移



※完全失業率とは、労働力人口に占める完全失業者の割合。

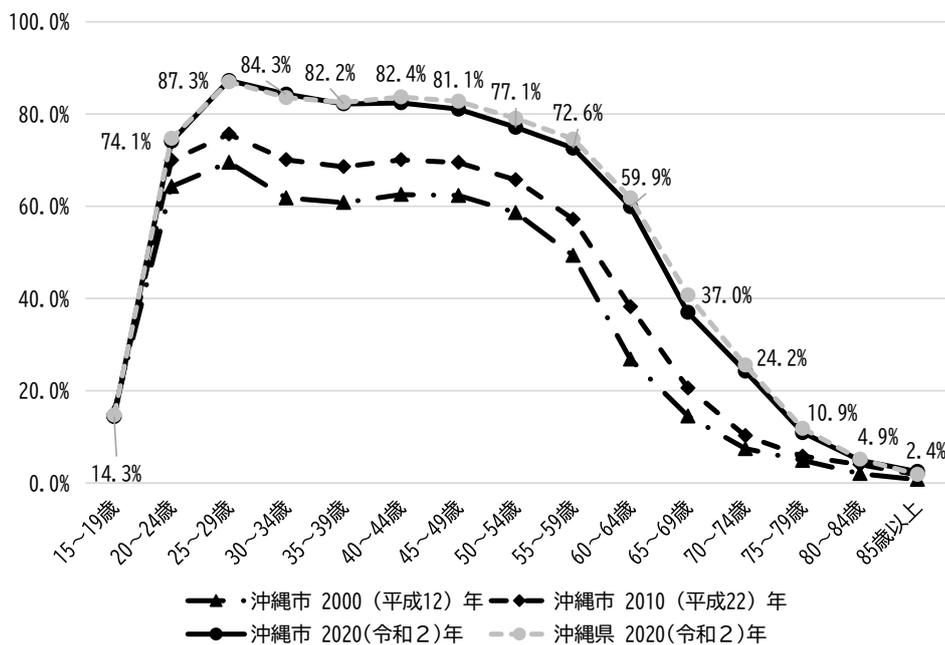
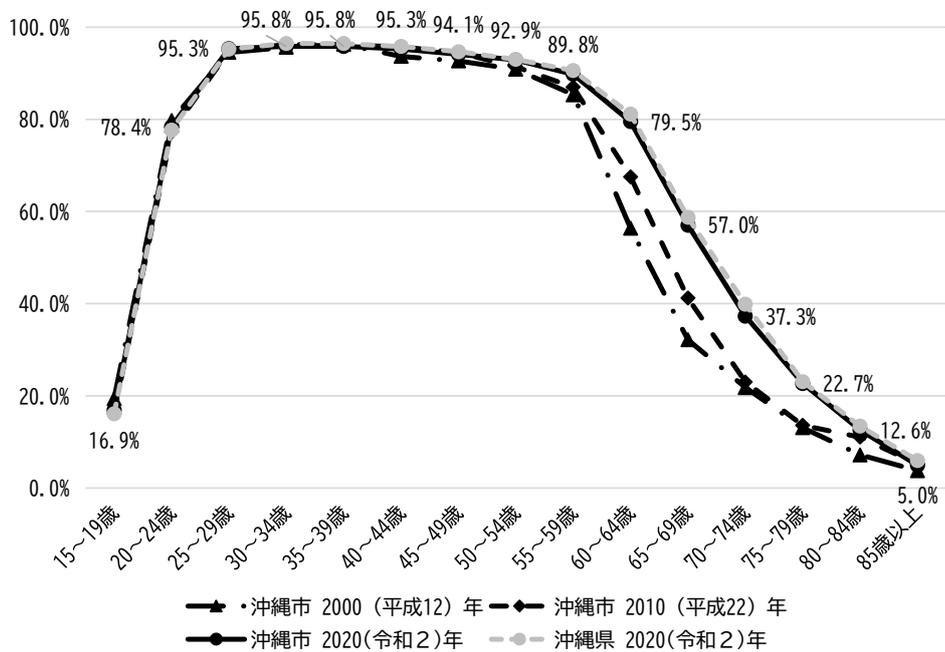
※令和2年の労働力人口及び完全失業者数は不詳補完による。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## ②年齢階級別労働力率の推移

- ・2020（令和2）年の男性の労働力率をみると、25歳～59歳にかけて9割程度となっています。また、2010（平成22）年と比べ労働力率が増加しており、特に55歳～79歳にかけて大きく増加し、75歳～79歳でも約5人に1人（22.7%）が働いています。沖縄県と比べると、すべての年代で沖縄県とほぼ同じ水準となっています。
- ・女性の労働力率をみると、25歳～29歳で87.3%と最も高くなって以降は減少となるものの、30歳～54歳にかけてほぼ横ばいとなっており、M字カーブの改善がみられます。また、2010（平成22）年と比べ全体的に労働力率が増加しており、75～79歳でも約1割（10.9%）が働いています。沖縄県と比べると、すべての年代で沖縄県とほぼ同じかやや下回る水準となっています。

■男性（上）及び女性（下）の年齢階級別労働力率の推移



## (2) 子ども・子育て支援事業関連の各種基礎データの整理

### 1) 保育所、幼稚園の状況

#### ①保育所の状況

- ・2024（令和6）年4月1日現在、公立保育所5箇所、私立保育園53箇所、認定こども園（2号・3号）7箇所、小規模保育事業23箇所、事業所内保育事業2箇所の計90箇所となっており、利用定員数は、公立保育所430人、私立保育所4,026人、認定こども園539人、小規模保育事業363人、事業所内保育事業93人の計5,451人となっています。
- ・2020（令和2）年以降の推移をみると、定員数はそれぞれ増減を繰り返しつつおおむね横ばいで推移していますが、認定こども園（2号・3号）は増加傾向にあり、利用定員数は4倍程度に増加しています。
- ・市外の認可保育所等へ入所している児童数は、2024（令和6）年4月1日現在、97人となっており、2020（令和2）年以降の推移をみると、増減を繰り返しつつおおむね横ばいで推移しています。

#### ■公立保育所の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		5	5	5	5	5
利用定員数（人）		430	430	430	430	430
入所児童数（人）		292	315	295	278	286
	5歳児	38	65	64	59	62
	4歳児	85	95	96	91	81
	3歳児	91	95	91	80	90
	2歳児	43	42	31	32	35
	1歳児	35	18	13	16	18
	0歳児	0	0	0	0	0

#### ■私立保育所の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		56	58	57	56	53
利用定員数（人）		4280	4404	4390	4290	4026
入所児童数（人）		4443	4565	4469	4306	3993
	5歳児	434	518	517	523	527
	4歳児	1024	1003	975	935	853
	3歳児	992	988	958	903	861
	2歳児	859	872	840	848	784
	1歳児	750	778	797	748	673
	0歳児	384	406	382	349	295

※有資格者の配置状況により定員まで受け入れができない場合があるため、入所児童数は利用定員数より低い数字となる。

出典：沖縄市保育・幼稚園課

■認定こども園（私立）の2号・3号入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		2	2	3	4	7
利用定員数（人）		140	140	215	295	539
入所児童数（人）		192	135	212	268	494
2号	5歳児	40	31	41	62	89
	4歳児	46	30	45	65	100
	3歳児	52	29	43	65	100
3号	2歳児	28	18	34	31	84
	1歳児	18	18	32	30	82
	0歳児	8	9	17	15	39

■小規模保育園の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		21	22	23	23	23
利用定員数（人）		335	351	363	363	363
入所児童数（人）		310	348	322	331	310
	2歳児	129	147	132	144	140
	1歳児	127	131	138	141	124
	0歳児	54	70	52	46	46

■事業所内保育所の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		3	3	2	2	2
利用定員数（人）		90	90	119	93	93
入所児童数（人）		80	34	38	50	39
	2歳児	24	12	14	19	15
	1歳児	27	15	17	19	17
	0歳児	29	7	7	12	7

※有資格者の配置状況により定員まで受け入れができない場合があるため、入所児童数は利用定員数より低い数字となる。

出典：沖縄市保育・幼稚園課

■市外の認可保育所等へ入所している児童数

各年4月1日現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所児童数（人）	78	84	76	87	97

※市外の認可保育所等へ入所している児童数は、広域（2、3号）委託分（従業員枠含む）。

出典：沖縄市保育・幼稚園課

■認可保育所（園）の一覧

区分	No	施設名	所在地	受入年齢	利用定員	保育士数	延長保育	一時保育
公立保育所	1	知花保育所	知花 6-34-19	0歳～5歳	90	18	○	—
	2	越来保育所	越来 1-11-9	0歳～5歳	110	23	○	—
	3	山内保育所	山内 1-8-1	0歳～5歳	80	21	○	—
	4	胡屋あけぼの保育所	胡屋 5-16-1	0歳～5歳	60	17	○	—
	5	泡瀬保育所	泡瀬 6-27-1	0歳～5歳	90	19	○	—
私立保育所	6	あおぼ保育園	宇登川 2296-1	0歳～5歳	75	12	○	—
	7	おとは保育園	松本 1-20-5	0歳～5歳	60	16	○	—
	8	カフー美里保育園	美里 2-28-2	0歳～5歳	75	12	○	—
	9	キディー保育園	美原 1-9-8	0歳～4歳	80	17	○	—
	10	白鳥保育園	美原 2-15-21	2歳～5歳	90	16	○	—
	11	白鳥保育園分園白鳥つ子	美原 2-13-8	0歳～1歳	30	12	○	—
	12	すみれっ子保育園	松本 3-17-5	0歳～5歳	90	11	○	—
	13	たんぼぼ保育園	登川 1-33-3	0歳～5歳	105	15	○	—
	14	ちばなハイサイ保育園	知花 5-19-57	0歳～5歳	80	17	○	—
	15	でいご保育園	宮里 3-25-22	0歳～4歳	90	18	○	—
	16	登川みらい保育園	登川 2-8-6	0歳～5歳	100	18	○	—
	17	松本保育園	美里 6-27-13	0歳～5歳	100	23	○	—
	18	みはら分園きらり	宮里 2-22-1	0歳～1歳	30	7	○	—
	19	みはら保育園	美里仲原町 14-15	1歳～5歳	90	16	○	—
	20	みらいの森保育園	美原 2-20-18	0歳～5歳	75	21	○	—
	21	めぐみ野保育園	宮里 2-16-1	0歳～5歳	110	21	○	—
	22	もりのなかま保育園美里園	美里 4-11-27	0歳～5歳	70	13	○	—
	23	夢の園保育園	池原 2-20-21	0歳～5歳	80	20	○	—
	24	美ら里保育園	美里 2-19-25	0歳～5歳	60	18	○	—
	25	明道いびき保育園	松本 2-29-24	0歳～5歳	63	11	○	—
	26	愛香保育園	照屋 4-14-3	0歳～4歳	80	20	○	—
	27	あおぞらっ子保育園	安慶田 1-29-33	0歳～5歳	80	16	○	—
	28	縁保育園	山内 1-1-1	0歳～5歳	60	14	○	—
	29	かりゆし諸見保育園	諸見里 1-32-19	0歳～5歳	80	19	○	—
	30	こぼと保育園	山里 1-18-18	0歳～5歳	105	15	○	—
	31	胡屋保育園	胡屋 2-8-8	0歳～5歳	80	19	○	—
	32	さかえ保育園	山内 4-1-41	0歳～4歳	75	19	○	—
	33	諸聖徒保育園	園田 2-36-20	0歳～5歳	90	21	○	—
	34	杉の子保育園	越来 3-4-17	0歳～4歳	100	23	○	—
	35	すこやか未来保育園	安慶田 3-11-30	0歳～5歳	80	18	○	—
	36	とこいく保育園	上地 3-7-2	0歳～5歳	60	12	○	—
	37	光の子保育園	諸見里 3-27-44	0歳～5歳	90	15	○	—
	38	室川保育園	室川 2-5-20	0歳～5歳	70	16	○	—
	39	室川夜間保育園	室川 2-18-8	0歳～5歳	50	8	○	—
	40	愛の泉保育園	高原 5-14-30	0歳～5歳	90	22	○	—
	41	海の子分園花	泡瀬 2-57-7	0歳～1歳	30	8	○	—
	42	海の子保育園	泡瀬 1-32-6	0歳～5歳	105	14	○	—
	43	大芽保育園	古謝 2-5-41	0歳～2歳	42	15	○	—
	44	大芽保育園分園大地	桃原 4-27-30	3歳～5歳	60	11	○	—
	45	オリーブ保育園	大里 3-10-18	0歳～5歳	75	18	○	—
	46	かりゆし保育園	泡瀬 1-16-9	0歳～5歳	80	17	○	—
	47	ことぶき保育園	大里 2-31-15	0歳～5歳	90	20	○	—
	48	さざなみっこ保育園	泡瀬 2-46-20	0歳～5歳	60	16	○	—
	49	サムエル保育園	古謝 2-31-6	0歳～5歳	90	19	○	—
	50	ていっず保育園	比屋根 5-2-27	0歳～5歳	60	16	○	—
	51	どりーむ保育園	泡瀬 2-22-15	0歳～5歳	60	12	○	—
	52	ハレルヤ保育園	古謝 2-18-11	0歳～5歳	100	14	○	—
	53	ひやごん保育園	比屋根 3-6-8	0歳～5歳	60	12	○	—
54	ぶどうの木保育園	泡瀬 4-45-20	0歳～5歳	70	14	○	—	
55	美浦保育園	桃原 3-15-22	0歳～5歳	85	14	○	—	
56	みちしお保育園	桃原 327	0歳～4歳	99	19	○	—	
57	みちしお分園 viorus	桃原 3-18-17	5歳	27	3	○	—	
58	若松保育園	比屋根 6-11-30	0歳～5歳	90	24	○	—	
認定こども園	59	みさとこども園（保育所型）	美里仲原町 12-11	0歳～5歳	81	16	○	—
	60	愛星幼稚園（幼稚園型）	胡屋 6-2-1	3歳～5歳	80	15	○	—

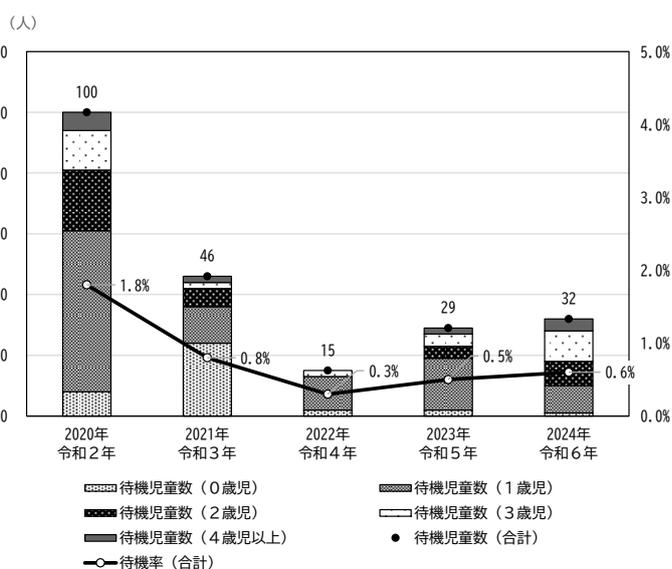
	61	きらきらこども園 Ageda (幼保連携型)	安慶田 5-2-2	0歳～5歳	90	15	○	○
	62	あいのほしこども園 (保育所型)	安慶田 4-9-35	0歳～5歳	115	18	○	—
	63	おきなわ地球こども園 (幼保連携型)	比屋根 4-23-1	0歳～5歳	135	18	○	○
	64	きらきらこども園 (幼保連携型)	大里 2-6-16	0歳～5歳	95	16	○	○
	65	認定こども園シャローム (保育所型)	高原 1-3-80	0歳～5歳	93	15	○	—
小規模保育事業	66	アイビス知花保育園	知花 4-5-9	0歳～2歳	15	8	○	—
	67	スマイリー保育園	美原 1-13-14	0歳～2歳	15	6	○	—
	68	ふくっこ保育園	古謝津嘉山町 25-1	0歳～2歳	15	7	○	—
	69	恵育保育園	美原 4-9-3	0歳～2歳	15	11	○	—
	70	もものき保育園	宮里 4-2-6	0歳～2歳	15	7	○	—
	71	もりのなかま保育園美原園	美原 2-23-3	0歳～2歳	19	4	○	—
	72	もりのなかま保育園美原パンダ園	美原 2-8-10	0歳～2歳	19	6	○	—
	73	エンジェル保育園	上地 4-18-9	0歳～5歳	17	6	○	—
	74	かなで保育園	胡屋 5-13-2	0歳～2歳	19	7	○	—
	75	山里リブラ保育園	山里 1-1-2	0歳～2歳	19	9	○	—
	76	アリス保育園	泡瀬 2-16-21	0歳～2歳	19	6	○	—
	77	かなでフィル保育園	与儀 1-2-23	0歳～2歳	15	7	○	—
	78	こころのねっこ保育園	与儀 1-4-19	0歳～2歳	18	7	○	—
	79	さん保育園	大里 3-11-48	0歳～2歳	15	11	○	—
	80	ともわ乳児園泡瀬園	泡瀬 3-35-7	1歳～2歳	12	6	○	—
	81	ともわ乳児園泡瀬第2	泡瀬 2-4-3	1歳～2歳	12	6	○	—
	82	ニチキッズこじや保育園	古謝 2-19-15	0歳～2歳	18	5	○	—
	83	ひまわり保育園おきなわ	与儀 1-4-19	0歳～2歳	19	5	○	—
	84	ほっぺるランド沖縄海邦	海邦 2-5-3	0歳～2歳	19	11	○	—
	85	マラナタ保育園	比屋根 2-8-6	0歳～2歳	12	9	○	—
	86	みらいおきなわ保育園	古謝 2-31-27	0歳～2歳	12	6	○	—
	87	京進のほいくえん HOPPA 泡瀬さざなみ園	泡瀬 5-16-4	0歳～2歳	12	4	○	—
	88	京進のほいくえん HOPPA 泡瀬園	泡瀬 4-31-16 MK2 1 F	0歳～2歳	12	5	○	—
事業所内保育事業	89	ヤクルトわくわく宮里保育園	宮里 4-17-10	0歳～2歳	19	11	○	—
	90	わかば保育園	知花 6-38-26	0歳～2歳	74	27	○	—

出典：沖縄市保育・幼稚園課

■待機児童数・待機率の推移

②待機児童の状況

- ・2024 (令和6) 年4月1日現在、定員 5,629 人、待機児童数 32 人、待機率 0.6%となっています。
- ・2020 (令和2) 年以降の推移をみると、定員の増加に伴い、待機児童数は大きく減少して2022 (令和4) 年で15人となりましたが、翌年以降は増加に転じて推移しています。



年		2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
定員		5336	5542	5595	5615	5629
0歳児	待機児童数	8	24	2	2	1
	待機率	1.6%	4.1%	0.4%	0.4%	0.2%
1歳児	待機児童数	53	12	11	17	9
	待機率	4.7%	1.1%	0.9%	1.5%	0.8%
2歳児	待機児童数	20	6	0	4	8
	待機率	1.8%	0.5%	0.0%	0.3%	0.7%
3歳児	待機児童数	13	2	2	4	10
	待機率	1.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.9%
4歳児以上	待機児童数	6	2	0	2	4
	待機率	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%
合計	待機児童数	100	46	15	29	32
	待機率	1.8%	0.8%	0.3%	0.5%	0.6%

出典：沖縄市保育・幼稚園課

### ③認可外保育施設

- ・2024（令和6）年4月1日現在、認可外保育施設は40箇所、定員数は1,050人となっており、2020（令和2）年以降の推移をみると、増減を繰り返しながらやや減少傾向で推移しています。

#### ■認可外保育施設の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		45	44	42	45	40
定員数（人）		1136	999	1,086	1,081	1,050
	5歳児	122	119	149	132	152
	4歳児	230	213	228	246	188
	3歳児	257	227	261	204	250
	2歳児	267	243	200	258	248
	1歳児	220	154	218	195	173
	0歳児	40	43	30	46	39

※居宅訪問型事業は定員について設定していない場合があるため、定員数には居宅訪問型事業は含まれていない。

出典：沖縄市保育・幼稚園課

■認可外保育施設一覧

No	施設名	所在地	受入年齢	利用定員	保育士数	延長保育	一時保育
1	あいぐらん保育園泡瀬（企業主導型）	泡瀬 5-1-4	2ヶ月～2歳	6	5	—	—
2	あかちゃんハウスゆいゆい	泡瀬 1-3-9	2ヶ月～2歳	10	1	—	○
3	STEPONEInternational	泡瀬 1-19-12	6ヶ月～5歳	25	0	—	○
4	そよ風保育園	大里 3 丁目 17 番 31 号 2F	1～5歳	41	4	—	—
5	ニチキッズコザ高通り保育園（企業主導型）	大里 1-11-37 沖玩ビル 2F	57日～2歳	9	5	○	○
6	保育園ちびっこひろば	古謝 2-14-6	1～4歳	51	3	—	—
7	もりのなかも保育園古謝園（企業主導型）	古謝 1-5-22	3ヶ月～2歳	9	8	○	—
8	BRIGHTSTARINTERNATIONALPRESCHOOL	桃原 4-9-1	2ヶ月～5歳	42	0	—	—
9	なにいろほいくえん	比屋根 4-17-15	5ヶ月～4歳	59	3	○	○
10	タビックちきゅう保育園（企業主導型）	比屋根 1-16-2	6ヶ月～5歳	15	13	○	—
11	保育園ルームスター☆キッズ比屋根園	比屋根 1-12-12	6ヶ月～5歳	30	2	○	○
12	ななすく保育園	安慶田 1-20-54	1～5歳	19	1	○	—
13	愛の星 familiar（企業主導型）	安慶田 5-2-5	4ヶ月～2歳	9	8	○	○
14	みらい保育園プラザハウス園（企業主導型）	久保田 3-11-1 プラザハウス SC 内	0～2歳	9	10	○	○
15	かなで幼児園	胡屋 5-13-21F	3～5歳	36	3	○	—
16	リーダース幼児学園	胡屋 6-16-7	10ヶ月～5歳	133	4	—	—
17	モアナ・カマリイセンター	中央 3-14-2	1ヶ月～18歳	20	4	—	○
18	TheLittleEinsteinsSchool	上地 3-8-10	3歳～5歳	18	2	○	—
19	いろは保育園（企業主導型）	照屋 3-2-2	6ヶ月～2歳	7	9	—	○
20	よつばほいくえん	照屋 1-27-42F	1歳6ヶ月～5歳	15	2	○	○
21	ももやま保育園	南桃原 4-17-15	2～5歳	83	5	—	—
22	パーチェ山里保育園（企業主導型）	山里 1-1-2305	6ヶ月～5歳	15	10	○	—
23	こころ保育園	明道 1-15-22	1～5歳	58	5	—	—
24	SchoolhousebyRyukyusScholarsIncorporated	知花 1-2-11828HUB	6ヶ月～5歳	80	1	—	○
25	BusyLittleBumblebees	知花 4-5-9	3ヶ月～5歳	35	0	—	—
26	アスクのぼりかわ保育園（企業主導型）	登川 2710-1 かりゆしビル 2 階	57日後～3歳	25	11	○	○
27	EarlyLearnersInternationalPreschool	登川 3-25-20	1～5歳	167	0	○	—
28	あいあい保育園美原園（企業主導型）	東 1-31-1	4ヶ月～5歳	44	14	○	—
29	きらら保育園（企業主導型）	東 2-26-11	9ヶ月～2歳	6	7	—	—
30	このひかり保育園（企業主導型）	宇松本 915-3	7ヶ月～2歳	19	14	—	○
31	ニコット乳児園	松本 3-5-3	4ヶ月～3歳	8	2	—	—
32	もりのなかも保育園美里ひよこ園（企業主導型）	美里 4-11-272 階	3ヶ月～2歳	5	7	○	—
33	ミッフィー保育園	美原 4-6-231 号棟	1～5歳	15	1	—	—
34	ニライ保育園	宮里 3-25-15	1～5歳	218	13	○	—
35	もりのなかも保育園宮里園（企業主導型）	宮里 2-23-18	3ヶ月～5歳	19	9	○	—
36	スマイルハッピー（居宅訪問型）	—	—	2	1	相談	○
37	Twinkle（居宅訪問型）	—	—	1	0	相談	○
38	にじいろ Kanoa（居宅訪問型）	—	—	1	1	相談	○
39	sitterMAI（居宅訪問型）	—	—	3	1	○	○
40	Konobabysitter（居宅訪問型）	—	—	1	1	相談	○

出典：沖縄市保育・幼稚園課

④幼稚園

- ・2024（令和6）年4月1日現在、公立幼稚園は16箇所となっています。利用定員数は公立幼稚園1,565人、私立幼稚園280人、認定こども園（1号）150人、入所児童数は公立幼稚園571人、私立幼稚園146人、認定こども園（1号）77人となっています。
- ・2020（令和2）年からの推移をみると、定員数は公立幼稚園、私立幼稚園ともに横ばいとなっていますが、認定こども園（1号）は増加傾向となっており、利用定員数は2倍程度に増加しています。

■公立幼稚園の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		16	16	16	16	16
利用定員数(人)		1565	1565	1565	1565	1565
入所児童数(人)		852	817	769	710	571
	5歳児	807	766	713	686	536
	4歳児	45	51	56	24	35

■私立幼稚園の入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		2	2	2	2	2
定員数(人)		280	280	280	280	280
入所児童数(人)		208	199	188	167	146
	5歳児	74	65	69	62	54
	4歳児	66	70	74	54	56
	3歳児	68	64	45	51	36

■認定こども園(私立)の1号入所状況

各年4月1日現在

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数		2	2	3	4	7
定員数(人)		75	75	90	105	150
入所児童数(人)		71	69	75	82	77
1号	5歳児	25	19	25	25	18
	4歳児	24	24	26	24	24
	3歳児	22	26	24	33	35

出典：沖縄市保育・幼稚園課

■幼稚園の一覧

区分	No	施設名	所在地	受入年齢	利用定員	預かり保育
公立幼稚園	1	安慶田幼稚園	安慶田 2-18-2	4～5歳	95	○
	2	泡瀬幼稚園	泡瀬 2-33-5	5歳	105	○
	3	北美幼稚園	字登川 1515	5歳	105	○
	4	越來幼稚園	越來 1-2-3	4～5歳	95	○
	5	コザ幼稚園	中央 4-16-2	4～5歳	60	○
	6	島袋幼稚園	久保田 2-21-2	4～5歳	60	○
	7	高原幼稚園	高原 5-12-3	5歳	70	○
	8	中の町幼稚園	上地 3-4-2	4～5歳	95	○
	9	比屋根幼稚園	比屋根 6-2-2	5歳	105	○
	10	美東幼稚園	桃原 3-4-1	5歳	105	○
	11	美里幼稚園	美里 4-1-2	4～5歳	165	○
	12	美原幼稚園	美原 4-20-2	5歳	105	○
	13	宮里幼稚園	宮里 3-27-2	5歳	140	○
	14	室川幼稚園	室川 2-24-2	4～5歳	60	○
	15	諸見幼稚園	胡屋 2-2-6	4～5歳	95	○
	16	山内幼稚園	山内 2-32-1	5歳	105	○
幼稚園 私立	17	聖母幼稚園	桃原 1-5-1	3～5歳	140	○
	18	コザ聖母幼稚園	嘉間良 1-4-1	3～5歳	140	○

## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の概要

第三期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、必要な事業の「量の見込み」の推計に必要な「現在の利用状況や利用意向」、子育て支援の実態などを把握することを目的に、こどもの保護者や保育士を対象に調査を行いました。

#### ■調査の実施状況

調査の種類	実施内容
小学校就学前児童 (0～6歳) 保護者調査	①対象者 住民基本台帳より無作為抽出した0歳～就学前の児童(未就学児)の保護者4,600名 ②実施方法 郵送による配布回収、子育て支援拠点等へ設置した回収ボックスによる回収、Web回答を併用 ③調査期間 令和6年3月12日～令和6年4月10日 ④有効回収数 1,989件(有効回収率42.7%)
小学生(1～5年生) 保護者調査	①対象者 小学1年生～5年生の保護者7,900名 ②実施方法 各学校にて利用している情報共有ツールを利用してWebアンケートのURL及びQRコードを配布、Web上でアンケート回答 ③調査期間 令和6年2月26日～令和6年4月10日 ④有効回収数 574件(有効回収率7.3%)
登録保育士調査	①対象者 沖縄市在住の沖縄県登録保育士1,387名 ②実施方法 郵送による配布・回収、Web回答を併用 ③調査期間 令和6年3月12日～令和6年3月31日 ④有効回収数 378件(有効回収率27.3%)

## (2) 調査結果の概要

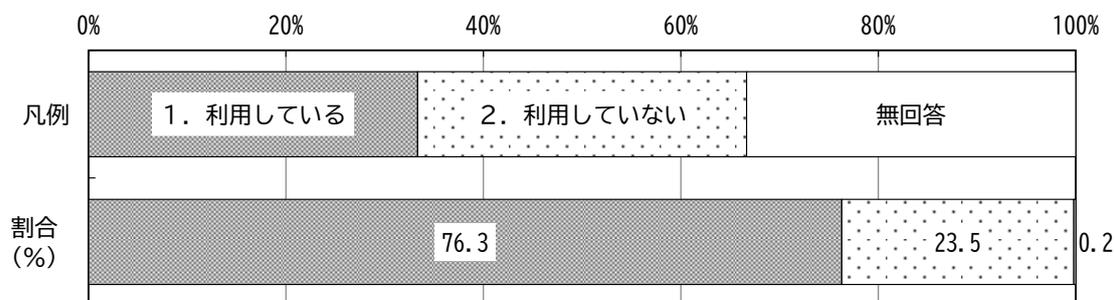
以下に調査結果の概要を掲載します。なお、表・グラフ中の「n」は集計の対象者数（設問の限定条件に該当する人の数）を表しています。

### 1) 小学校就学前児童（0～6歳）保護者調査

#### ■平日の日常的な幼稚園・保育所などの利用状況について（問17、問17-1）

・幼稚園や保育所などの日常的な利用状況は「利用している」が8割弱（76.3%）、「利用していない」が2割強（23.5%）となっています。また、こどもの年齢別で比較すると、0歳は「利用していない」割合が高いものの、1歳以降は「利用している」割合が高くなり、何らかの教育・保育の事業を利用している様子がうかがえます。

問17 幼稚園や保育所などの定期的な利用状況

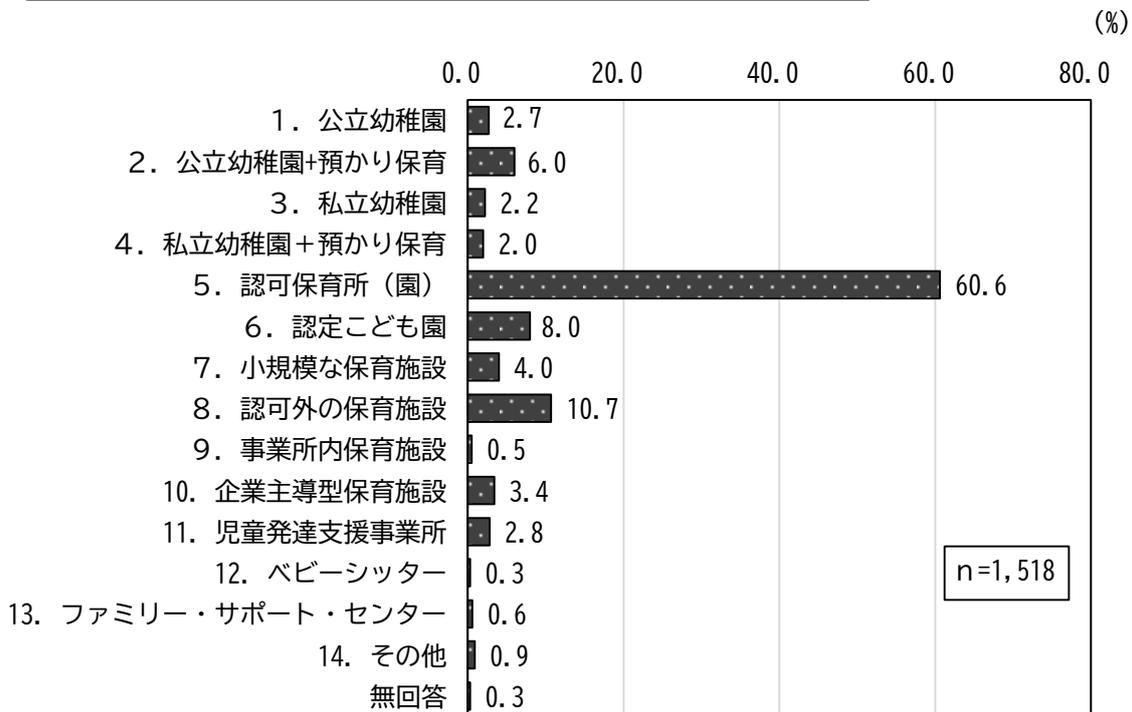


問17 幼稚園や保育園などの日常的な利用状況×年齢（単数回答）

	合計	1. 利用している	2. 利用していない	無回答	
					上段:度数 下段:横%
全体	1,989 100.0	1,518 76.3	468 23.5	3 0.2	
年齢	0歳	539 100.0	159 29.5	379 70.3	1 0.2
	1歳	281 100.0	238 84.7	43 15.3	0 0.0
	2歳	273 100.0	258 94.5	15 5.5	0 0.0
	3歳	293 100.0	274 93.5	18 6.1	1 0.3
	4歳	315 100.0	313 99.4	2 0.6	0 0.0
	5歳	287 100.0	275 95.8	11 3.8	1 0.3
	無回答	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0

- ・平日に日常的に教育・保育サービスを利用している方に対し、利用しているサービス等の内容を尋ねたところ、「認可保育所（園）」が約6割（60.6%）と最も高く、次いで「認可外の保育施設」が約1割（10.7%）となっており、それら以外は1割未満と低くなっています。年齢別でみると、5歳は他の年齢に比べて認可保育所等の利用が少なく、公立幼稚園（預かり保育含む）の利用が高くなっています。
- ・こどもの年齢別で前回調査と比較すると、5歳では「公立幼稚園」（前回 16.5%⇒今回 10.5%）、「公立幼稚園+預かり保育」（40.9%⇒27.3%）が減少し、「認可保育所（園）」（20.5%⇒35.6%）が約15ポイントと大きく増加しています。

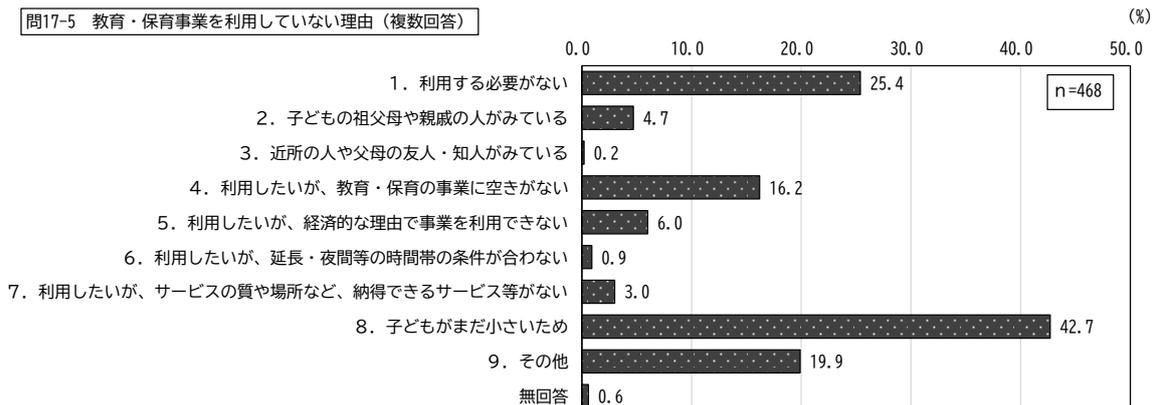
問17-1 平日に定期的に利用している教育・保育サービス（複数回答）



■平日に教育・保育サービスを利用していない理由（問17-5）

- ・日常的に教育・保育サービス等を利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」が4割強（42.7%）と最も高く、次いで「利用する必要がある」（25.4%）、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」（16.2%）となっています。

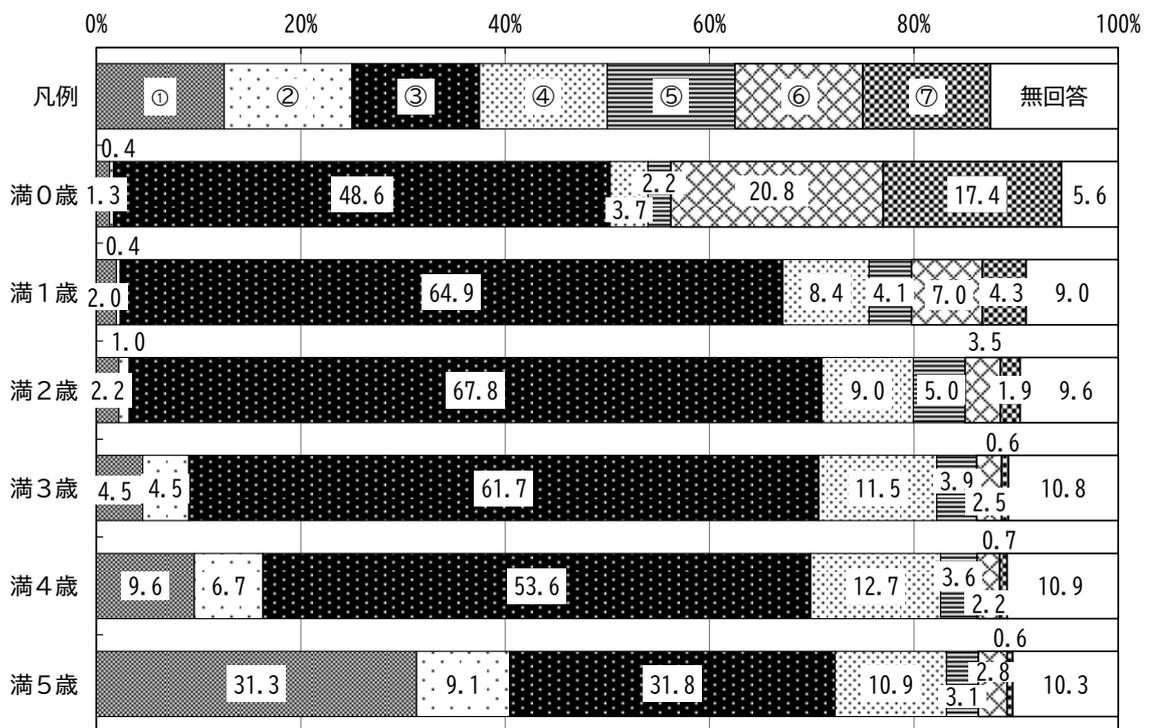
問17-5 教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（問18）

- ・各年齢において日常的に利用したいサービス等をみると、すべての年齢で「認可保育所等（認可保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設）」が最も高く、年齢があがるにつれて、「公立幼稚園（預かり保育含む）」、「私立幼稚園（預かり保育含む）」を希望する割合が高くなっています。
- ・前回調査と比較すると、満0歳を除いて、「認定こども園」がそれぞれ5ポイント以上の増加となっています。また、満5歳では「公立幼稚園」が約6ポイント減少（37.7%⇒31.3%）し、「認可保育所等」（27.2%⇒31.8%）と「認定こども園」（5.1%⇒10.9%）がそれぞれ5ポイント程度の増加となっています。

問18 各年齢で最も利用したいと思う教育・保育の事業



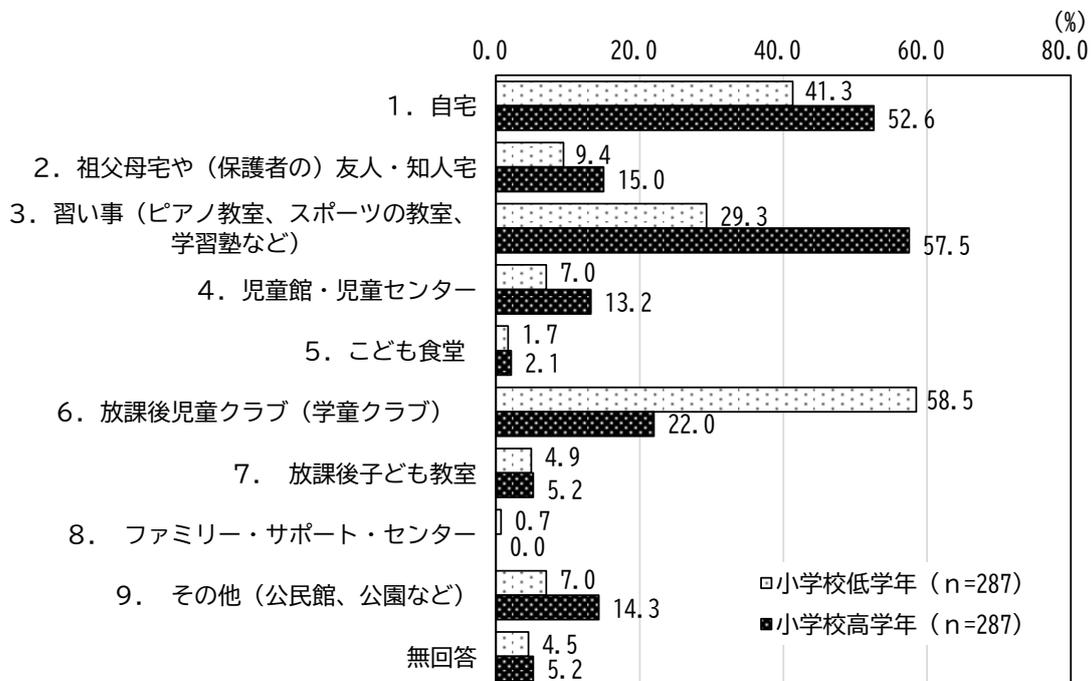
- ①公立幼稚園（1+2）
- ②私立幼稚園（3+4）
- ③認可保育所等（5+7+9）
- ④認定こども園（6）
- ⑤認可外の保育施設（8+10）
- ⑥その他（11+12+13+14+15+16）
- ⑦どれも利用するつもりはない（17）
- 無回答

※凡例の各項目のカッコ書きについては、前頁の問17-1の選択肢番号に対応

■ 小学校就学後の放課後の過ごし方について（問 33）

- ・ 小学校就学後の望ましい放課後の過ごし方について、小学校低学年では「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が6割弱（58.5%）と最も高く、次いで「自宅」（41.3%）、「習い事」（29.3%）となっています。小学校高学年では、「習い事」が6割弱（57.5%）と最も高く、次いで「自宅」（52.6%）、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」（22.0%）となっています。
- ・ 過ごさせたい場所での希望日数をみると、低学年については「放課後児童クラブ（学童クラブ）」や「1. 自宅」で週『5日』の割合が高くなっています。一方で、「祖父母宅や（保護者の）友人・知人宅」、「習い事」では週『2日以内』とする回答が多くなっています。高学年でも「放課後児童クラブ（学童クラブ）」や「1. 自宅」で週『5日』の割合が高くなっていますが、「習い事」では『2～3日』の回答が低学年よりも多くなっています。

問33 小学校進学後の望ましい放課後の過ごし方（複数回答）

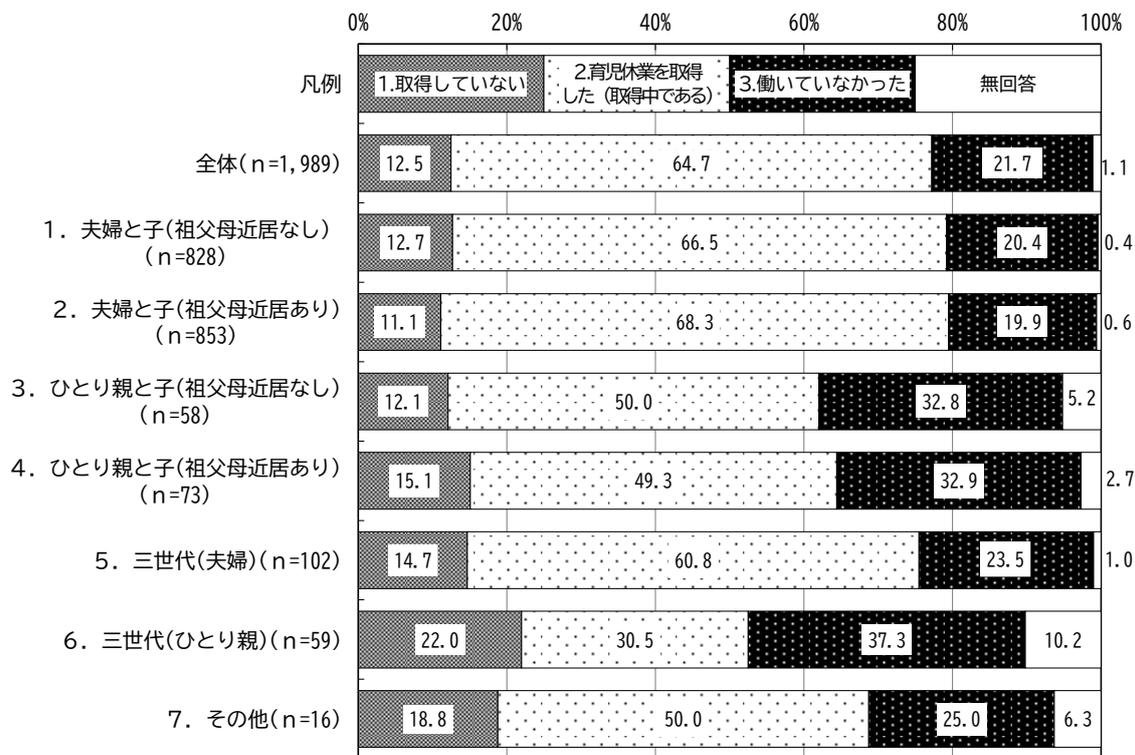


■ 育児休業の取得状況、育児休業後の職場復帰について（問 39）

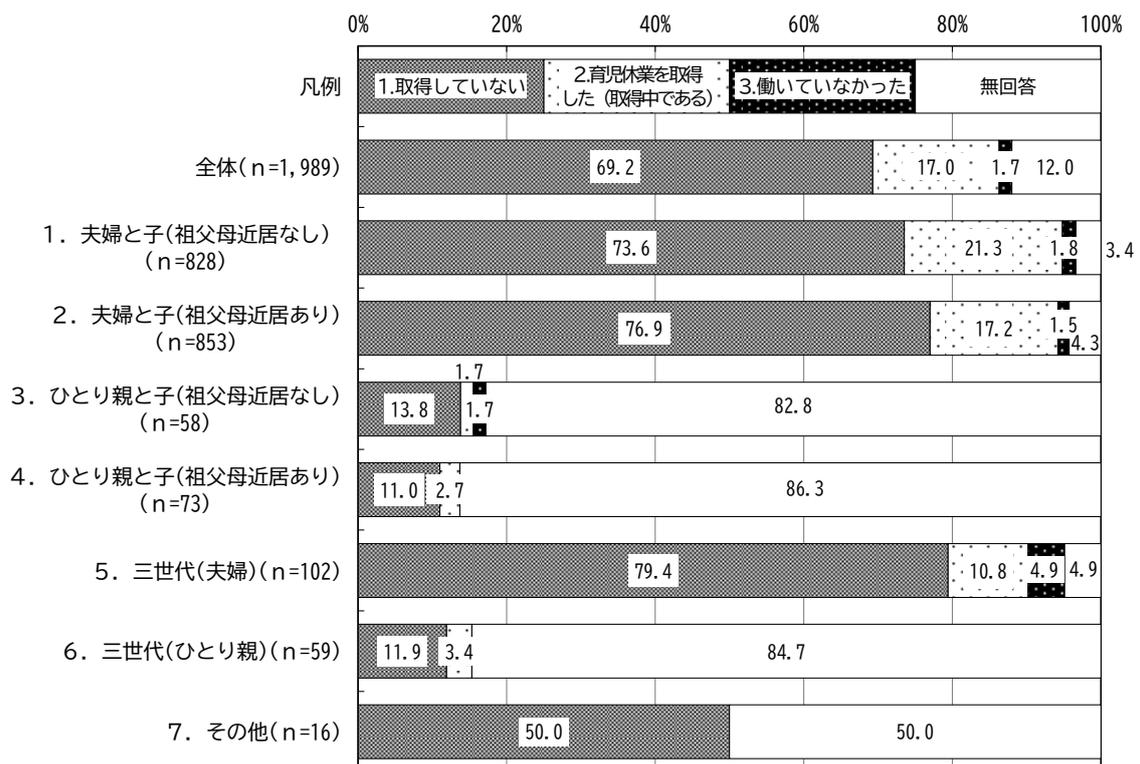
- ・ 育児休業の取得状況をみると、母親の6割強（64.7%）が育児休業を取得しているのに対し、父親の育児休業取得は2割弱（17.0%）と少ない状況となっています。また、前回調査と比較すると、母親・父親ともに育児休業取得状況は約13ポイント増加しており、育児休業が取得しやすい状況になっていることがうかがえます。
- ・ 育児休業を取得していない方に対し、取得していない理由を尋ねたところ、母親は、「その他」（自営業のため、在宅ワークのため等）が約2割（20.5%）と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」（16.9%）、「職場に育児休業の制度がなかった」（16.5%）となっていま

す。また、父親は、「仕事が忙しかった」が4割強（44.4%）と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」（38.3%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（35.9%）となっています。

問39 母親の育児休業取得状況×家族類型

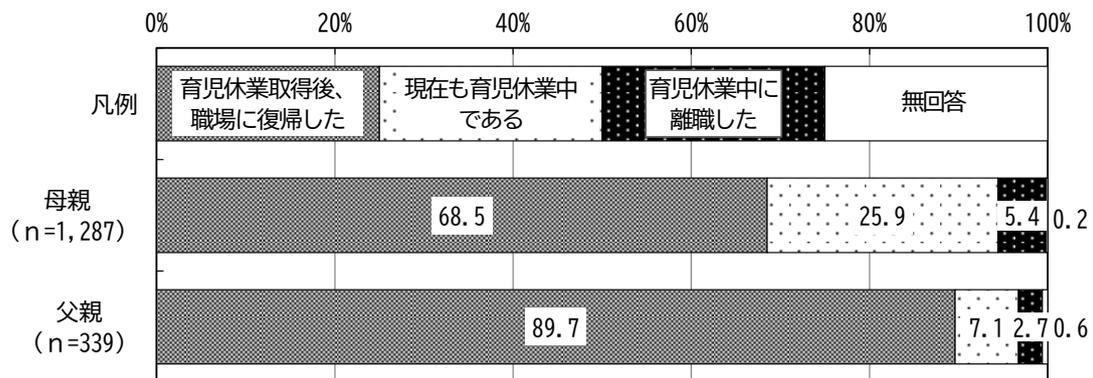


問39 父親の育児休業取得状況×家族類型



- ・育児休業を取得した方に対し、育児休業取得後の復帰状況について尋ねたところ、母親は、「育児休業取得後、職場に復帰した」が7割弱（68.5%）と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」（25.9%）、「育児休業中に離職した」（5.4%）となっています。また、父親は、「育児休業取得後、職場に復帰した」が約9割（89.7%）と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」（7.1%）、「育児休業中に離職した」（2.7%）となっています。
- ・育児休業後の仕事復帰のタイミングを尋ねたところ、母親は、「年度初め(4月)の入所に合わせたタイミングだった」が約7割（69.5%）、「それ以外だった」は3割弱（27.6%）となっています。また、父親は、「それ以外だった」が9割弱（87.2%）、「年度初め(4月)の入所に合わせたタイミングだった」は7.9%となっています。前回調査と比較すると、母親では「年度初め(4月)の入所に合わせたタイミングだった」が約12ポイント増加（58.0%⇒69.5%）しており、年度初めの入所に合わせて職場復帰するケースが多くなっています。“年度初め4月の入所のタイミングに合わせて1歳児クラスに入所させるケース”も増えていることがうかがえ、その要因として、育児休業を長期間取得しやすい環境整備が進んだだけでなく、保育所の空きがないために希望した時期の入所ができなかった可能性もあると推察されます。

問39-2 育児休業取得後の職場復帰について

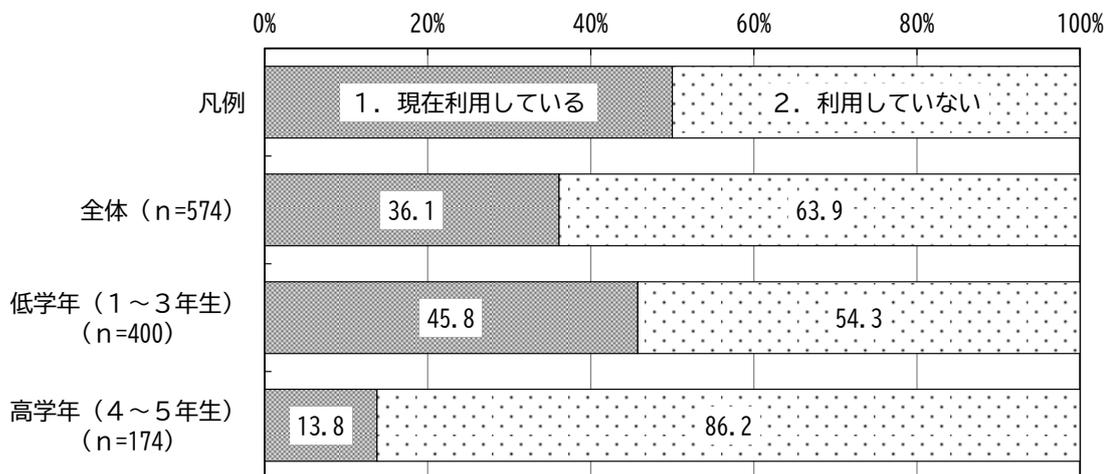


## 2) 小学生（1～5年生）保護者調査

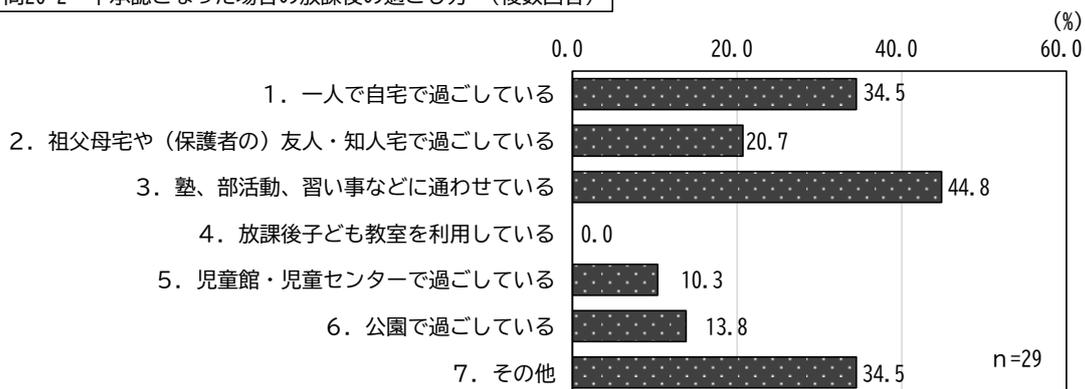
### ■放課後児童クラブの利用状況について（問19、問20-2）

- ・放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用していない」が6割強（63.9%）と高く、「現在利用している」は4割弱（36.1%）となっています。学年別にみると、低学年では5割弱（45.8%）が「現在利用している」と回答した一方で、高学年では1割強（13.8%）と低い割合となっています。
- ・放課後児童クラブの入会を申し込んだが不承認となった方に対し、お子さんの放課後の過ごし方について尋ねたところ、「塾、部活動、習い事などに通わせている」が4割強（44.8%）と最も高く、次いで「一人で自宅で過ごしている」「その他」（34.5%）となっています。

問19 放課後児童クラブ（学童クラブ）利用経験×学年



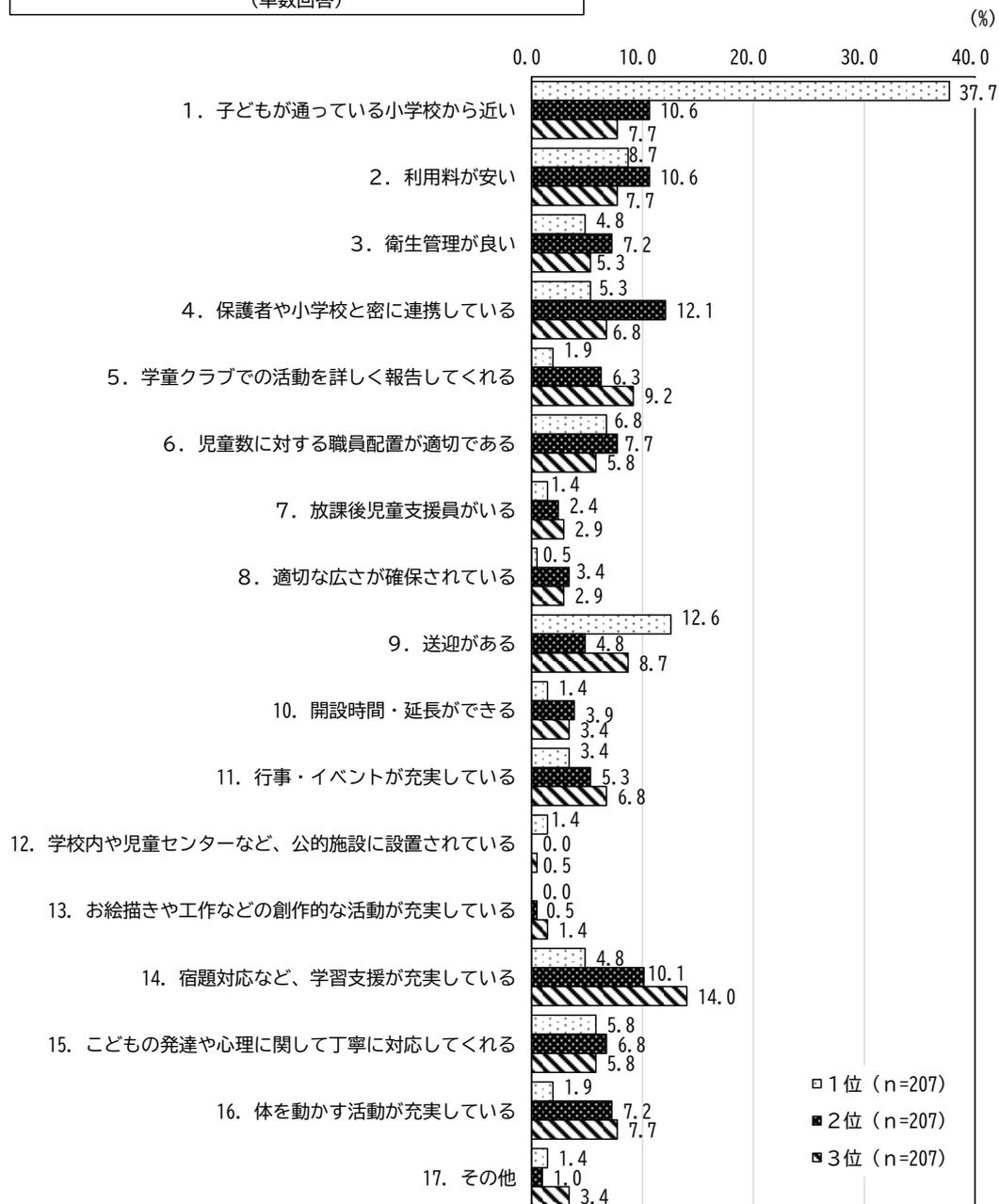
問20-2 不承認となった場合の放課後の過ごし方（複数回答）



■放課後児童クラブを選ぶ条件について（問19-2）

- ・放課後児童クラブを選ぶ条件についてみると、最も重要視する項目として「子どもが通っている小学校から近い」が4割弱（37.7%）と最も高く、次いで「送迎がある」（12.6%）、「利用料が安い」（8.7%）となっています。
- ・第2位については、「保護者や小学校と密に連携している」が1割強（12.1%）と最も高く、次いで、「子どもが通っている小学校から近い」「利用料が安い」（10.6%）となっています。
- ・第3位については、「宿題対応など、学習支援が充実している」が1割強（14.0%）と最も高く、「学童クラブでの活動を詳しく報告してくれる」（9.2%）、「送迎がある」（8.7%）となっています。

問19-2 放課後児童クラブを選ぶ際に重要視する項目（上位3位）  
（単数回答）

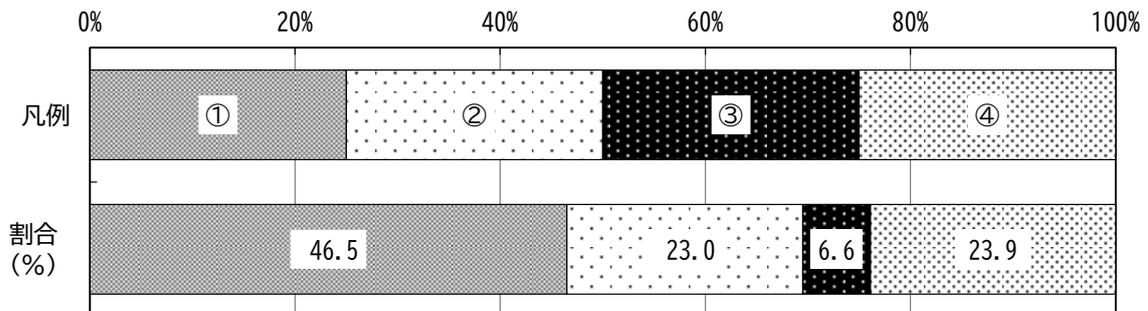


### 3) 登録保育士調査

#### ■今後の意向、保育士を続けていくための条件について（問13、問16）

- ・勤務保育士に対し、保育士として働き続けたいかという今後の従事意向を尋ねたところ、「現在働いている保育園で、働き続けたい」が5割弱（46.5%）と最も高く、次いで「将来的には別の保育園で、働き続けたい」が2割強（23.0%）であり、『保育園で働き続けたい』の割合は約7割（69.5%）となっています。一方で、「保育士として働くことを辞めたい」も2割強（23.9%）みられます。
- ・「保育園以外で、保育士として働き続けたい」、「保育士として働くことを辞めたい」との回答者に対し、保育園で働き続けたいと思わない理由を尋ねたところ、「給与面に対しての不满」が7割弱（68.9%）と最も高く、次いで「責任の重さ・事故への不安」が約6割（59.5%）、「仕事量の多さ」が6割弱（58.1%）となっています。

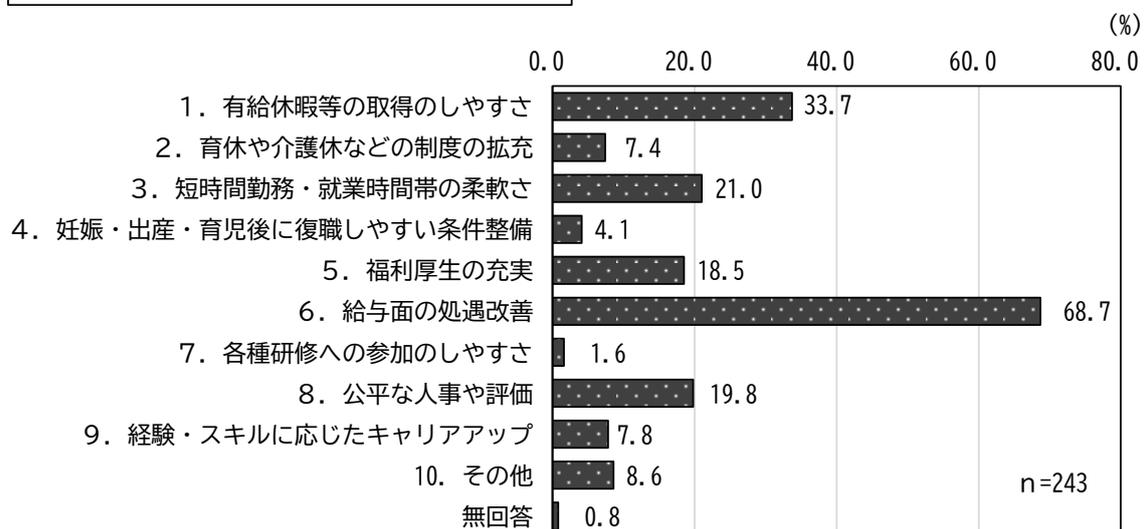
問13 今後の従事意向



- 1. 現在働いている保育園(所)で、働き続けたい □ 2. 将来的には別の保育園(所)で、働き続けたい
- 3. 保育園(所)以外で、保育士として働き続けたい □ 4. 保育士として働くことを辞めたい

- ・保育士を続けていくために整うと良い条件としては、「給与面の処遇改善」が7割弱（68.7%）と、突出して高くなっています。給与については、職場に対する満足度においても『不满』の割合が高い項目であることから、保育士の就労環境において給与の改善が強く求められていることがうかがえます。

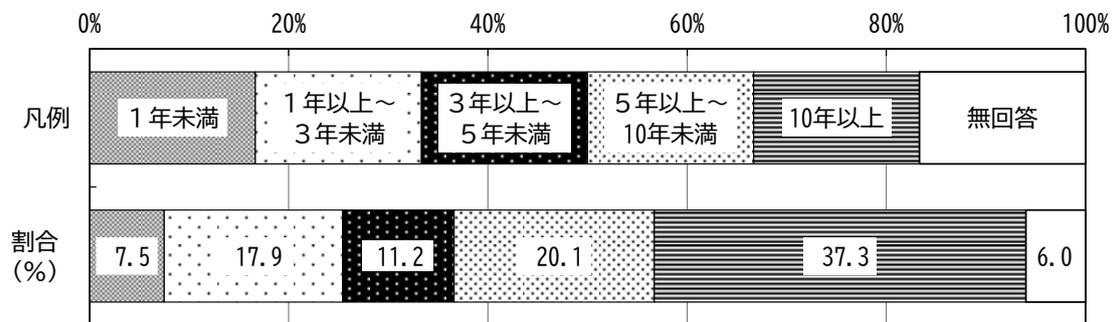
問16 保育士を続けていくための条件（複数回答）



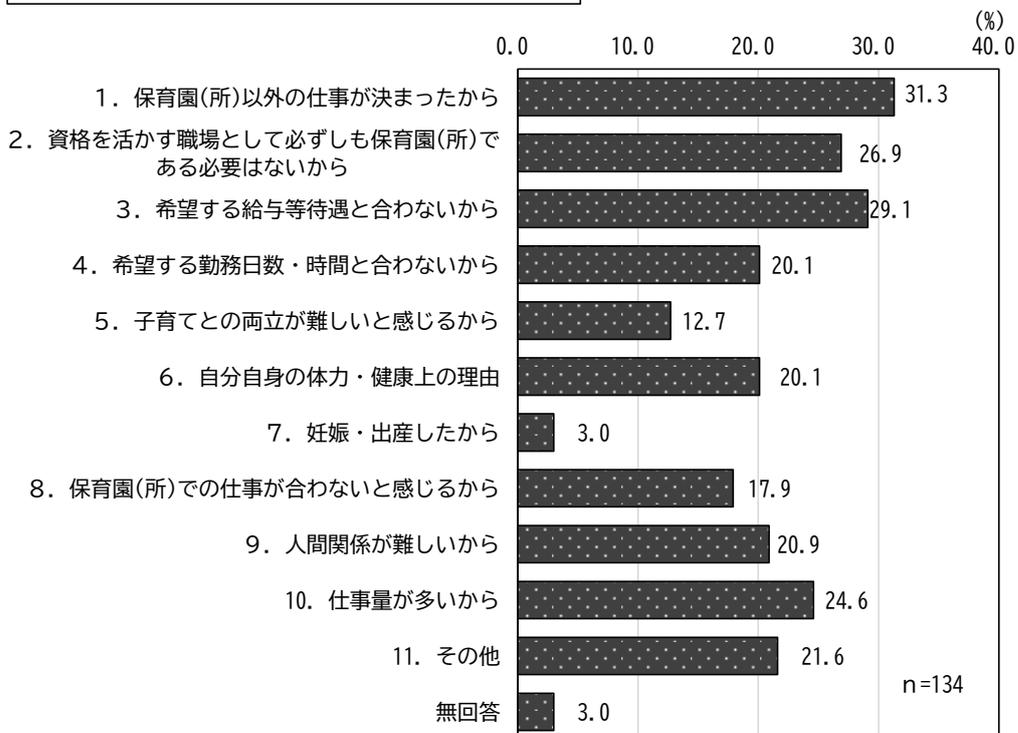
■保育園で働いていない期間・理由について（問 19、問 20）

- ・現在、保育園で働いていない潜在保育士に対し、直近で働いていた保育園を辞めてからの経過年数（従事経歴がない場合は資格取得からの経過年数）を尋ねたところ、「10年以上」が4割弱（37.3%）と最も高く、次いで「5年以上～10年未満」が約2割（20.1%）となっており、潜在保育士の約半数が保育園を辞めてから『5年以上』経過しています。
- ・現在、保育園で働いていない理由についてみると、「保育園以外の仕事が決まったから」が3割強（31.3%）と最も高く、次いで「希望する給与等待遇と合わないから」が約3割（29.1%）、「資格を活かす職場として必ずしも保育園である必要はないから」が3割弱（26.9%）となっています。他方で「妊娠・出産したから」（3.0%）や「子育てとの両立が難しいと感じるから」（12.7%）は他選択肢より比較的低い割合となっています。

問19 保育園(所)を辞めてからの年数(n=134)



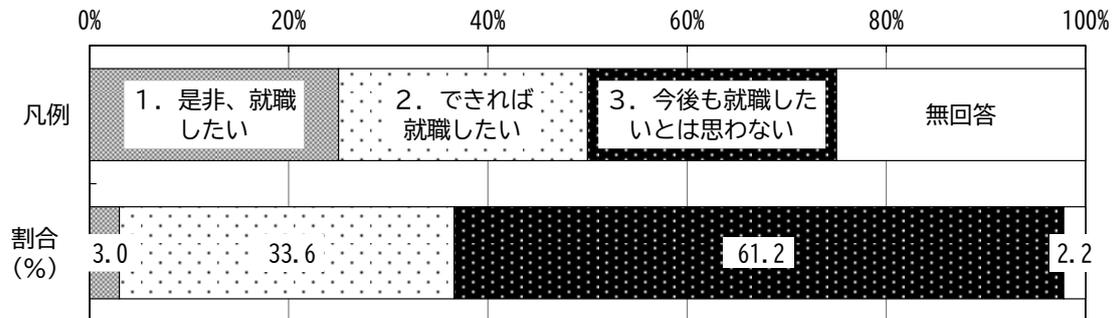
問20 現在、保育園(所)で働いていない理由（複数回答）



■再就職意向について（問 21、問 22）

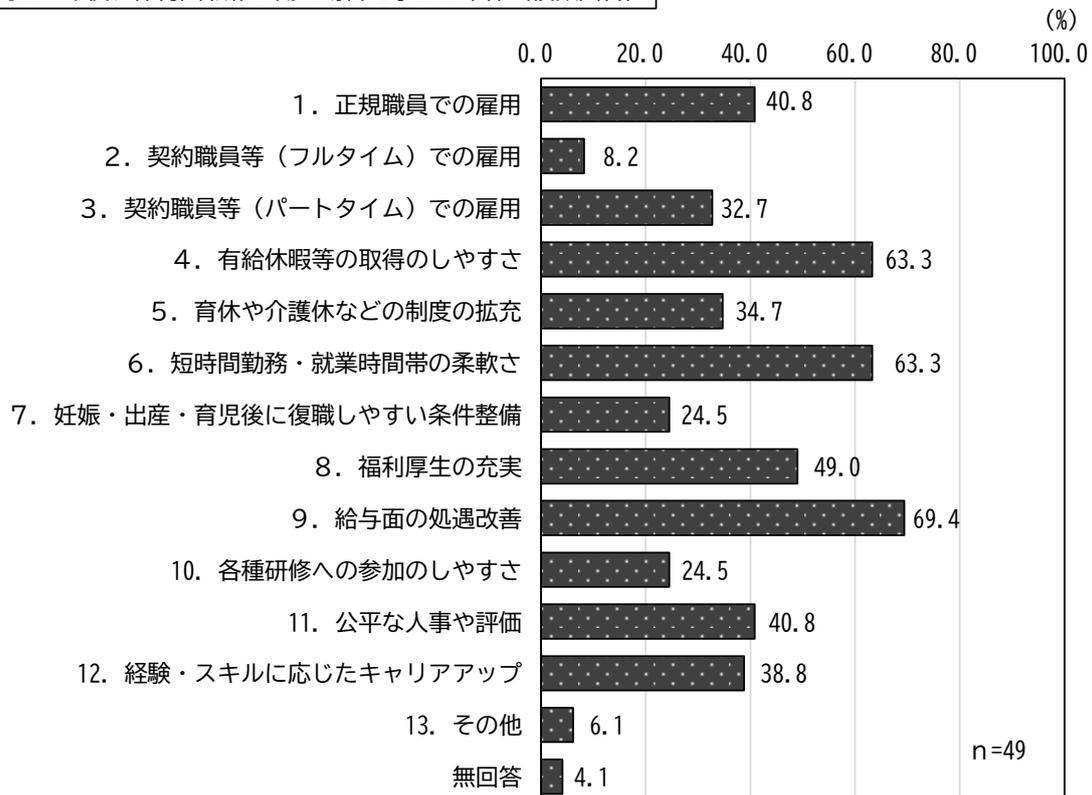
- ・保育園への就職意向を尋ねたところ、「今後も就職したいと思わない」が6割強（61.2%）を占めています。他方で、「できれば就職したい」は3割強（33.6%）で、「是非、就職したい」は3.0%とわずかな状況です。

問21 今後の保育園(所)への就職意向(n=134)



- ・就職意向がある方に対し、働く場合に求める条件を尋ねたところ、「給与面の処遇改善」が69.4%と最も多く、次いで「有給休暇等の取得のしやすさ」、「短時間勤務・就業時間帯の柔軟さ」がそれぞれ63.3%となっています。
- ・勤務保育士に尋ねた「保育士を続けていくために整うと良い条件」においても、処遇改善、有給休暇の取りやすさ、勤務時間の柔軟さを求める割合が高くなっていることを踏まえ、労働条件や働き方の改善が強く求められていると推察されます。

問22 今後、保育園(所)で働く場合に求める条件（複数回答）



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

こども基本法においては、こども自身が、年齢及び発達の程度に応じた意見を表明し、個人として尊重され、最善の利益が優先して考慮されること、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することが求められています。また、こども基本法に基づくこども大綱においては、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとしています。

本市では、平成20年に「こどものまち」を宣言するとともに、第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画において、「全てのこどもが笑顔で輝き、全ての保護者が子育てに喜びを感じることものできるまち」を基本理念として掲げ、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりに取り組んできました。

今後とも、これまでの基本理念を踏襲していく中で全てのこどもの健やかな成長と生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上をめざしていくものとし、本市に暮らすこども達や全ての子育て世帯が健やかに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援を図っていくものとしします。

#### <基本理念>

**全てのこどもが笑顔で輝き、**

**全ての保護者が子育てに喜びを感じることものできるまち**

## 2 計画の基本的な視点

計画策定にあたっては、第二期計画で示した以下に示す基本的な視点をベースに取り組みを進めていくものとします。

### 視点1：こどもの最善の利益の保障

こどもの最善の利益とは、単なる理念ではなく、こどもに影響を与えるあらゆる状況や場面において、可能性のある様々な解決策を検討し、こどもの利益を正当に重視することを求める判断基準であり、施策および手続上の指針となるものです。国においては、社会目標として「こどもまんなか社会」を掲げ、こどもの利益を最優先に考えた取組みや政策を国の中心に据えた取組みを進めています。そうした中、こどもの声に耳を傾け、その意見やニーズを尊重することも、こどもの最善の利益を保障する上で欠かせない視点とされています。

したがって、こどもに少なからず影響を与える支援方策の策定や実施、まちづくりの様々な機会において、こどもの意見を取り入れるなど、こどもの最善の利益が適切に保障されるよう、めざしていくものとします。

### 視点2：こどもの発達及び権利を守る社会環境

「こども」はこの期間、日々成長・発達している存在であり、その度合いは個人差を伴います。また、こどもを取り巻く環境もそれぞれの家庭事情や背景が一樣ではありません。こどもが健全に成長・発達していくことができるよう、こどもや子育て家庭に寄り添い、きめ細かく支えていくことが求められます。

こどもは、身体的、知的、精神的および社会的に発達過程にある社会の一員であることから、こどもの発達には、愛情豊かで思慮深いおとなによる保護や世話などが特に大切です。また、守られるべきこどもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「こどもらしく過ごせる権利」などがあり、虐待被害を受けているこどもはもとより、ヤングケアラーのこどもの場合にも、これらが侵害されている状況が懸念されます。家庭事情やその背景等に左右されることなく、こどもが自らの可能性を広げ、将来にわたって自立し、社会の一員として活躍するためにも、安心して遊びや学びに取り組める環境も必要です。そのため、保護者はもとより、社会全体ですべてのこどもが生命を守られ、生存し、健やかに発達する権利を守っていく環境づくりをめざしていくものとします。

### **視点3：社会全体による子育て支援**

児童福祉法第2条において「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の数度に依じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」としており、こどもを健やかに育成する責任が「全ての国民」にあることを宣言しています。

子育て家庭に最も身近な存在である地域ぐるみでこどもの健全育成に関わっていくとともに、保護者の産後の休業および育児休業明けの保育施設等の利用の確保など、誰もが働きながら安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て負担の一端を地域や行政が支援し、社会全体でこどもを健やかに育てる環境づくりをめざしていくものとします。

### **視点4：保護者の責務と市の責務を踏まえた環境整備**

子ども・子育て支援法では、第2条第1項において「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」として保護者の責任を示すとともに、第3条で、「子ども・子育てに係る国や地方公共団体の責務」を規定しています。

第一義的な責任の主体である保護者が、こどもの養育や教育に自らその責任を果たすことができるよう、市は、保護者を援助するとともに、保護者との協働によりこどもの健やかな成長に資する環境整備等に取り組むものとし、こどもの視点に立った環境整備やまちづくりをめざしていくものとします。

### 3 計画の基本目標

#### (1) 質の高い教育・保育の安定的な提供

認定こども園への移行支援をはじめ、誰もが質の高い教育・保育を受けられるよう、幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うなど、計画的に受け皿の確保、質的改善及び向上を図ります。また、こども誰でも通園制度等、新たに創設された事業・制度への対応を図っていくとともに、子育てに関するサポートの充実や必要なサービスの活用を促していくことにより、保護者の多様なニーズに対応していくとともに、子育てへの不安や負担の軽減を図ります。

#### (2) 親子の健やかで切れ目のない支援

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期といったライフステージを通し、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、こども家庭センターを中心に母子保健の充実を図り、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを支援していくとともに、発達的气になる子や障がい児への支援の充実を図ります。

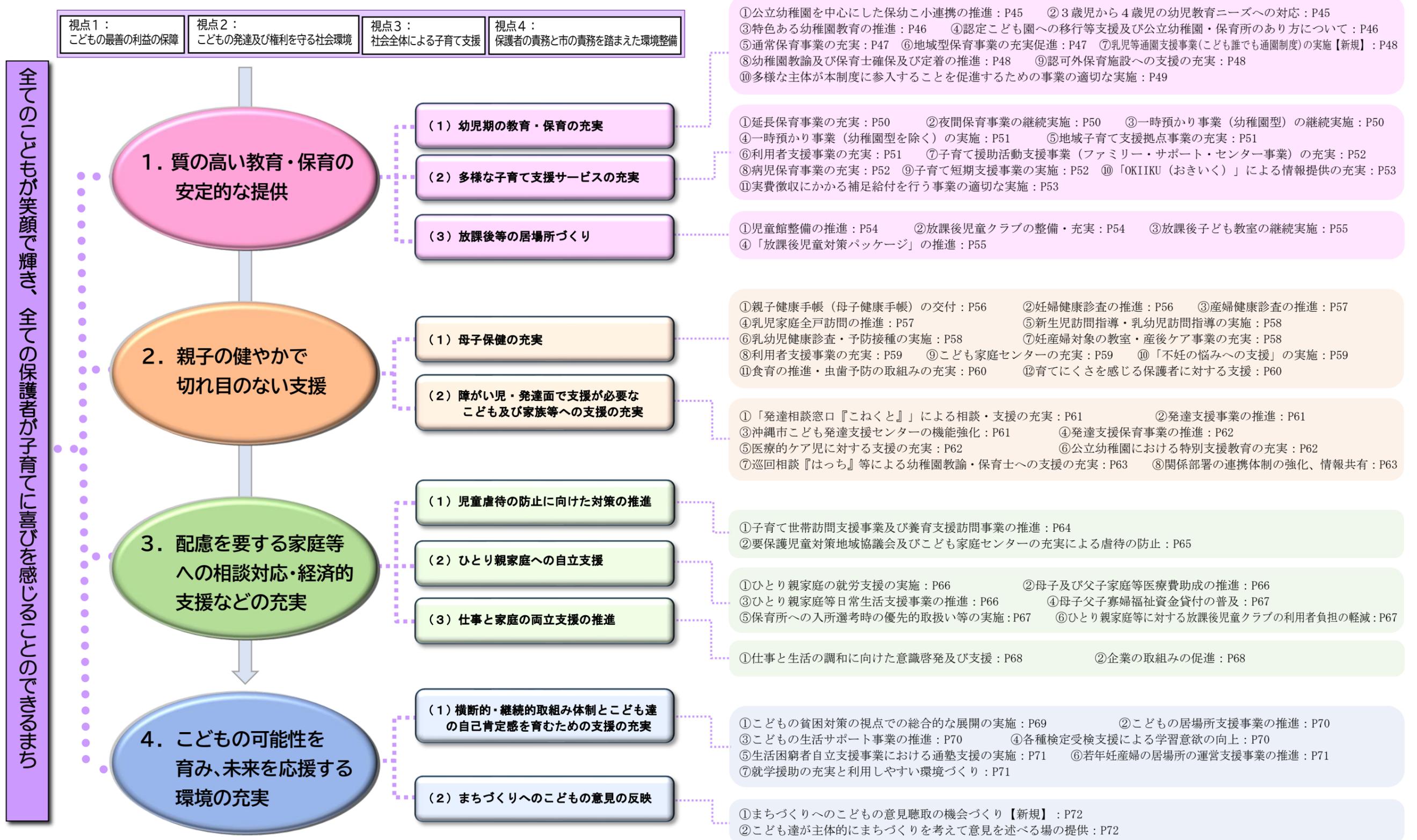
#### (3) 配慮を要する家庭等への相談対応・経済的支援などの充実

配慮を要するこどもや子育て家庭が安定した生活を送ることができるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策をはじめ、ひとり親家庭への支援等、それぞれの状況や置かれている環境を踏まえ、きめ細かい支援を行います。また、こどもを大切に育てていくためにも、働き方の見直しを促していくなど、仕事と家庭の両立を支援していきます。

#### (4) こどもの可能性を育み、未来を応援する環境の充実

全庁的にこどもの未来を応援する環境の整備に取り組み、次代を担う全てのこども達が将来に夢と希望を持ち成長していくことができるように支援していくとともに、こどもの意見を本市のまちづくりに反映していくことができるよう、意見を述べる機会や公表の仕組みづくりなどに取り組みます。

## 4 施策の体系





## 第4章 公立幼稚園及び公立保育所（公立施設）の整備・運営について

本市では、令和2年度から令和3年度にかけて「沖縄市公立幼稚園及び保育所整備・運営に関する基本方針案策定調査」を実施するなど、公立幼稚園及び公立保育所のあり方について検討を重ねてきました。本市の公立幼稚園及び公立保育所は、県外とは異なる歴史的背景のもと、永らくの間、就学前教育・保育の中心的な役割を担ってきました。

一方で、共働き世帯の増加等、子育て家庭を取り巻く状況の変化がみられる中、現状では十分にニーズに対応していくことができていない状況もみられます。就学前教育・保育を展開していくにあたっては、制度本来のあり方にシフトしていくことも求められており、その内容は「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」における各論部分や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策とも密接に関係してくるものと言えます。したがって、以下に公立幼稚園及び公立保育所（公立施設）の整備・運営についての今後の方向性を示すものとし、第5章で位置付ける具体施策等と整合性を図っていくものとしします。

### 1 公立施設としての役割について

幼児教育・保育におけるこどもたちの経験や体験は、その後の人格形成や教育の基礎として重要です。こどもたちが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進するため、以下の事項を担っていきます。

#### （1）教育・保育施設の質の向上

こどもたちが質の高い教育・保育が受けられるよう、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、保幼小連携の推進や公開保育、また、地域型保育事業所への保育支援等を通して、本市の教育・保育施設における質の向上に努めていきます。

#### （2）保育・幼児教育のセーフティネット

医療的ケア児を含む特に配慮が求められるこどもや、緊急に支援が必要となるこどもの受け入れについては、ノウハウの構築や手厚い支援体制が必要なことから、公立施設における対応に努めていきます。

#### （3）地域における子育て支援

在宅で子育てをしている家庭を含め、子育て中の方が気軽に相談できるよう、「こども

家庭センター」との連携が図られた地域の子育て相談窓口としての役割を果たしていきます。

これらの取組みを推進していくためには、幼稚園教諭や保育士の人材を確保する必要があることから、後述する民間法人を活用した「公私連携認定こども園」への移行等により、公立施設の再編・機能充実を図ることで対応していくものとします。

## 2 公立施設に対する保護者ニーズへの対応について

公立施設に対する保護者ニーズについては「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」より、公立幼稚園においては4月1日から入園式前日までの利用希望が高く、また、開園時間の延長を希望する意見がありその対応が求められています。

したがって、保護者ニーズへの対応も図っていくため、民間法人を活用した「公私連携認定こども園」への移行等を進めていくものとします。

また、家庭保育を行う保護者の孤立や不安感の解消、柔軟な子育て支援の取組みが求められていることから、公立保育所においては、令和8年度より本格実施される「こども誰でも通園制度」への対応など、新たな子育て支援事業へ取り組んでいきます。

## 3 公立施設の公私連携認定こども園への移行等について

公立施設としての役割や、保護者ニーズに対応するためには、法人運営による公私連携認定こども園への移行等により、幼稚園教諭および保育士の人材を集約することで、幼児教育・保育及び子育て支援事業の充実を図ることができます。

### (1) 公立幼稚園の公私連携認定こども園への移行

上述した考え方を踏まえ、公立幼稚園の一部を公私連携認定こども園へ移行するとともに、段階的に3歳児・4歳児の教育ニーズの提供や開所時間の延長などの保育ニーズに対応する体制を構築します。

### (2) 公立保育所の集約化及び機能分担

公立保育所については、5施設のうち3施設が西部地区教育・保育提供区域に集中している状況もみられますが、一方で同地区内の胡屋あけぼの保育所では、「あけぼの子育て支援センター」が併設されており、低年齢の家庭保育児童やその保護者の子育てを支援する拠点としても機能しています。そのため、バランスの取れた公立保育所の配置及び全市民的な保育機能の充実に向け、胡屋あけぼの保育所を他の公立保育所に再編し、各園の職員

体制の充実等を図るとともに、同施設に併設している「あけぼの子育て支援センター」に特化した施設機能としていくことにより、保護者への就職支援や「こども誰でも通園制度」の取組みによる機能強化を図ります。

(公立幼稚園及び公立保育所の移行スケジュール)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行施設の選定</li> <li>・地域説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公私連携認定こども園へ移行</li> <li>・公募（選定に応じて実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公私連携認定こども園へ移行</li> <li>・公募（選定に応じて実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公私連携認定こども園へ移行</li> <li>・公募（選定に応じて実施）</li> </ul>
公立保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への周知</li> </ul>				あけぼの子育て支援センターの充実



## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）

### 1 質の高い教育・保育の安定的な提供



#### (1) 幼児期の教育・保育の充実

##### — 基本的な考え方 —

待機児童の解消等に向け、受け皿の確保・充実を図っていく必要があります。こどもに最適な育ちの場が確保できるよう、幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、教育・保育の質的改善及び向上を図り、保護者の働き方や生活パターンに応じたサービスの提供を行います。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ① 公立幼稚園を中心にした保幼小連携の推進（主管課：保育・幼稚園課）☆

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市においては、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの見直し改善を図るとともに、幼児教育アドバイザーによる保幼小連携支援訪問を行っています。また、令和4年度より、沖縄市全小学校区（16校）内の幼児教育施設、小学校関係者による「保幼小連絡協議会」を開催しています。

##### <今後の方向性>

発達段階に応じた教育・保育内容の充実を図るため、「保幼小連絡協議会」等を継続していきます。

また、こども達が幼児教育から小学校へスムーズに移行できるよう、保護者・地域の理解と協力を得ていくとともに、「架け橋期カリキュラム」の作成・実施に取り組みます。

#### ② 3歳児から4歳児の幼児教育ニーズへの対応（主管課：保育・幼稚園課）★

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

学校教育法第26条において、幼児教育の対象年齢は、満3歳から小学校就学前までと定められています。公立幼稚園では、長年の間、基本的に5歳児を対象とした幼稚園教育

が推進されてきましたが、平成 15 年度より 2 園で 4 歳児からの 2 年保育モデル事業を実施しています。令和 6 年度現在では公立幼稚園 16 園中 9 園で 4 歳児の教育課程を編成し、2 年教育を実施していますが、一部の園では 4 歳児の申し込みが少なく、実施園が 8 園となっている年度もあります。

<今後の方向性>

公立幼稚園から公私連携認定こども園へ移行する施設では、移行年度より 3 歳児からの幼児教育に取り組みます。また、公立幼稚園では、園児数の推移及び教諭数等を考慮しながら 4 歳児教育の拡充を推進していくとともに、各園の実態を踏まえ、段階的に 3 歳児教育の実施に向けて取り組みます。

### ③特色ある幼稚園教育の推進（主管課：保育・幼稚園課）☆

<事業の概要・沖縄市の取り組み等>

公立幼稚園では、幼児期の特性を踏まえ、遊びを通して人と関わる力や規範意識、思考力や表現力、体力など総合的な指導を中心とした後伸びする力の育成を図っています。近年では外国籍児童の入園もみられますが、安心して自己を発揮できるよう個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行っております。

<今後の方向性>

引き続き、一人一人の特性に応じた幼児期に相応しい生活や遊びを保障し、様々な直接的・具体的な体験を通して人と関わる力や規範意識、思考力、体力などの総合的な指導を推進します。また、教育の質の向上のため、幼児教育アドバイザーによる幼稚園訪問を継続するとともに、園内研修等の時間の確保や、県・市実施の研修会の実施により教員の専門性を高め、指導力の向上を図ります。公立幼稚園への入園を希望する外国籍児童に対しては、引き続き自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるよう配慮し、指導方法の工夫を図ります。

### ④認定こども園への移行等支援と併せた公立幼稚園・保育所の再編・機能拡充（主管課：こども企画課、保育・幼稚園課、教育総務課）★

<事業の概要・沖縄市の取り組み等>

認定こども園は保育所と幼稚園の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況に捉われず幼児期の教育・保育を一体的かつ連続的に受けられる施設となっています。

本市における認定こども園の整備状況としては、幼保連携型認定こども園の新規設置や、既存の私立幼稚園・保育所から認定こども園への移行が図られています。

公立幼稚園及び保育所については、教育・保育施設の質の向上やセーフティネットの他、地域における子育て支援等の役割を担っていく必要があります。さらに、公立幼稚園については、3 歳児・4 歳児の教育ニーズへの対応に加え、在籍児童の約 7 割以上が新 2 号認定児童であることをふまえ、保護者ニーズの高い開所時間の延長や 4 月 1 日からの受入に対応していく必要があります。

<今後の方向性>

公立幼稚園の一部を公私連携認定こども園へ移行し幼稚園教諭等を集約することで、3

歳児・4歳児の教育ニーズの提供や開所時間の延長等に取り組む体制を構築します。

また、公立幼稚園から移行した公私連携認定こども園については、地域型保育事業所の連携施設として設定するほか、公立幼稚園と連携を図りながら保幼小連携に取り組んでいきます。

公立保育所については集約化と連動してあけぼの子育て支援センターの機能強化を図ることとし、令和8年度より「こども誰でも通園制度」に取り組み、同制度のノウハウの蓄積に努めます。

保育教諭の確保に向け、研修等への参加促進により、保育士資格・幼稚園教諭免許の両方の取得を支援します。

## ⑤通常保育事業の充実（主管課：保育・幼稚園課、こども企画課）★

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

保護者の就労や疾病などの理由により、日中家庭内で保育することができない児童を保育所等で預かり、平日の保育を行う事業です。

本市の待機児童は減少傾向にありますが、依然として解消には至っていません。1歳児において利用定員の不足が見られるほか、年間を通した場合、0歳児についても受け皿を確保する必要があります。

また、これまで5歳児については、公立幼稚園へ就園する傾向がありましたが、認可保育園の新設・建替え及び、保育園から認定こども園へ移行する際には5歳児単独クラスの整備を図っていることから、保育施設での受け入れ数は増加してきています。しかしながら、認可保育園で4・5歳児合同クラスとしての受け入れを行っているなど、5歳児保育としての受け皿は十分ではない状況があります。

さらに、保育所においても外国籍児童や日本語を話すことができない保護者の利用もみられることから、受け入れ体制の工夫により対応を検討していく必要があります。

### <今後の方向性>

私立保育園については、引き続き5歳児保育の整備を促進するとともに需要に応じた年齢別定員枠の見直しを促します。

また、待機児童解消に向けて新たに保育施設を整備するとともに、就学前児童の減少により量の見込みは減少傾向があることを踏まえ、既存施設を活用した弾力運用による受け皿確保に努めます。

加えて、外国籍児童に対しては、受け入れ体制の工夫を図ります。

## ⑥地域型保育事業の充実促進（主管課：保育・幼稚園課、こども企画課）★

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

地域型保育事業は、保護者の就労や疾病などの理由により、日中家庭内で保育することができない0～2歳児について、小規模保育事業や事業所内保育事業等で対応していくものであり、連携施設との連携により円滑な事業を実施するものです。

拠点保育所となる公立保育所を中心に地域型保育事業の連携施設としての設定を行っており、卒園後の受け皿や代替保育の提供、また、保育支援として、研修会の実施等に取り組むことで、地域型保育事業実施園への支援に努めています。しかしながら、小規模保

育事業の需要が増加し、卒園後の受け皿が不足してきていることから、公私連携認定こども園などによる連携施設の充実が求められています。

＜今後の方向性＞

地域型保育事業所の連携施設の役割を担っている公立保育所が行う研修への参加の呼びかけをはじめ、沖縄県及び保育士会等が実施する研修について周知し参加を促す中で保育の質の向上を図ります。また、小規模保育事業所で卒園後の受け皿としての連携施設が設定できていない施設があることから、市内の私立保育所はもとより、前述した公私連携認定こども園の設立を図る中などで連携施設の確保に努めます。

### ⑦乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施【新規】(主管課：保育・幼稚園課、こども企画課) ★

＜事業の概要・沖縄市の取り組み等＞

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、地域こども・子育て支援事業として新たに創設されるものであり、生後6カ月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労を問わず保育を利用できる制度です。

＜今後の方向性＞

令和8年度以降は給付事業として位置づけられ、実施が必須となることから、モデル事業を行っている県内自治体等の情報収集・調査研究を行うとともに、公立保育所において事業の取り組みを進めていきます。

### ⑧幼稚園教諭及び保育士確保及び定着の推進(主管課：保育・幼稚園課、こども企画課) ☆

＜事業の概要・沖縄市の取り組み等＞

待機児童解消に向けては、幼稚園教諭及び保育士の確保が喫緊の課題となっており、特に保育士の不足が全国的にも課題となっています。本市においては、保育士確保策として宿舍借り上げ補助や正規雇用職員支援事業、復職応援給付金の支給、就職説明会、保育士試験対策講座の実施を図るなど、幼稚園教諭・保育士確保方策を実施しています。しかしながら、離職者もいることから、保育士不足の施設が見受けられます。

＜今後の方向性＞

保育士確保に向けた確保方策を継続・充実していくとともに、施設と求職者のマッチングのための就職支援の実施を図り、新規保育士確保をめざします。また、保育士の悩みを聞き取る巡回相談員の配置を行うなど、保育士の離職防止策の検討・実施を図ります。

### ⑨認可外保育施設への支援の充実(主管課：保育・幼稚園課、こども企画課) ☆

＜事業の概要・沖縄市の取り組み等＞

認可外保育施設とは乳幼児を保育することを目的とする施設で、認可保育所以外の保育施設を総称したものです。本市では、認可外保育施設に対し、保育専門職員や幼児教育アドバイザーによる相談支援を行っています。

認可外保育施設が幼児教育・保育の無償化の対象施設になるには「認可外保育施設指導監督基準」を全て満たす必要があり、基準を継続して満たしていけるよう今後も支援して

いきます。また、外国人児童が多い施設や深夜・夜間帯の保育を常態としている施設などについては、令和 11 年度末まで一定の要件を付した新たな経過措置が設けられたため、利用を希望する施設への支援もあわせて行っていきます。

<今後の方向性>

保育専門職員や幼児教育アドバイザーによる巡回など、必要な支援を継続するとともに、施設長や保育従事者に対する研修の実施を図り、保育の質の向上に努めます。

**⑩多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の適切な実施（主管課：こども企画課）★**

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

保育の受け皿拡大等には、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業として実施されているものです。

新規施設の開所にあたっては、保育専門職員による保育相談支援により、保育の質の向上に努めています。

<今後の方向性>

小規模保育施設の連携施設になりうる施設の確保に努めるとともに、認可化移行した園のフォローアップについて、沖縄県保育士・保育所総合支援センターと連携を図りながら適切に実施を図っていくとともに、その他新規園についても引き続き支援に取り組んでいきます。

## (2) 多様な子育て支援サービスの充実

### — 基本的な考え方 —

子育て中の全ての家庭が安心して子育てができるよう、市民の様々な事情に対応することのできる多様な保育サービスの充実を図ります。また、多様な社会資源等を活用し、相談や情報提供、交流の場づくりを行うなど、支え合いの仕組み等の充実を図ります。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①延長保育事業の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

保護者の就労状態等に対応するため、通常の保育時間以外に保育時間を延長する事業です。本市では、新たに認可保育所等を整備する際に延長保育事業の実施を条件としていることから、令和元年度現在、公立保育所、私立保育所（分園を含む）、認定こども園、地域型保育事業の全施設・事業所で延長保育事業を実施しています。

##### <今後の方向性>

現在の入所児童のニーズについては充分に対応できていることから、これまで通り実施していくとともに、今後新たに整備する施設においても実施を図ります。

#### ②夜間保育事業の継続実施（主管課：保育・幼稚園課）

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

夜間においても保育を必要とする児童に対し、おおよそ 11 時～22 時までの時間帯を通常保育とすることにより、安心して児童を預けることを可能とする事業です。本市では、私立保育所 1 箇所（延長を含む開所時間 8 時～24 時）で実施しています。

##### <今後の方向性>

今後とも勤労者の多様な労働を支援するため、夜間保育事業の継続実施を図ります。

#### ③一時預かり事業（幼稚園型）の継続実施（主管課：保育・幼稚園課）★

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、引き続き幼稚園で午後の預かりを行う事業（旧名称：預かり保育）です。本市では、公立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）について、預かり保育受付期間中に受け付けされた 5 歳児については全て受け入れを行っています。

##### <今後の方向性>

預かり保育担当職員（保育士免許保持者）の確保に努め、引き続き幼稚園での 5 歳児の午後の預かりを継続していきます。また、保育所における 5 歳児保育の充実を図っていくことと併せ、保育所との棲み分けによる受け入れ体制の構築を図るとともに、公立の保育所・幼稚園の在り方について見直しを行うなど、教育・保育施設全体で午後の預かりニ-

ズへの対応を検討していきます。

#### ④一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施（主管課：保育・幼稚園課）★

---

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業です。令和6年度現在、私立保育所5園と公立保育所1園が休止しており、私立認定こども園1園が実施している状況であり、ニーズに対し確保量は大幅に不足しています。

##### <今後の方向性>

保育士が確保され次第、現在休止中の保育施設において再度開始する可能性もあることから、廃止せずに休止扱いを継続していくとともに、認定こども園での自主事業の継続や、希望施設への事業の促し等を図ります。

#### ⑤地域子育て支援拠点事業の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

---

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センター2箇所、つどいの広場4箇所（うち1箇所は出張型）の計6箇所を実施しており、それ以外に認定こども園の子育て支援事業として、地域の子どもや保護者が集える交流スペースを開設しています。

##### <今後の方向性>

支援を必要としている方や引きこもりがちな世帯への情報提供の充実・利用促進に繋がるよう、事業の周知を図るとともに、出張型により児童館等での出張広場の開設を継続していきます。また、「あけぼの子育て支援センター」においては、保護者への就職支援や「こども誰でも通園制度」の取組みによる機能強化を図ります。

#### ⑥利用者支援事業の充実（主管課：保育・幼稚園課、こども相談・健康課）★

---

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。本市においては特定型として保育・幼稚園課に保育コンシェルジュの配置を行っているとともに、こども相談・健康課においてこども家庭センター型を実施しています。また、令和7年度より妊婦等包括相談事業型が創設され、妊婦・その配偶者等に対して面談等から必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。特定型において保育コンシェルジュ1名を配置していますが、来所者に対しての支援だけでなく、積極的に子育てサービスの周知活動を行っていく必要があります。

##### <今後の方向性>

「特定型」として配置した保育コンシェルジュにより、来所者支援や積極的な子育てサ

ービスの周知活動を行うなど、サービスのスムーズな利用支援につなげます。また、妊娠  
期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、「こども家庭セ  
ンター型」として母子保健機能と児童福祉機能と一体的に切れ目なく支援を提供し、また  
身近な地域での相談先（地域子育て相談機関）を整備していきます。加えて、基本型を胡  
屋あけぼの保育所の地域子育て支援センターに設置していくとともに、子ども・子育て支  
援法改正により新たに創設された「妊婦等包括相談支援事業型」を実施します。

#### ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

##### ＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、育児の援助を受け  
たい方（おねがい会員）と、育児の支援を行いたい方（まかせて会員）を結ぶ、「相互援助  
活動」に関する連絡・調整を行う事業です。0歳児～小学校6年生までのこどもがいる方、  
並びに市内在住で自宅においてこどもを預かることができる方が対象となっています。本  
市では、事業を委託することにより、迅速なマッチングが行えています。そうした中、ま  
かせて会員の不足がみられるとともに、配慮が必要な世帯への支援対応に際して困難な状  
況もあることから、会員へのサポートも必要となっています。

##### ＜今後の方向性＞

まかせて会員の育成強化や事業の周知による利用促進を図るとともに、気になる子や多  
胎児家庭等への支援対応の充実に向け、関係機関等との連携強化を図ります。

#### ⑧病児保育事業の充実（主管課：保育・幼稚園課）★

##### ＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

疾病中の児童（概ね10歳未満）について、病気の治療中で回復期に至っておらず、安静  
を必要とする状態にあり、保護者が仕事やその他やむを得ない理由により家庭で保育でき  
ない場合に、一時的に保育する事業です。本市では現在、医療機関2箇所を実施していま  
す。近年、事業の周知が進んだことにより、利用量は増加傾向にあります。

##### ＜今後の方向性＞

継続的な事業実施に取り組むとともに、企業主導型保育施設において自主事業で行って  
いる病児保育の実施状況を把握しながら、実施個所数の増について検討を行います。

#### ⑨子育て短期支援事業の実施（主管課：こども家庭課、こども相談・健康課）★

##### ＜事業の概要・沖縄市の取組み等＞

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難と  
なった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行う事業です。利用目的や時間  
帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライ  
トステイ）事業」の2つの事業形態があります。

本市では、母子生活支援施設において、母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子を対  
象に、2歳から12歳までの児童を預かるショートステイ事業を行っています。

また、これまでの課題を踏まえ、令和6年度から新たに、こども家庭センターで受け付

けを行い、児童家庭支援センター「美ら虹」において、母子家庭以外の世帯も含め 18 歳までの児童を対象にショートステイの実施を行い支援の拡充を図っています。

<今後の方向性>

ショートステイ事業について、ホームページやチラシを活用し、幅広い市民への周知を図っていきます。また、トワイライト事業の必要性について、引き続き指定管理者団体や委託先と連携のもと、協議を図っていくものとします。

## ⑩「OKIIKU（おきいく）」による情報提供の充実（主管課：こども企画課）

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市で子育てを行っている市民に向けて、保育施設の情報はじめ、困ったときの相談先や子育てに役立つ制度などについて、「沖縄市こども支援ガイドブック『OKIIKU 手帖』」や、「沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト『OKIIKU』」により情報を発信しています。令和 4 年度より「沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト『OKIIKU』」を市公式ホームページへ統合し、よりよい情報発信に努めました。

<今後の方向性>

「沖縄市こども支援ガイドブック『OKIIKU 手帖』」の各掲載内容に QR コードを掲載し、「沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト『OKIIKU』」にて最新情報が閲覧できるよう連携するとともに、情報内容の充実・更新を図り、より市民に役立つ子育て情報発信を行います。また、市民への周知を行い、活用促進を図ります。

## ⑪実費徴収にかかる補足給付を行う事業の適切な実施（主管課：保育・幼稚園課）★

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行している幼稚園（公立幼稚園を含む）を利用する低所得世帯及び多子世帯の給食における副食費については、公費負担により徴収免除としています。

新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯については、副食費に係る補足給付を実施しています。

<今後の方向性>

低所得者の負担軽減を図るため、引き続き実費徴収に係る費用の一部を支援することにより、円滑な利用を図るとともに、市ホームページや広報誌、幼稚園を通して対象世帯保護者へ周知することで、申請漏れがないよう取り組みます。

### (3) 放課後等の居場所づくり

#### — 基本的な考え方 —

本市では児童館・児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきましたが、女性の社会進出に伴い、放課後等にこども達が安心して過ごせる場の確保・充実に努めることが求められています。そのため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後等の居場所づくりの充実に努めます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①児童館整備の推進（主管課：こども家庭課、こども企画課）

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

児童館・児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、児童の健やかな成長に資するための施設であり、異年齢児童の交流の場、子育て親子の交流の場としての機能も担っている施設です。

本市においては、市内5箇所目の美里中学校区の児童館が令和7年度に開所予定となっています。なお、沖縄市児童館整備計画では、当面は1中学校につき1箇所の児童館の設置（8箇所）をめざすことを位置づけておりますが、美里中学校区は範囲が広いことから2箇所設置する必要があり、更なる児童館整備が求められます。

##### <今後の方向性>

未整備地区については、他の公共施設との複合化も含めて検討し、児童館整備を進めます。

#### ②放課後児童クラブの整備・充実（主管課：こども家庭課、こども企画課）★

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊びや生活を通して家庭的機能の補完を行い、こどもの健全育成を図ることを目的とする事業です。本市では、令和6年5月現在で放課後児童クラブが56箇所、2,147人が利用しています。令和元年度（51箇所・1,750人利用）からの5年間で5箇所、397人の増加となり、第二期子ども・子育て支援事業計画の目標以上に整備を図ってきましたが、放課後児童クラブニーズの高まりにより、待機児童数が増加傾向にあります。

公設の放課後児童クラブについては、沖縄市放課後児童健全育成事業整備計画において、1小学校区に1箇所以上の設置を目指しており、市内8箇所目の公設放課後児童クラブが令和7年度に開所予定となっております。

##### <今後の方向性>

地域別の待機児童の状況を勘案し、放課後児童クラブを整備していくとともに、待機児童が多い小学校区については周辺クラブとの連携のもと受入校区及び定員の調整を行い、

待機児童数の減少を図ります。

未整備地区の公設放課後児童クラブについては、児童の移動時の安全性や利便性を勘案して、可能な限り小学校での整備を検討し、厳しい場合には、他の公共施設との複合化なども検討し、整備に取り組みます。

### ③放課後子ども教室の継続実施（主管課：生涯学習課）

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

放課後子ども教室は、全小学校区を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室や近隣の公民館等を活用し、地域の方々の参画を得ながら、学習支援やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの様々な取組みを実施することにより、こども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開級する学校数が減少していましたが、令和6年度は市内16小学校区のうち、11箇所では本事業を実施することができています。

<今後の方向性>

今後も本事業を継続的に実施するとともに、全小学校での実施をめざし、地域と学校との連携により地域学校協働活動推進員の人材発掘及び人材育成に努めます。

### ④「放課後児童対策パッケージ」の推進（主管課：こども家庭課・生涯学習課）☆

---

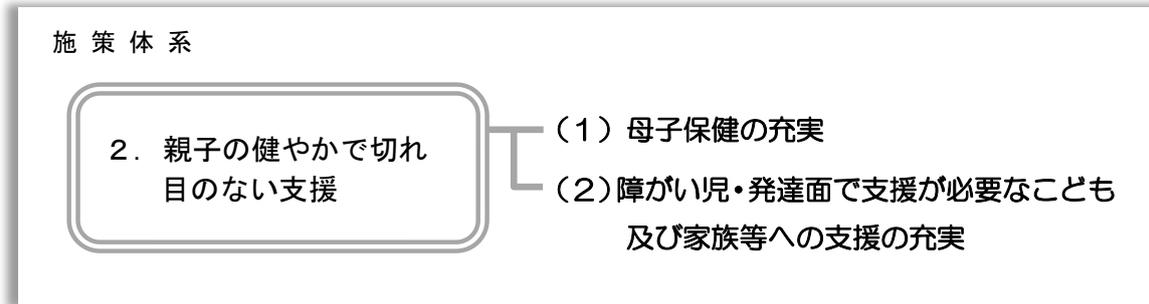
<事業の概要・沖縄市の取組み等>

国においては、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を運営委員会にて推進しており、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り早期に全てを「連携型」としていくことをめざすとともに、学校施設を活用した放課後児童クラブの整備を推進しています。

<今後の方向性>

公設放課後児童クラブの整備された小学校において、放課後子ども教室と交流のあり方を運営委員会にて協議し、条件が整えば校内交流型としての実施をめざします。また、民設民営放課後児童クラブとの連携についても運営委員会にて協議していきます。

## 2 親子の健やかで切れ目のない支援



### (1) 母子保健の充実

#### — 基本的な考え方 —

親子を取り巻く状況が複雑・多様化する中において、安心して妊娠・出産をすることができ、生まれてきた子どもが健やかに育まれるよう、妊娠中から妊婦やその家族が主体的に自らの生活や健康に関心を持てるような環境づくりを進めるなど、切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援を図ります。また、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を温かく見守り支える地域づくりを支援します。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①親子健康手帳（母子健康手帳）の交付（主管課：子ども相談・健康課）☆

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市においては子ども家庭センターにおいて親子健康手帳の交付を行っており、安心・安全な妊娠・出産のために妊娠期から取り組めるよう、妊娠届出時の相談支援体制として保健師等を配置し、母子保健と児童福祉部門との支援のつなぎや連絡調整を実施しています。

##### <今後の方向性>

市民が親子健康手帳を積極的に活用できるよう、子ども家庭センターでの説明実施に努めます。また、手帳交付時の情報提供・助言・保健指導の充実や、関係機関との連携強化に努めます。なお、国が示しているマイナンバーカードを活用した親子健康手帳のデジタル化の方針を踏まえ、市から妊産婦へアプローチする機能の導入や、夜間休日にも利用できる申請申込機能、情報の閲覧等、デジタル化のメリットを活かすことのできる環境整備を検討します。

#### ②妊婦健康診査の推進（主管課：子ども相談・健康課）★

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

妊婦健康診査は、妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、公費負担により医療機関等において定期的な健康診査を行う事業です。本市では、妊娠届時に親子健康手帳の交付と併せて妊婦健康診査受診票も交付し、健康診査にかかる費用負担の軽減及び受診率

の向上を図っています。妊婦健診は妊娠週数に応じた基準から、少なくとも計 14 回程度  
の受診が望ましいとされており、本市では 14 回を公費により受診できるものの、妊娠 12  
週以降に親子健康手帳を交付するケースもみられ、令和 5 年度実績で平均受診回数が 12.7  
回となっています。また、多胎妊婦に対しては健診回数の拡大(通常 14 回⇒19 回まで公費  
負担で受診可能)を図っており、多胎妊婦に対する経済的負担の軽減に努めています。

<今後の方向性>

平均受診回数の低下を防ぐため、妊婦健康診査受診票交付時に健診内容やその重要性、  
受診の時期、公費負担についての周知徹底を図ります。また、健診未受診者および未受診  
理由の把握に向けた体制を構築し、未受診妊婦の発生や、飛び込み出産の発生の防止に努  
めます。

### ③産婦健康診査の推進（主管課：こども相談・健康課）☆

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

母親の産後うつや新生児への虐待を予防する観点から、出産後間もない時期(産後  
2 週間及び産後 1 か月前後)に産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況  
及び精神状態の把握など)の重要性が指摘されています。国においてもその重要性を鑑み、  
市町村に対し産婦健診に対する積極的な取組みを求めています。

これらを踏まえ、本市では平成 31 年 4 月の事業開始当初から、受診票の交付時や産後  
の訪問の際に、健診の重要性を周知し、受診の勧奨に積極的に取り組んでいます。これに  
伴い、健診実施機関の増加や、事業開始以来受診率が 8 割以上を維持するなどの成果が見  
られています。また、受診後のフォロー体制として、家庭訪問や電話相談等を通じ必要な  
支援へ早期につなげるよう、関係機関との連携を図っています。

<今後の方向性>

今後とも、事業の周知を図り、利用を促進していくとともに、引き続き産後の早期に 2  
回の健康診査を実施し、母親の心身の不調等を把握することで、産後うつや新生児虐待の  
発生予防に努めます。

### ④乳児家庭全戸訪問の推進（主管課：こども相談・健康課）★

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後 4 か月までの乳児がいる全  
ての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供  
等を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行う事業です。本市で  
は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師または訪問員が訪問を行い、  
母子保健事業や予防接種、子育てサービスの情報提供や育児相談、母子の健康や生活への  
助言等を行っています。

<今後の方向性>

育児に対する様々な不安や悩みの軽減を図り、支援が必要な家庭を適切なサービスにつ  
なげるため、訪問率の向上を目指します。また、対象世帯への事業の周知や訪問するスタ  
ッフの資質向上に努め、円滑な訪問実施と必要な支援を図ります。

## ⑤新生児訪問指導・乳幼児訪問指導の実施（主管課：こども相談・健康課）☆

---

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、生後 28 日未満の赤ちゃんや子育てが不安な母親のために、保健師・助産師が家庭を訪問し、授乳の方法や育児方法を指導する「新生児訪問指導」を実施しています。また、保健師・助産師が家庭訪問しながら、乳幼児の発育発達や、気になる事について相談を受ける「乳幼児訪問指導」を実施しています。

### <今後の方向性>

新生児訪問指導及び乳幼児訪問指導の実施を継続し、不安を抱えている保護者の不安解消を図ります。

## ⑥乳幼児健康診査・予防接種の実施（主管課：こども相談・健康課）☆

---

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、乳幼児の疾病の予防・早期発見を目的として、「乳児一般健康診査」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しており、身体計測、内科健診、歯科健診、歯のブラッシング指導、保健指導、栄養指導、子育て相談を行っています。また、免疫をつくって病気を予防し、さらに社会全体でも流行を防ぐため、「予防接種」を実施しています。乳幼児健康診査については、受診率の向上に向けて、未受診者へ対し、ハガキの送付や未受診児訪問等を実施しています。

### <今後の方向性>

乳幼児の健康の保持・増進を図るため、引き続き乳幼児健診の実施を継続するとともに、保護者の子育て不安や悩みに寄り添い、必要な支援へつながるよう、受診率の向上に努めます。

## ⑦妊産婦対象の教室・産後ケア事業の充実（主管課：こども相談・健康課）☆

---

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

「産後ケア事業」は、助産所等において助産師等の看護職が中心となり、分娩施設退院後から産後1年以内の母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業です。本市においては、「宿泊型」「通所型」「訪問型」全てのサービス型を実施しています。

この他、本市では、夫婦で参加し、妊娠・出産・育児について学習する「すこやか教室（両親学級）」を実施しています。また、生後4か月児の保護者を対象に、産後の仲間づくりや産後の体操、赤ちゃんとのスキンシップに役立つベビーマッサージを取り入れた「産後ママ教室」を実施しています。

### <今後の方向性>

引き続き、妊産婦対象の教室や産後ケア事業を継続して実施し、妊産婦の不安や悩みの軽減、子育ての孤立化を防ぎ、産後うつ発症や児童虐待の未然防止を図ります。

## ⑧利用者支援事業の充実【再掲】（主管課：保育・幼稚園課、こども相談・健康課）★

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。本市においては特定型として保育・幼稚園課に保育コンシェルジュの配置を行っているとともに、こども相談・健康課においてこども家庭センター型を実施しています。また、令和7年度より妊婦等包括相談事業型が創設され、妊婦・その配偶者等に対して面談等から必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。特定型において保育コンシェルジュ1名を配置していますが、来所者に対しての支援だけでなく、積極的に子育てサービスの周知活動を行っていく必要があります。

### <今後の方向性>

「特定型」として配置した保育コンシェルジュにより、来所者支援や積極的な子育てサービスの周知活動を行うなど、サービスのスムーズな利用支援につなげます。また、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、「こども家庭センター型」として母子保健機能と児童福祉機能と一体的に切れ目なく支援を提供し、また身近な地域での相談先（地域子育て相談機関）を整備していきます。加えて、基本型を胡屋あけぼの保育所の地域子育て支援センターに設置していくとともに、子ども・子育て支援法改正により新たに創設された「妊婦等包括相談支援事業型」を実施します。

## ⑨こども家庭センターの充実（主管課：こども相談・健康課）☆

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

こども家庭センターは、従来の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として設置されるものであり、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うものとなります。沖縄市では、令和6年度4月に子育て世代包括支援センターを廃止し、こども家庭センターへ移行しています。

### <今後の方向性>

子育て世代包括支援センターが有してきた機能を引き継ぎながら、支援が必要な母親や家庭を把握した場合には、統括支援員とも相談の上で合同ケース会議を開催するなど、児童福祉機能と一体的に切れ目なく支援を提供していきます。また、産後のサポートプランの改善に努めます。なお、子育てしやすい環境整備を図るため、地域や学校等との連携のもと、将来、親となる子ども達に対して自分自身を大切にする意識啓発や母子保健事業の周知等の機会づくりに努めます。

## ⑩「不妊の悩みへの支援」の実施（主管課：こども相談・健康課）☆

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

我が国においては、晩婚化による出産年齢の高齢化等に伴い、不妊症に悩む夫婦が増加

傾向にあります。沖縄県において、保険適用外となった不妊治療のうち、告示された治療に対して治療費を助成する事業を実施していることから、その周知・案内を行っています。

<今後の方向性>

不妊に関する相談が寄せられた場合には、保健師や助産師の専門職が対応するとともに、沖縄県不妊・不育専門相談センター、NPO 法人や民間が開催する当事者の会等の周知・案内等、必要な支援に努めます。

**⑪食育の推進・虫歯予防の取組みの充実（主管課：こども相談・健康課、保育・幼稚園課、市民健康課、学校給食センター）☆**

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では親子料理教室、キッズクッキング教室、ヘルスサポーター教室を実施しているとともに、妊娠・授乳期の食育に関する出前講座を開催し、規則正しい健康的な食生活の推進を図っています。また、こども達が身近な食材や食に関して関心を持つことができるよう、保育所や幼稚園、小学校などにおいても食育を実施しています。

虫歯予防の取組みとして、妊産婦のための歯の健康教室や、乳幼児健康診査・2歳児歯科健診において、虫歯の予防を図っています。

<今後の方向性>

離乳食教室や出前講座の実施、食育に関する各種教室、毎月19日の食育の日における食育活動の実施等を図るとともに、虫歯予防の取組みを推進します。また2歳児及び妊婦の口腔衛生の向上を図るため、体制構築に努めます。

**⑫育てにくさを感じる保護者に対する支援（主管課：こども相談・健康課）☆**

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

核家族化の進行等により、子育て環境の変化や子育てに困り感のある保護者、育てにくさを感じる保護者が増えています。

本市においては、健診事後教室等、必要な支援へつなげています。また、電話や来所等にて、育児相談や発達相談等の個別相談を随時おこなっており、必要に応じて心理師による発達検査を実施しています。

さらに、関係機関と連携を行い切れ目のない支援へつなげていきます。

<今後の方向性>

今後も、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、言語発達やコミュニケーション等に課題がある児とその保護者を対象とした心理士等による個別相談を実施していきます。

児との関わり方について困り感を感じる保護者等を対象に健診事後教室を実施し、育てにくさを感じる保護者に寄り添いながら、必要に応じて適切な機関と連携を行いながら支援を実施していきます。

## (2) 障がい児・発達面で支援が必要な子ども及び家族等への支援の充実

### — 基本的な考え方 —

障がい児や発達の気になる子及びその家族が安心して生活していくことができるよう、発達相談や発達支援等の取組みを行うとともに、発達支援保育等の充実を図ります。また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関連機関等の連携により障がい児等に対する支援の充実に取り組みます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①「発達相談窓口『こねくと』」による相談・支援の充実（主管課：子ども相談・健康課）◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

発達の気になる子の保護者や子育てに不安を抱えている保護者の様々な相談に対応し、親子に寄り添いながら子育てをサポートしていくことが求められています。こどもの育ち（発達）について相談しながら一緒に解決方法を考えていく「発達相談窓口『こねくと』」を設置しており、主に未就学児を対象とした発達相談を行っています。

##### <今後の方向性>

発達に関する相談窓口を分かりやすくするため、幼児児童生徒の発達に関する相談を発達相談窓口『こねくと』に集約し、支援の充実を図るとともに、市民への周知を図ります。今後体制整備を行いつつ対象者拡大についても検討していきます。

#### ②発達支援事業の推進（主管課：子ども相談・健康課）◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、親子通園により発達段階とこどもの特性に合わせた保育や子育てのサポートを行う「親子通園『きらきら』」において、気になる子とその保護者に対して言語・行動・生活・コミュニケーション・社会性・協調運動などについて、発達段階やその子の特性に合わせた丁寧な対応を行っています。

##### <今後の方向性>

引き続き「親子通園『きらきら』」の充実に努めるとともに、次のステップへの移行を見極める役割を十分に果たしていくことができるよう、関係機関等との連携による支援体制の構築を図ります。また、「巡回相談『はっち』」と連携しながら保育施設を巡回し、「きらきら」終了後も継続して施設との連携強化を行っていくものとします。

#### ③沖縄市子ども発達支援センターの機能強化（主管課：子ども相談・健康課）◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

児童発達支援センターは通所利用障がい児への療育やその家族に対する支援（日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設です。本市では、令和3年度に「沖縄市

こども発達支援センター」を設置しており、地域の中核的な療育支援施設として専門的な支援を行っています。

<今後の方向性>

児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等、発達支援に関する地域の中核的役割を担うとともに、相談機能の拡充や地域の事業所等との連携強化を図ります。

#### ④発達支援保育事業の推進（主管課：保育・幼稚園課）☆

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

市内在住で心身の発達に何らかの遅れ等を持つ児童で、保護者が仕事や病気などで十分な保育が出来ない場合、集団保育が可能で発達の支援が必要な児童を保育する発達支援保育事業（旧名称：障がい児保育事業）を行っています。近年では、発達面で支援が必要な子等が増えていますが、私立保育所においても受け入れが進んでいることから、入所児童も増加傾向にあります。しかしながら、保育士不足が課題となる中、保育士の加配が困難な状況も見受けられます。

<今後の方向性>

発達面で支援が必要な子等について、地域の保育所で保育を受けられるよう、発達支援保育事業の拡充を図ります。また、加配保育士及び子育て支援員等の加配職員について、補助等も活用し配置体制の整備に努めます。

#### ⑤医療的ケア児に対する支援の充実（主管課：保育・幼稚園課、障がい福祉課、指導課、こども相談・健康課）◇

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

医療技術の進歩等を背景として、たんの吸引等といった医療的ケアを日常的に必要とするこどもは全国的に増加傾向にあります。本市では、公立保育所や幼稚園、小・中学校での受入れを行っているとともに、医療的ケア児コーディネーターの配置や、こども発達支援センターによるサポートを行うなど、関係機関の連携・役割分担により医療的ケア児とその家族の支援を図っています。

<今後の方向性>

私立保育所等でも医療的ケア児が受け入れられるよう、補助等も活用し職員体制を整備していきます。また、引き続き「医療的ケア児等コーディネーター」を障がい福祉課（市コーディネーター）と外部（協力コーディネーター）に配置し、連携体制の構築を図ります。

#### ⑥公立幼稚園における特別支援教育の充実（主管課：保育・幼稚園課、指導課）◇

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

公立幼稚園における特別支援教育は、環境や集団生活を通して、将来にわたる生きる力の基礎を培う経験を積み重ねていく場であることから、幼児の発達や障がいの程度に応じた指導計画や個別の支援計画を作成・活用し、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続の取組みを図るなど、切れ目のない支援に努めています。しかしながら、特別支援担当教諭

の不足や、専門的な助言または指導を行う職員配置が課題となっています。

<今後の方向性>

幼稚園・保育所・小学校教育との円滑な接続の取組みを実施し、特別支援教育の充実を図るとともに、個の発達や障がいの程度に応じた教職員の配置（適正規模の検討）に努めます。また、教育経験者による巡回就学・教育相談の継続を図るとともに、臨床心理士などの専門的人材の配置を図ります。

**⑦巡回相談『はっち』等による幼稚園教諭・保育士への支援の充実（主管課：こども相談・健康課）☆**

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、保育施設や幼稚園からの依頼を受けて巡回相談員（心理師・保育士）が訪問し、気になる児童の行動観察を行い、児童理解・支援方法、保護者支援について職員の相談に応じることで、職員の支援力向上をサポートする施設支援を行っていきます。

<今後の方向性>

今後とも、巡回相談による施設支援を行うとともに、幼稚園・保育施設に配布した「発達の気になるこどもへの支援の手引き」の活用を通して、支援の充実に取り組んで参ります。加えて、こども発達支援センター主催研修として、ティーチャーズ・トレーニング研修等を行い、保育施設職員の支援力向上に努めます。

**⑧発達支援に関する関係部署の連携体制の強化、情報共有（主管課：こども相談・健康課）◇**

---

<事業の概要・沖縄市の取組み等>

発達の気になる子のライフステージに応じた切れ目のない支援が求められる中、本市では、平成30年度に「沖縄市こどもの発達支援に関する指針」を策定し、切れ目のない支援をめざしています。福祉、教育、保育等関係部署で互いの役割の理解や、連携を深める機会を設けています。

<今後の方向性>

自立支援協議会、療育・教育部会において、関係部署の連携体制の強化や情報共有などの一層の充実を図るため関係機関で協議していきます。

### 3 配慮を要する家庭等への相談対応・経済的支援などの充実

#### 施策体系

3. 配慮を要する家庭等への相談対応・経済的支援などの充実

(1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

(2) ひとり親家庭への自立支援

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

#### (1) 児童虐待の防止に向けた対策の推進

##### — 基本的な考え方 —

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細かな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

★：13事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業の推進（主管課：こども相談・健康課）★

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事や育児の支援や不安や悩みを傾聴し、養育環境を整える事業であり、家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラ一等が対象となっています。

「養育支援訪問事業」は、児童虐待の予防と適切な養育を確保し、負担軽減を図る事業であり、養育支援が特に必要とされる家庭や、児童虐待のリスクが高い家庭が対象となっています。具体的な支援内容として、「子育て世帯訪問支援事業」は育児疲れや一時的な支援が必要な方への家事支援や育児支援となっており、「養育支援」は主に虐待防止や適切な養育確保のため、養育相談が中心の事業となります。

##### <今後の方向性>

「養育支援」及び「子育て世帯訪問支援事業」について、利用者と目標を設定できるよう、サポートプランの作成について検討していくものとします。支援の対象となる世帯等の把握にあたっては、学校等の関係機関と情報共有し、連携を図ります。また、家事支援を行う子育て世帯訪問支援事業の受託希望事業者に対して必要な研修の案内を行い、登録事業者を増やしていきます。

## ②要保護児童対策地域協議会及びこども家庭センターの充実による虐待の防止（主管課：こども相談・健康課）◇

---

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・進行管理会議・個別支援会議）を開催し、対象児童の支援機関を集めた協議及び支援方針の検討・決定を行っています。また、児童虐待への対応をはじめ、妊娠・出産・子育て全般に関する相談、こどもの発達状態、こどもの貧困やヤングケアラーなどに関するあらゆる問題に応じていくため、「こども家庭センター」を設置しています。

### <今後の方向性>

要保護児童対策地域協議会の継続実施を図ります。また、こども家庭センターにおいては、児童福祉分野と母子保健分野が一体となって連携し、よりきめ細やかな支援を行うべくサポートプランを作成し、利用者と伴走型の支援を継続的に取り組んでいくなど、要支援児童及び要保護児童等への支援の充実を図っていきます。

## (2) ひとり親家庭への自立支援

### — 基本的な考え方 —

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に必要な情報を提供するなど就労や子育てのサポートを行い、自立支援を図ります。

★：13事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①ひとり親家庭の就労支援の実施（主管課：こども家庭課）◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、働く意欲のあるひとり親家庭の父親・母親に対し、自立支援プログラムの作成等により就労を支援しています。また、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により、就職に必要な技術や資格の取得を支援しています。

##### <今後の方向性>

引き続き、自立支援プログラムの作成に努め就労支援の充実を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の周知・利用促進を図り、ひとり親家庭の就労を支援します。

#### ②母子及び父子家庭等医療費助成の推進（主管課：こども家庭課）◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

母子及び父子家庭等の児童とその父母、及び父母のいない家庭の児童とその養育者の入院または通院による治療に際し、医療保険の適用を受けて支払った自己負担金（調剤・歯科診療分を含む）の一部を助成する制度です。

##### <今後の方向性>

母子及び父子家庭等医療費助成事業の継続実施を図るとともに、ひとり親家庭への周知・利用促進を図ります。また、関係機関へチラシを配布する等広報周知に努めます。

#### ③ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進（主管課：こども家庭課）◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

ひとり親家庭を対象に、保護者が疾病等で一時的に生活援助・保育などのサービスが必要な時にヘルパー派遣を行う事業です。

登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、一時的な保育や日常生活の手伝いを行っています。

##### <今後の方向性>

今後とも現在の取組みを継続し、登録及び利用促進を図ります。

#### ④母子父子寡婦福祉資金貸付の普及（主管課：こども家庭課）◇

---

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

母子家庭の母又は父子家庭の父等を対象にその経済的自立の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するために、沖縄県が実施している貸付事業です。

##### <今後の方向性>

今後とも貸付制度の周知を図り、活用促進により世帯の自立を支援します。また、児童の教育の機会均等や当該世帯の自立に向け、適切に貸付制度を利用できるよう、制度の周知・情報提供の強化を図ります。

#### ⑤保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施（主管課：保育・幼稚園課）◇

---

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

ひとり親家庭等の子育てと就労の両立を支援するため、保育所の入所選考における利用調整基準点数に加算を行い、保育所に優先的に入所しやすい条件整備を行っています。

##### <今後の方向性>

引き続き、非婚母子・父子を含めたひとり親家庭に対する優先的入所及びひとり親寡婦控除のみなし適用継続を図ることで、保育所を利用しやすい条件整備に努めます。

#### ⑥ひとり親家庭等に対する放課後児童クラブの利用者負担の軽減（主管課：こども家庭課）◇

---

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、「放課後児童クラブの利用者負担軽減事業」を実施しており、ひとり親世帯等（児童扶養手当受給者、母子父子家庭等医療費助成受給者、生活保護受給者）の放課後児童クラブを利用している児童を対象に月額上限 5,000 円の負担軽減を図っています。

##### <今後の方向性>

引き続き、放課後児童クラブと連携し、ホームページ等を活用した事業の周知を行い、ひとり親等の経済的な負担軽減を図っていきます。

### (3) 仕事と家庭の両立支援の推進

#### — 基本的な考え方 —

共働き世帯が増加する中、親子が触れ合う時間を確保し、子育ての喜びを感じることができるようにしていくためにも、仕事と家庭生活との両立が求められています。また、こどものより良い育ちを実現するためには、男女が共にこどもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

そのためにも、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての意識啓発や性別による固定的役割分担意識の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①仕事と生活の調和に向けた意識啓発及び支援 (主管課：企業誘致課、平和・男女共同課) ◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

近年では、働き方改革が徐々に浸透してきています。本市では、国や県から周知のあった働き方改革に関する制度やワーク・ライフ・バランス推進セミナーの案内などについて、ポスター掲示やホームページ等で周知を図っています。また、男女共同参画週間等の際し、パネル展や啓発紙等でワーク・ライフ・バランスの考え方の周知を図っています。

また、子育て世代を含む様々な世代の雇用情勢の改善を図ることを目的とした就労等支援事業(通称：ジョブカフェ)を運営しています。

##### <今後の方向性>

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向け、関係セクションで連携を図りながら取り組んでいくとともに、様々な機会を活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性や育児介護休業法等の周知に努め、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めるとともに、引き続き就労等支援事業(通称：ジョブカフェ)の運営を行ってまいります。

#### ②企業の実践の促進 (主管課：企業誘致課) ◇

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

働き方を見直すためにも、労働環境の改善を働きかけることが求められます。本市では、沖縄労働局が認定している「子育てサポート企業『くるみん認定』」について、ホームページで周知を行っています。

##### <今後の方向性>

「子育てサポート企業『くるみん認定』」について、市ホームページで周知を図っていく中などで、企業の実践や好事例を紹介し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進を図ります。

## 4 こどもの可能性を育み、未来を応援する環境の充実

### 施策体系

4. こどもの可能性を育み、未来を応援する環境の充実

- (1) 横断的・継続的取組み体制と子ども達の自己肯定感を育むための支援の充実
- (2) まちづくりへのこどもの意見の反映

### (1) 横断的・継続的取組み体制と子ども達の自己肯定感を育むための支援の充実

#### — 基本的な考え方 —

近年全国的に課題となっている“こどもの貧困”とは、単に子育て家庭の経済的な困窮のみを指しているのではなく、様々な体験機会の不足（＝体験機会の貧困）や、自己肯定感の低下（＝自己肯定感の貧困）等、こどもが将来自立して生きていくための十分な力を養っていくための“機会”の貧困や“意欲”の貧困も含まれていると考えられます。こども達は、誰でも多様な個性や可能性を持っていますが、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、こども達が本来有している潜在能力を十分に発揮する機会に格差が生じていることが懸念されています。特に経済的な問題を抱える家庭においては、保護者が多忙でこどもと関わる時間が少なくなる中で、こども自身の孤立化や人間関係の希薄化にも繋がり、学力や自己肯定感にも悪い影響を与えることが懸念されています。

こどもの貧困対策は多岐にわたっていることから、多面的な支援の実施に向け、全庁的かつ継続的に取り組んでいくことができるような体制づくり等を行います。加えて、こども達の将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長していくことができるよう、多様な体験機会や学習支援を図ることにより、こどもの自己肯定感の向上を支援します。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

### ①こどもの貧困対策の視点での総合的な展開の実施（主管課：こども企画課、全課）◇

#### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

貧困状態にある世帯においては、経済的な困窮のため、こどもに係る費用等、様々な費用を抑制せざるを得ず、衣食住や文化的経験、学びの機会、医療等を十分に与えることができない状況に置かれています。国や県の補助金等を積極的に活用し、貧困の連鎖を断ち切る総合的な子育て支援策の実施を全庁的に取り組んでいきます。

#### <今後の方向性>

各課が実施する各種施策・事業について、子どもの貧困対策に寄与する視点を持ち、また関係団体とも連携しながら取組みを展開していきます。

## ②こどもの居場所支援事業の推進（主管課：こども相談・健康課）◇

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、内閣府の『沖縄子どもの貧困緊急対策事業費補助金』を活用し、こどもの居場所づくり支援員の配置とこどもの居場所づくりを行う団体等へ運営支援のための補助金を交付しています。

こどもの居場所づくり支援員は学校や自治会等から積極的に情報収集を行うとともに、関係機関との連携の上、困り感のあるこどもを居場所へ繋ぎ、こどもの育ちの環境を支援しています。

こどもの居場所づくりを行う団体では、居場所を利用するこども達に食事支援や学習支援、生活指導、キャリア形成等支援を実施しています。また、国の補助金を出しているこどもの居場所（10箇所）のうち、3箇所については「拠点型子供の居場所」として支援を行っています。具体的には、既存の居場所での対応が困難な世帯や発達気になるこども等への手厚い支援や親支援を行うことにより、環境改善を図っています。

### <今後の方向性>

自治会子ども食堂等が今後設置される場合には、情報共有を行いながら、困っているこどもの発見機能を更に強化し、専門機関につなげていきます。

拠点型こどもの居場所3箇所だけでは、すべてカバーできないため、各地域ニーズをあらためて調査研究して1箇所新設し、計4箇所体制で支援の充実を図ります。また、R7より国の新規補助金メニューである学習支援体制強化事業の実施を検討します。

## ③こどもの生活サポート事業の推進（主管課：教育支援センター）◇

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

中学校区ごとに貧困対策支援員を派遣し、担当校への訪問活動等を通して、貧困環境にあるこどもや保護者等に対して、学校や関係機関等と連携の上、個別支援を働きかける事業です。本市では貧困対策支援員を派遣し、訪問支援を行っています。

### <今後の方向性>

引き続き不登校問題等ヒアリングや不登校問題等対策会議から上がってきた情報の整理と分析を行い、支援に繋がります。また、貧困対策支援員の有機的な連携のもと、効果的・効率的に必要な支援に繋げることが出来るよう取組みを推進します。

## ④各種検定受検支援による学習意欲の向上（主管課：指導課）◇

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

英検等を受検する全ての生徒の検定料を半額助成しており、このうち、要保護・準要保護世帯の生徒を対象に、追加支援をおこない、検定料の自己負担が生じないよう取り組んでいます。

### <今後の方向性>

学習意欲の向上を目的に、引き続き、英検等を受検する生徒の支援に取り組めます。

## ⑤生活困窮者自立支援事業における通塾支援の実施（主管課：保護管理課）◇

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

本市では、生活困窮者自立支援制度における「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」に加え、『沖縄振興一括交付金』を活用し、被保護世帯の中学生、準要保護世帯の中学3年生に対し、高校進学を目的とする学習支援（通塾支援）を行っています。

### <今後の方向性>

生活困窮世帯のこどもが進学等を諦めず、生まれ育った環境に左右されずに学んでいくことができるよう、「生活困窮世帯のこどもの学習支援」の周知を徹底し、活用促進を図ります。また、学習塾と連携し、通塾継続のための取組みや学力向上のための効果的な支援方法を検討していきます。

## ⑥若年妊産婦の居場所の運営支援事業の推進（主管課：こども相談・健康課）◇

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

沖縄県における10代の妊娠・出産の割合は全国でも高く、若年妊産婦の中には、妊娠したことを周囲に相談できないなどサポートが十分得られないケースがあることから、若年妊産婦を対象とした居場所を設置し、出産・育児に関する相談・指導、家計管理に対する助言、就労のための支援等、安定した生活を営むための自立の支援を行う事業です。本市では、内閣府の『沖縄子どもの貧困緊急対策事業費補助金』を活用し、若年妊産婦への相談・指導等を行うことで、家庭や社会から孤立することなく、安全・安心な居場所で産前・産後が過ごせるよう支援するとともに、安心した生活を営むための自立支援を行っています。

### <今後の方向性>

貧困の連鎖を断つため、運営主体である一般社団法人沖縄県助産師会との連携強化を図るとともに、継続的な事業実施に努めます。また、関係機関等との連携のもと、就学や就労支援の継続的アプローチ、アフターフォローの確立、卒所後のフォロー体制確立等を検討します。

## ⑦就学援助の充実と利用しやすい環境づくり（主管課：学務課）◇

### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

就学援助事業は、経済的事由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を実施する事業です。本市では、『沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業』を活用し、新入学時の学用品費や修学旅行費の単価引上げ、学校徴収金を新たに対象費目に加えるなど、就学援助の充実を図っています。

### <今後の方向性>

更なる就学援助の周知に努めていきます。また、新たに対象費目に加えた内容の継続実施に向けた方策を検討していきます。なお、昨今の物価高騰や賃金上昇の影響を考慮し、県内他自治体の動向も踏まえ、認定基準や就学援助費の額の見直しを検討していきます。

## (2) まちづくりへのこどもの意見の反映

### — 基本的な考え方 —

こどもを権利の主体とし、こども自身の意見を政策に反映させることは、今後の「こどもまんなか社会」の実現に加え、こども自身の成長と自己肯定感の向上にもつながります。次世代を担う子どもたちがまちづくりに対して意見を表明し、実際のまちづくりに活かしていけるよう、意見聴取の機会や場づくりに努めます。

★：13 事業関連、☆：必須記載事項関連、◇：任意記載事項関連

#### ①まちづくりへのこどもの意見聴取の機会づくり【新規】(主管課：こども企画課)

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

こども家庭庁では、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成しており、こども・若者に影響を与える施策について、こども・若者自身の意見を聴き、反映していくことを推奨しています。

沖縄市が令和6年2月に行った小中学生へのアンケートでは、沖縄市のまちづくりに自分の意見やアイデアを『伝えたい(「とても思う」+「まあまあ思う」)』と回答した児童生徒の割合は、小学5年生で40.7%、中学2年生で35.2%となっており、意見を聴取する機会づくりが一定程度求められていると言えます。

##### <今後の方向性>

市内の小中学校と連携し、こども達の意見を幅広く聴取する機会を設けていくとともに、市ホームページなどを活用し、意見の公表に努めます。

#### ②こども達が主体的にまちづくりを考えて意見を述べる場の提供【新規】(主管課：こども企画課)

##### <事業の概要・沖縄市の取組み等>

沖縄市では、成長過程にある子どもたちが、自分たちの住むまちや地域に関する学習をふまえ、社会の成員として自らの意志を表明し、まちづくりに参画する場としてこども議会を開催してきました。今後、国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」なども参考にしつつ、意見を述べる場の充実を図っていくことが期待されます。

##### <今後の方向性>

前述した意見聴取において寄せられた幅広い意見等をこども達自身が精査し、提言としてまとめ・発表していく機会を設けていくなど、こども達が主体的にまちづくりを考え、意見を述べる場の提供に努めます。また、こども達からの提言を踏まえ、市の事業や施策等への反映を検討していきます。

# 第6章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

## 1 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」を設けることとなっており、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準等となっています。

『幼児期の教育・保育』に係る「教育・保育提供区域」については、第二期事業計画を踏襲していくものとします。具体的には、主要な幹線道路により区域内の円滑な移動が可能であるととも、人口（0～11歳）や施設分布のバランスに配慮し、次頁に示す3区域を基本に設定していくこととします。なお、この区域は小学校区・中学校区がベースとなっており、複数の校区を束ねた区域としています。そのため、保・幼・こ・小の連携や中学校区で展開していく事業（児童館整備等）との連携も可能なエリア区分となっており、各種事業展開を図る中で小学校区・中学校区で細分化が必要な場合には柔軟に対応することもできるように検討したものです。

### ※第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の主な設定根拠

○教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となっていることから、無理なく送迎できる範囲内で区域設定を行っていくことが求められ、地形的な要因も考慮していく必要がある。美東・高原・泡瀬・比屋根幼稚園に係る通学区域が位置するエリアについては、中城湾に面した平坦域となっており、丘陵域側に立地する施設に送迎するには、通勤途中に送迎するなどの特別な場合を除き、保護者に不便をきたすものと思われる。

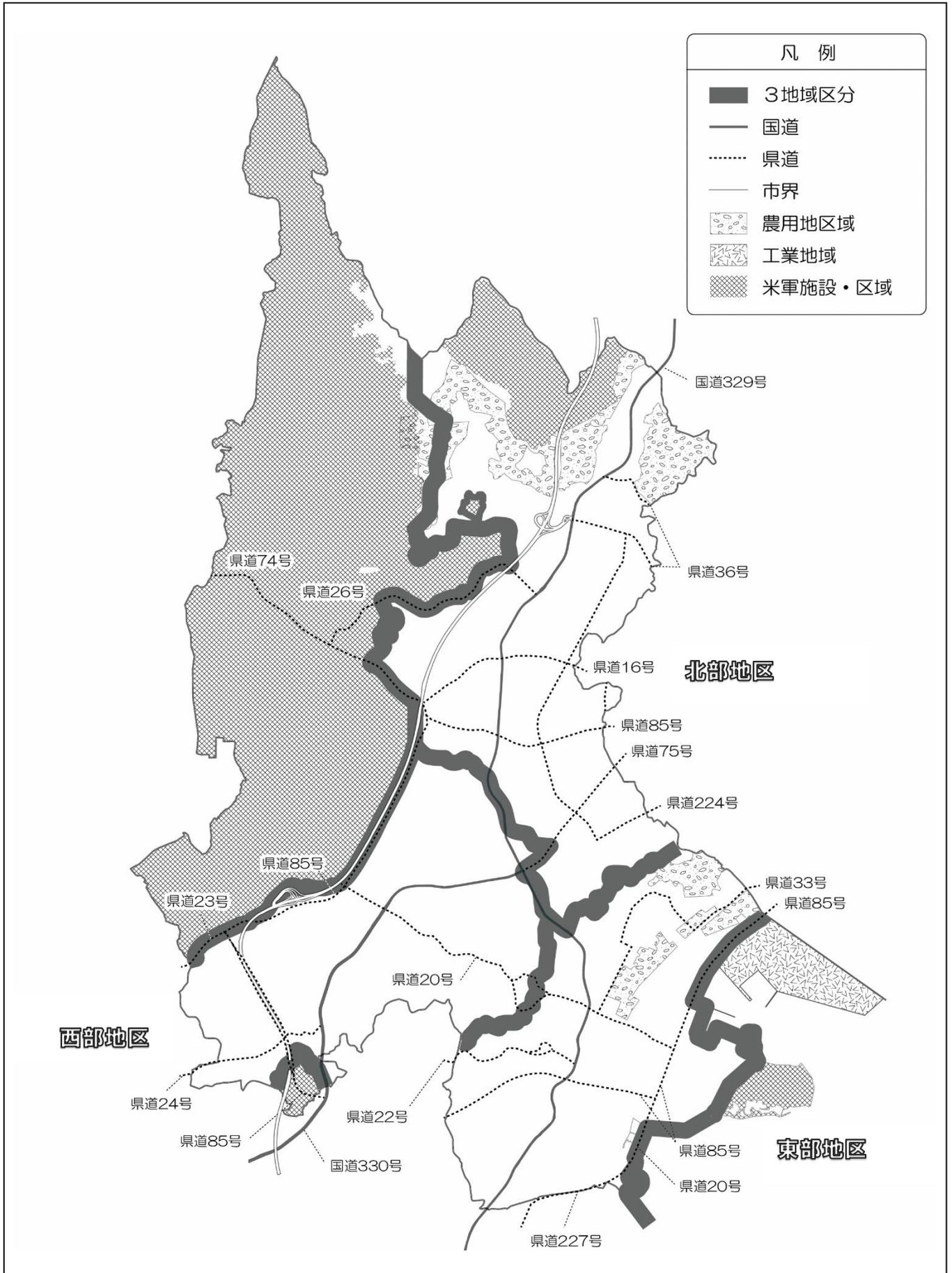
○一方で、就学前児童数の人口分布の均衡を図る区域割を検討していくことも求められる。そのため、上記した地形的な要因を勘案するとともに、就学前児童数の人口分布の均衡を図る区域割を検討した結果、中学校をベースにすることで小学校区での細分化に対応できるようにしていくものとし、市域を以下の3地区に区分している。

- ・北部地区（美里・宮里中学校区）…概ね北美・美里・美原・宮里小学校（幼稚園）の校区
- ・東部地区（沖縄東・美東中学校区）…概ね比屋根、泡瀬、高原、美東小学校（幼稚園）の校区
- ・西部地区（越来・コザ・安慶田・山内中学校区）…概ね越来、コザ、安慶田、室川、中の町、山内、島袋小学校（幼稚園）の校区

また、『地域子ども・子育て支援事業』に係る事業量の検討にあたっては、基本的に第二期事業計画を踏襲していくものとし、それぞれの内容等を考慮して「教育・保育提供区域」を設定していくものとします。以下の区域設定とします。

事業	事業の性格等	区域
・延長保育事業	基本的に保育所に依拠する事業	幼児期の教育・保育の提供区域と同じ（3区域）
・上記以外の事業	区域を分ける必要がない事業 複数の拠点を設置していくことが難しい事業等	市全域（1区域）

■教育・保育提供区域（3区域）



## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども・子育て支援制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。なお、量の見込みは「認定区分」や「家庭類型」などを振り分けた上で算出を行うこととなっています。

### (1) 認定区分について

認定区分については、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、1・2・3号に区分します。

#### ■認定区分と提供する施設

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定	3～5歳：学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

### (2) 家庭類型について

幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、各認定区分に対し、それぞれどれだけの家庭が該当するのか想定する必要があります。

そのため、アンケート調査結果をもとに、配偶者の有無、両親の就労状況、今後の就労形態・就労時間の転換希望、現在利用している教育・保育施設、今後利用したい教育・保育施設より、以下の8種類の類型化を行っています。

なお、類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”をベースに、今後の就労形態・就労時間の転換希望を踏まえ、“潜在的な家庭類型”を算出しています。

#### ■家庭類型

- A. ひとり親家庭
- B. フルタイム共働き
- C. フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- C' . フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- D. 専業主婦（夫）家庭
- E. パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- E' . パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- F. 無業×無業

### (3) 人口推計について

人口推計は、住民基本台帳による人口統計データに基づき、1歳以上の各年齢について、子ども・子育て支援事業計画の目標年である令和11年までの人口を推計しています。

「コーホート変化率」で推計することができない0歳人口すなわち出生数については、別途、母親となり得る女性の人口と出生率より算出しています。

本計画の計画期間である令和7年度～11年度の将来人口の推計結果は以下のとおりです。

#### ■児童数の推移（令和2～6年度）及び将来児童数の推計（令和7～11年度）



※実績(令和2～6年)は、沖縄市人口統計各年3月末時点の数値  
 ※推計(令和7～8年)は、沖縄市人口統計を基にコーホート変化率法を用いて算出

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,329	1,311	1,295	1,285	1,269
1歳	1,282	1,352	1,334	1,318	1,308
2歳	1,344	1,273	1,342	1,324	1,308
3歳	1,442	1,321	1,250	1,319	1,301
4歳	1,482	1,436	1,315	1,245	1,313
5歳	1,409	1,475	1,429	1,309	1,239
6歳	1,467	1,385	1,450	1,404	1,286
7歳	1,586	1,461	1,379	1,444	1,398
8歳	1,599	1,586	1,461	1,379	1,444
9歳	1,640	1,605	1,592	1,466	1,384
10歳	1,576	1,643	1,608	1,595	1,469
11歳	1,675	1,579	1,646	1,611	1,598
0～5歳 小計	8,288	8,168	7,965	7,800	7,738
6～11歳 小計	9,543	9,259	9,136	8,899	8,579
0～11歳 合計	17,831	17,427	17,101	16,699	16,317

### (4) 事業区分ごとの量の見込みの算出について

量の見込みを算出する項目（事業）ごとに、アンケート結果から“利用意向率”を算出し、将来人口の児童数を掛け合わせることで量の見込み（ニーズ量）を算出しています。なお、本市の実情とかい離している等の場合は、必要に応じてこれまでの事業実績を用いて量の見込みを算出しています。

### 3 幼児期の教育・保育の事業計画

#### (1) 確保方策の基本的な考え方

本市の教育・保育事業にあつては、減少傾向にはあるものの未だ解消に至っていない待機児童の状況を鑑み、0歳から就学前までを受け入れることのできる保育の受け皿の確保を図るとともに、今後は教育と保育を一体的に提供することのできる認定こども園の設置についても推進していくものとします。

小規模保育事業所等の地域型保育事業は0～2歳までが対象となっており、卒園後の受け皿として連携施設を確保する必要があります。こうした役割は、全ての特定教育・保育施設で担っていくことが原則です。他方で、本市の現状は、連携施設が設定できていない事業所があるなど、卒園後の受け皿が不足しています。連携施設の確保・受け皿の拡充に向け、公私連携認定こども園の設立を図ります。

なお、こどもの最善の利益を保障する意味において、保育の質の担保についても十分に留意し、具体的方策の優先順位を定めていくものとします。

#### (2) 事業ごとの量の見込みと確保方策

本市においては、「第4章 公立幼稚園及び公立保育所（公立施設）の整備・運営について」に示すように、今後、公私連携認定こども園への移行等による公立施設の再編・機能充実を図ることを踏まえ、現段階で想定できる施設整備や既存施設の定員増等を中心に検討を行っていくものとします。

以下に、施設区分ごとの確保方策の考え方を示します。

##### <施設ごとの確保方策の考え方>

#### 1) 特定教育・保育施設

##### ①認可保育所

ア：公立保育所

- ・市内の公立保育所については、令和11年度までに再編を進め、提供区域でバランスの取れた配置を図ります。

イ：私立保育所

- ・令和7年度から令和11年度にかけて、引き続き必要な整備支援を図っていくこととします。

##### ○主な確保方策

- ・公立保育所の再編、提供区域でバランスの取れた配置
- ・待機児童解消に向けた認可保育所の創設
- ・私立保育所における5歳児クラス整備の推進、需要に応じた年齢別定員枠の見直し

## ②幼稚園

### ア：公立幼稚園

- ・公立幼稚園 16 園については、一部を公私連携認定こども園へ移行するとともに、段階的に 3 歳児・4 歳児の教育ニーズの提供や開所時間の延長等保育ニーズに対応する体制を構築します。

### イ：私立幼稚園

- ・市内の私立幼稚園 2 園については、新制度（特定教育・保育施設としての確認を受ける幼稚園）への移行を予定していませんが、新制度もしくは認定こども園への移行の希望が示された場合は支援を行っていくなど、柔軟に対応していくものとします。

## ③認定こども園

- ・私立認定こども園は 7 園（幼保連携型認定こども園：3 園、保育所型認定こども園：3 園、幼稚園型認定こども園：1 園）が整備されており、今後も確保方策として見込みます。
- ・私立保育所より認定こども園への移行の希望が示された場合は支援を行っていくなど、柔軟に対応していくものとします。
- ・今後、公立幼稚園の一部を公私連携認定こども園へ移行し、2 号認定の受け皿の拡充を図ります。

○私立保育所から認定こども園への移行を支援

○公立幼稚園の一部を公私連携認定こども園へ移行することを進める。

## 2) 地域型保育事業

- ・市内には、小規模保育事業所 21 園、事業所内保育事業が 2 園整備されています。
- ・公立幼稚園の公私連携認定こども園への移行に伴い、3 歳からの受入先となる連携施設の確保を図ります。

○地域型保育事業（23 園）を継続

## 3) 企業主導型保育所

- ・現在の企業主導型保育所について、引き続き確保方策として見込むものとします。

■教育・保育の量の見込みと確保の内容（市全体）

市全体	令和7年度(推計児童数: 8,288 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 8,168 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 7,965 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 7,800 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 7,738 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	375人	3,357人		2,857人		366人	3,279人		2,847人		346人	3,094人		2,879人		335人	3,058人		2,846人		333人	3,000人		2,816人	
②確保の内容	1,168人	1,283人	2,466人	2,155人	607人	1,168人	1,421人	2,346人	2,167人	613人	1,088人	1,471人	2,346人	2,167人	613人	1,008人	1,521人	2,397人	2,197人	622人	1,008人	1,521人	2,413人	2,205人	628人
特定教育・保育 施設	1,168人	1,003人	2,406人	1,700人	452人	1,168人	1,141人	2,286人	1,700人	452人	1,088人	1,191人	2,286人	1,700人	452人	1,008人	1,241人	2,337人	1,730人	461人	1,008人	1,241人	2,353人	1,738人	467人
特定地域型保育 事業				343人	113人				355人	119人				355人	119人				355人	119人				355人	119人
企業主導型保育 所(地域枠)			60人	112人	42人			60人	112人	42人			60人	112人	42人			60人	112人	42人			60人	112人	42人
確認を受けない 幼稚園	0人	280人				0人	280人				0人	280人				0人	280人				0人	280人			
認可外保育施設 (認可移行支援)																									
②-①	793人	683人	▲291人	24人	▲119人	802人	835人	▲347人	37人	▲104人	742人	918人	▲195人	▲4人	▲95人	673人	971人	▲111人	53人	▲80人	675人	985人	▲51人	83人	▲66人

令和7年度の量の見込み(①)の合計: 6,589人 令和8年度の量の見込み(①)の合計: 6,492人 令和9年度の量の見込み(①)の合計: 6,319人 令和10年度の量の見込み(①)の合計: 6,239人 令和11年度の量の見込み(①)の合計: 6,149人  
 令和7年度の確保内容(②)の合計: 7,679人 令和8年度の確保内容(②)の合計: 7,715人 令和9年度の確保内容(②)の合計: 7,685人 令和10年度の確保内容(②)の合計: 7,745人 令和11年度の確保内容(②)の合計: 7,775人

【量の見込み(①)について、学校教育ニーズ・保育所ニーズとして再掲】

参考:①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	参考:①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	975人	5,614人
参考:①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	参考:①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	952人	5,540人
参考:①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	参考:①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	899人	5,420人
参考:①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	参考:①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	885人	5,354人
参考:①の「学校教育ニーズ」 (1号+2号の学校教育ニーズ)	参考:①の「保育施設ニーズ」 (2号の学校教育ニーズ以外+3号)	869人	5,280人

【確保の内容(②)について、学校教育分・保育所分として再掲】

参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	2,451人	5,228人
参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	2,589人	5,126人
参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	2,559人	5,126人
参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	2,529人	5,216人
参考:②の「学校教育分」 (1号+2号の学校教育分)	参考:②の「保育施設分」 (2号の学校教育分以外+3号)	2,529人	5,246人

【量の見込みと確保内容の差(②-①)】

学校教育分	保育分	1,476人	▲386人
学校教育分	保育分	1,637人	▲414人
学校教育分	保育分	1,660人	▲294人
学校教育分	保育分	1,644人	▲138人
学校教育分	保育分	1,660人	▲34人

※②で想定した増加要因等(現時点で想定する値)

【保育園から認定こども園への移行】 A保育園(北部) 14人 B保育園(〃) 5人	【保育園から認定こども園への移行】 C保育園(北部) D保育園(東部) 新規保育施設(東部) 18人	【公私連携認定こども園への移行】 ・選定に応じて実施	【公私連携認定こども園への移行】 ・選定に応じて実施 新規保育施設(東部) 90人	【公私連携認定こども園への移行】 ・選定に応じて実施 公立保育所の再配置(西部) △60人 新規保育施設(西部) 90人
---	---	-------------------------------	---	---



■教育・保育の量の見込みと確保の内容（提供区域別）

北部地区	令和7年度(推計児童数: 2,599 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 2,567 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 2,493 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 2,434 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 2,383 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	116人	1,037人		918人		117人	1,044人		887人		113人	1,015人		858人		109人	996人		850人		106人	951人		843人	
		185人	852人	703人	215人		187人	857人	675人	212人		181人	834人	648人	210人		179人	817人	641人	209人		170人	781人	636人	207人
②確保の内容	342人	1,193人		1,035人		342人	1,199人		1,035人		342人	1,199人		1,035人		342人	1,199人		1,035人		342人	1,199人		1,035人	
		362人	831人	792人	243人		413人	786人	792人	243人		413人	786人	792人	243人		413人	786人	792人	243人		413人	786人	792人	243人
特定教育・保育 施設	342人	362人	797人	590人	167人	342人	413人	752人	590人	167人	342人	413人	752人	590人	167人	342人	413人	752人	590人	167人	342人	413人	752人	590人	167人
特定地域型保育 事業				149人	57人				149人	57人				149人	57人				149人	57人				149人	57人
企業主導型保育 所(地域枠)			34人	53人	19人			34人	53人	19人			34人	53人	19人			34人	53人	19人			34人	53人	19人
確認を受けない 幼稚園	0人	0人				0人	0人				0人	0人				0人	0人				0人	0人			
認可外保育施設 (認可化移行支援)																									
②-①	226人	177人	▲21人	89人	28人	225人	226人	▲71人	117人	31人	229人	232人	▲48人	144人	33人	233人	234人	▲31人	151人	34人	236人	243人	5人	156人	36人
令和7年度の量の見込み(①)の合計: 2,071人					令和8年度の量の見込み(①)の合計: 2,048人					令和9年度の量の見込み(①)の合計: 1,986人					令和10年度の量の見込み(①)の合計: 1,955人					令和11年度の量の見込み(①)の合計: 1,900人					
令和7年度の確保内容(②)の合計: 2,570人					令和8年度の確保内容(②)の合計: 2,576人					令和9年度の確保内容(②)の合計: 2,576人					令和10年度の確保内容(②)の合計: 2,576人					令和11年度の確保内容(②)の合計: 2,576人					

東部地区	令和7年度(推計児童数: 3,435 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 3,340 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 3,212 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 3,107 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 3,057 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	158人	1,415人		1,165人		152人	1,364人		1,141人		142人	1,264人		1,143人		134人	1,220人		1,130人		130人	1,178人		1,117人	
		253人	1,162人	874人	291人		243人	1,121人	852人	289人		226人	1,038人	858人	285人		219人	1,001人	849人	281人		210人	968人	839人	278人
②確保の内容	285人	1,299人		979人		285人	1,311人		997人		205人	1,361人		997人		125人	1,462人		1,036人		125人	1,462人		1,036人	
		451人	848人	763人	216人		538人	773人	775人	222人		588人	773人	775人	222人		638人	824人	805人	231人		638人	824人	805人	231人
特定教育・保育 施設	285人	311人	833人	583人	159人	285人	398人	758人	583人	159人	205人	448人	758人	583人	159人	125人	498人	809人	613人	168人	125人	498人	809人	613人	168人
特定地域型保育 事業				150人	45人				162人	51人				162人	51人				162人	51人				162人	51人
企業主導型保育 所(地域枠)			15人	30人	12人			15人	30人	12人			15人	30人	12人			15人	30人	12人			15人	30人	12人
確認を受けない 幼稚園	0人	140人				0人	140人				0人	140人				0人	140人				0人	140人			
認可外保育施設 (認可化移行支援)																									
②-①	127人	198人	▲314人	▲111人	▲75人	133人	295人	▲348人	▲77人	▲67人	63人	362人	▲265人	▲83人	▲63人	▲9人	419人	▲177人	▲44人	▲50人	▲5人	428人	▲144人	▲34人	▲47人
令和7年度の量の見込み(①)の合計: 2,738人					令和8年度の量の見込み(①)の合計: 2,657人					令和9年度の量の見込み(①)の合計: 2,549人					令和10年度の量の見込み(①)の合計: 2,484人					令和11年度の量の見込み(①)の合計: 2,425人					
令和7年度の確保内容(②)の合計: 2,563人					令和8年度の確保内容(②)の合計: 2,593人					令和9年度の確保内容(②)の合計: 2,563人					令和10年度の確保内容(②)の合計: 2,623人					令和11年度の確保内容(②)の合計: 2,623人					



西部地区	令和7年度(推計児童数: 2,254 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 2,261 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 2,260 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 2,259 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 2,298 人のうち)				
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)	
		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳		幼児期の学校教育 の利用希望が 強い	左記以外	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	101人	905人		774人		97人	871人		819人		91人	815人		878人		92人	842人		866人		97人	871人		856人	
		162人	743人	554	220		156人	715人	603	216		146人	669人	665	213		152人	690人	654	212		156人	715人	647	209
②確保の内容	541人	1,257人		748人		541人	1,257人		748人		541人	1,257人		748人		541人	1,257人		748人		541人	1,273人		762人	
		470人	787人	600	148		470人	787人	600	148		470人	787人	600	148		470人	787人	600	148		470人	803人	608	154
特定教育・保育 施設	541人	330人	776人	527	126	541人	330人	776人	527	126	541人	330人	776人	527	126	541人	330人	776人	527	126	541人	330人	792人	535	132
特定地域型保育 事業				44	11				44	11				44	11				44	11				44	11
企業主導型保育 所(地域枠)			11人	29	11			11人	29	11			11人	29	11			11人	29	11			11人	29	11
確認を受けない 幼稚園	0人	140人				0人	140人				0人	140人				0人	140人				0人	140人			
認可外保育施設 (認可化移行支援)																									
②-①	440人	308人	44人	46	▲72	444人	314人	72人	▲3	▲68	450人	324人	118人	▲65	▲65	449人	318人	97人	▲54	▲64	444人	314人	88人	▲39	▲55
	令和7年度の量の見込み(①)の合計: 1,780人					令和8年度の量の見込み(①)の合計: 1,787人					令和9年度の量の見込み(①)の合計: 1,784人					令和10年度の量の見込み(①)の合計: 1,800人					令和11年度の量の見込み(①)の合計: 1,824人				
	令和7年度の確保内容(②)の合計: 2,546人					令和8年度の確保内容(②)の合計: 2,546人					令和9年度の確保内容(②)の合計: 2,546人					令和10年度の確保内容(②)の合計: 2,546人					令和11年度の確保内容(②)の合計: 2,576人				



## 4 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

以下に地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示します。

### ①延長保育事業

保護者の就労状態等に対応するため、通常の保育時間以外に保育時間を延長する事業

- ・本市では、新たに認可保育所等を整備する際に延長保育事業の実施を条件としていることから、令和6年度現在、公立保育所、私立保育所（分園を含む）、認定こども園、地域型保育事業の全施設・事業所で延長保育事業を実施しています。
- ・現在の入所児童のニーズについては充分に対応できていることから、これまで通り実施していくとともに、今後新たに整備する施設においても実施を図ります。

#### 1. 延長保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,495（人）	3,501（人）	3,509（人）	3,495（人）	3,440（人）
②確保の内容	3,495（人）	3,501（人）	3,509（人）	3,495（人）	3,440（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

R5年度実績:3,075人

#### ■提供区域別量の見込み・確保方策

##### 北部地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,102（人）	1,102（人）	1,095（人）	1,088（人）	1,058（人）
②確保の内容	1,102（人）	1,102（人）	1,095（人）	1,088（人）	1,058（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

##### 東部地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,448（人）	1,429（人）	1,412（人）	1,391（人）	1,358（人）
②確保の内容	1,448（人）	1,429（人）	1,412（人）	1,391（人）	1,358（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

##### 西部地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	945（人）	969（人）	1,002（人）	1,016（人）	1,024（人）
②確保の内容	945（人）	969（人）	1,002（人）	1,016（人）	1,024（人）
②-①	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）	0（人）

## ②放課後児童健全育成事業（低学年+高学年）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、放課後の時間帯に生活の場を提供し、遊びや生活を通して家庭的機能の補完を行い、こどもの健全育成を図ることを目的とする事業

- ・本市では、令和6年5月現在で放課後児童クラブが56箇所、2,147人が利用しています。令和元年度（51箇所・1,750人利用）からの5年間で5箇所、397人の増加となり、第二期子ども・子育て支援事業計画の目標以上に整備を図ってきましたが、放課後児童クラブニーズの高まりにより、待機児童数が増加傾向にあります。
- ・公設の放課後児童クラブについては、沖縄市放課後児童健全育成事業整備計画において、1小学校区に1箇所以上の設置を目指しており、市内8箇所目の公設放課後児童クラブが令和7年度に開所予定となっております。
- ・量の見込みを受け止めていくことをめざして施設の増加を図っていくものとし、令和7年度に57箇所、令和8年度に58箇所、令和9～11年度には59箇所としていくことをめざします。

### 2. 放課後児童健全育成事業（低学年+高学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,383（人）	2,382（人）	2,369（人）	2,342（人）	2,271（人）
②確保の内容	2,227（人）	2,267（人）	2,307（人）	2,307（人）	2,307（人）
②-①	▲156（人）	▲115（人）	▲62（人）	▲35（人）	36（人）

R6年度実績：2,147人、56箇所

## ③子育て短期支援事業

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行う事業。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態がある

- ・本市では、母子生活支援施設において、母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子を対象に、2歳から12歳までの児童を預かるショートステイ事業を行っています。また、これまでの課題を踏まえ、令和6年度から新たに、沖縄市子ども家庭センターで受け付けを行い、児童家庭支援センター「美ら虹」において、母子家庭以外の世帯も含め18歳までの児童を対象にショートステイの実施を行い支援の拡充を図っています。
- ・令和8年度以降、受け入れ体制の拡充を図っていくものとします。

### 3. 子育て短期支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	688（人日）	678（人日）	661（人日）	648（人日）	643（人日）
参考値：1日平均利用者数	2（人）	2（人）	2（人）	2（人）	2（人）
②確保の内容	718（人日）	1,512（人日）	1,512（人日）	1,512（人日）	1,512（人日）
②-①	30（人日）	834（人日）	851（人日）	864（人日）	869（人日）

R6年度実績：704人日

#### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

- ・本市では、子育て支援センター2箇所、つどいの広場4箇所（うち1箇所は出張型）の計6箇所で開催しており、それ以外に認定こども園の子育て支援事業として、地域の子どもや保護者が集える交流スペースを開設しています。
- ・令和7年度以降7箇所での実施を図っていくものとします。

#### 4. 地域子育て支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,433 (人回)	2,463 (人回)	2,525 (人回)	2,498 (人回)	2,471 (人回)
参考値：利用者数	1,099 (人)	1,112 (人)	1,140 (人)	1,128 (人)	1,116 (人)
②確保の内容	7 (箇所)				

R6年度実績：1,242人回(1月あたり)、6箇所

#### ⑤一時預かり他

ア：一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、引き続き幼稚園で午後の預かりを行う事業（旧名称：預かり保育）

- ・本市では、公立幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）について、預かり保育受付期間中に受け付けされた5歳児については全て受け入れを行っています。
- ・市内16箇所の公立幼稚園については全ての園で5歳児の預かり保育の実施を継続していくものとします。それ以外の私立幼稚園や認定こども園については3～5歳の預かり保育ニーズを受け止めていくものとします。

#### <5-1.一時預かり事業(幼稚園型)>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144,245 (人日)	142,390 (人日)	138,433 (人日)	138,930 (人日)	136,070 (人日)
参考値：利用者数	746 (人)	729 (人)	688 (人)	667 (人)	663 (人)
②確保の内容	148,155 (人日)				
②-①	3,910 (人日)	5,765 (人日)	9,722 (人日)	9,225 (人日)	12,085 (人日)

イ：一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業

- ・令和6年度現在、私立保育所5園と公立保育所1園が休止しており、私立認定こども園1園が実施している状況であり、ニーズに対し確保量は大幅に不足しています。
- ・今後、保育士確保を積極的に図ることにより、保育所での一時預かりについて、令和7～9年度は3園、令和10年度は5園、令和11年度は6園としていくことにより、段階的に充実を図っていくものとします。

<5-2.一時預かり事業(幼稚園型を除く)>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16,327 (人日)	16,263 (人日)	16,084 (人日)	15,891 (人日)	15,873 (人日)
参考値：利用者数	661 (人)	657 (人)	646 (人)	638 (人)	639 (人)
②確保の内容	13,400 (人日)	13,369 (人日)	13,281 (人日)	16,786 (人日)	18,578 (人日)
保育所での一時預かり	5,400 (人日)	5,400 (人日)	5,400 (人日)	9,000 (人日)	10,800 (人日)
ファミリーサポートセンター	8,000 (人日)	7,969 (人日)	7,881 (人日)	7,786 (人日)	7,778 (人日)
トワイライトステイ	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)	0 (人日)
②-①	▲ 2,927 (人日)	▲ 2,894 (人日)	▲ 2,803 (人日)	895 (人日)	2,705 (人日)

R6年度実績：3,999人日

⑥病児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

疾病中の児童(概ね10歳未満)について、病気の治療中で回復期に至っておらず、安静を必要とする状態にあり、保護者が仕事やその他やむを得ない理由により家庭で保育できない場合に、一時的に保育する事業

- ・本市では現在、医療機関2箇所で実施しています。近年、事業の周知が進んだことにより、利用量は増加傾向にあります。
- ・現状の2箇所から令和7年度以降は定員を拡充し、見込み量を受け止めていく体制を段階的に確保していくことを目指します。

6. 病児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,381 (人日)	4,317 (人日)	4,210 (人日)	4,123 (人日)	4,090 (人日)
参考値：1日平均利用者数	15 (人)	14 (人)	14 (人)	14 (人)	14 (人)
②確保の内容	3,288 (人日)	4,038 (人日)	4,278 (人日)	4,273 (人日)	4,775 (人日)
病児保育事業	3,000 (人)	3,750 (人)	4,000 (人)	4,000 (人)	4,500 (人)
ファミサポ(病児・病後児)	288 (人)	288 (人)	278 (人)	273 (人)	275 (人)
②-①	▲ 1,093 (人日)	▲ 279 (人日)	68 (人日)	150 (人日)	685 (人日)

R5年度実績：1,058人日

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、育児の援助を受けたい方(おねがい会員)と、育児の支援を行いたい方(まかせて会員)を結ぶ、「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業

- ・本市では、事業を委託することにより、迅速なマッチングが行えています。そうした中、まかせて会員の不足がみられるとともに、配慮が必要な世帯への支援対応に際して困難な状況もあることから、会員へのサポートも必要となっています。
- ・まかせて会員の育成強化や事業の周知による利用促進及び関係機関等との連携強化を図り、量の見込みへの対応を基本としつつ、確保の内容を見込みます。

7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,602 (人日)	2,586 (人日)	2,543 (人日)	2,513 (人日)	2,514 (人日)
参考：低学年	2,602 (人日)	2,586 (人日)	2,543 (人日)	2,513 (人日)	2,514 (人日)
参考：高学年	0 (人日)				
②確保の内容	2,624 (人日)	2,624 (人日)	2,580 (人日)	2,550 (人日)	2,551 (人日)
②-①	22 (人日)	38 (人日)	37 (人日)	37 (人日)	37 (人日)

R5年度実績：2,640人日

⑧利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

- ・本市においては「特定型」として保育・幼稚園課に保育コンシェルジュの配置を行っていると同時に、こども相談・健康課において「こども家庭センター型」を実施しています。また、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業型」が創設され、妊婦・その配偶者等に対して面談等から必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。特定型において保育コンシェルジュ1名を配置していますが、来所者に対しての支援だけでなく、積極的に子育てサービスの周知活動を行っていく必要があります。
- ・保育・幼稚園課における「特定型」と、こども家庭センターにおける「こども家庭センター型」の実施を継続していきます。加えて、胡屋あけぼの保育所の地域子育て支援センターへ「基本型」の設置を図るとともに、子ども・子育て支援法改正により新たに創設された「妊婦等包括相談支援事業型」を実施します。

8. 利用者支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3 (箇所)				
②確保の内容	3 (箇所)				
基本型	1 (箇所)				
特定型	1 (箇所)				
こども家庭センター型	1 (箇所)				
妊婦等包括相談支援事業型	2,658 (回数)	2,622 (回数)	2,590 (回数)	2,570 (回数)	2,538 (回数)
②-①	3 (箇所)				

R6年度実績：2箇所(こども家庭センターにて、特定型1・こども家庭センター型1を実施 ※2箇所として計上)

※箇所数は基本型・特定型・こども家庭センター型の箇所数

※妊婦等包括相談支援事業型については面談回数を記載しており、単位が異なるため、確保の内容の合計からは除外。

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行う事業

- ・本市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師または訪問員が訪問を行い、母子保健事業や予防接種、子育てサービスの情報提供や育児相談、母子の健康や生活への助言等を行っています。
- ・育児に対する様々な不安や悩みの軽減を図り、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげるために訪問率の向上を目指し、量の見込みへの対応を基本として、事業実施に努めます。

9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,329 (人)	1,311 (人)	1,295 (人)	1,285 (人)	1,269 (人)
②事業実施予定	1,329 (人)	1,311 (人)	1,295 (人)	1,285 (人)	1,269 (人)
②-①	0 (人)				

⑩養育支援訪問事業

養育相談支援により児童虐待の予防と適切な養育を確保し、負担軽減を図る事業であり、養育支援が特に必要とされる家庭や、児童虐待のリスクが高い家庭が対象

- ・事業利用者と目標を設定できるように、サポートプランの作成について検討するとともに、量の見込みへの対応を基本として、事業実施に努めます。

10. 養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250 (人)				
②事業実施予定	250 (人)				
②-①	0 (人)				

⑪妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健康診査を行う事業

- ・本市では、妊娠届時に親子健康手帳の交付と併せて妊婦健康診査受診票も交付し、健康診査にかかる費用負担の軽減及び受診率の向上を図っています。
- ・妊婦健診は妊娠週数に応じた基準から、少なくとも計14回程度の受診が望ましいとされており、本市では14回を公費により受診できるものの、妊娠12週以降に親子健康手帳を交付するケースもみられ、令和5年度実績で平均受診回数が12.7回となっています。また、多胎妊婦に対しては健診回数の拡大(通常14回⇒19回まで公費負担で受診可能)を図っており、多胎妊婦に対する経済的負担の軽減に努めています。

- ・妊婦健康診査受診票交付時での周知徹底、健診未受診者および未受診理由の把握に向けた体制の構築を図り、量の見込みへの対応を基本として、事業実施に努めます。

#### 11. 妊婦健康診査

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19,012 (人回)	18,746 (人回)	18,522 (人回)	18,382 (人回)	18,144 (人回)
②事業実施予定	19,012 (人回)	18,746 (人回)	18,522 (人回)	18,382 (人回)	18,144 (人回)
②-①	0 (人回)				

#### ⑫多様な主体の参入促進事業

保育所や小規模保育事業等の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業

- ・新規施設の開所にあたっては、保育専門職員による保育相談支援により、保育の質の向上に努めています。
- ・小規模保育施設の連携施設になりうる施設の確保に努めるなど、認可化移行した園のフォローアップについて、沖縄県保育士・保育所総合支援センターと連携を図りながら適切に実施を図っていくとともに、その他新規園についても引き続き支援を実施していきます。

#### ⑬実費徴収に伴う補足給付事業

保護者が保育料とは別に負担する実費（給食費）について、低所得者の負担軽減を図るための補助を行う事業

- ・新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得世帯及び多子世帯については、副食費に係る補足給付を実施しています。
- ・低所得者の負担軽減を図るため、引き続き実費徴収（給食費）に係る費用の一部を補助することにより、円滑な利用を図るとともに、市ホームページや広報誌、幼稚園を通して対象世帯保護者へ周知することで、申請漏れがないよう取り組みます。

#### 13. 実費徴収に伴う補足給付事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	43 (人)				

#### ⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、職員や構成員の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業

- ・本市では、要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・進行管理会議・個別支援会議）を開催し、対象児童の支援機関を集めた協議及び支援方針の検討・決定を行っています。

- ・要保護児童対策地域協議会の継続実施を図ります。また、こども家庭センターにおいては、児童福祉分野と母子保健分野が一体となって連携し、よりきめ細やかな支援を行うべくサポートプランを作成し、利用者と伴走型の支援を継続的に取り組んでいくなど、要支援児童及び要保護児童等への支援の充実を図っていきます。

#### 14. 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	1 (箇所)				

#### ⑮子育て世帯訪問支援事業

家事や育児の支援や不安や悩みを傾聴し、養育環境を整える事業であり、家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラー等が対象

- ・本市では令和2年度から実施しており、支援対象世帯は増加傾向にあります。
- ・現在はNPO（1箇所）に委託していますが、受託希望事業者に対して必要な研修の案内を行い、登録事業者を増やしていきます。

#### 15. 子育て世帯訪問支援

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	800 (人回)				
②確保の内容	800 (人回)				
②-①	0 (人回)				

#### ⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える学童期の児童を主な対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業

- ・本市では未実施の事業ですが、類似事業との整合を図りつつ柔軟に対応していくものとします。

#### 16. 児童育成支援拠点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 (人回)				
②確保の内容	1 (人回)				
②-①	0 (人回)				

#### ⑰親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業

- ・本市では未実施の事業ですが、類似事業との整合を図りつつ柔軟に対応していくものとします。

### 17. 親子関係形成支援

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)
②確保の内容	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)	1 (人)
②-①	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)	0 (人)

R6年度類似事業実績：2人回(相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。)

※利用が望ましい世帯：保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数。

### ⑱産後ケア事業

助産所等において助産師等の看護職が中心となり、分娩施設退院後から産後1年以内の母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業

- ・本市においては、「宿泊型」「通所型」「訪問型」全てのサービス型を実施しています。
- ・この他、本市では、夫婦で参加し、妊娠・出産・育児について学習する「すこやか教室(両親学級)」を実施しています。また、生後4か月児の保護者を対象に、産後の仲間づくりや産後の体操、赤ちゃんとのスキンシップに役立つベビーマッサージを取り入れた「産後ママ教室」を実施しています。
- ・引き続き、産後ケア事業を継続して実施します。

### 18. 産後ケア事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,944 (人日)	2,140 (人日)	2,356 (人日)	2,592 (人日)	2,848 (人日)
②確保の内容	3,582 (人日)				
②-①	1638 (人日)	1442 (人日)	1226 (人日)	990 (人日)	734 (人日)

### ⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6カ月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労を問わず保育を利用できる制度

- ・令和8年度以降は給付事業として位置づけられ、実施が必須となることから、モデル事業を行っている県内自治体等の情報収集・調査研究を行うとともに、公立保育所において事業の取組みを進めていきます。
- ・量の見込みに対し、段階的に確保を図っていくものとします。

### 19. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【0歳】:①量の見込み	204 (人日)	204 (人日)	204 (人日)	204 (人日)	192 (人日)
【0歳】:②確保の内容	0 (人日)	96 (人日)	204 (人日)	204 (人日)	204 (人日)
【1歳】:①量の見込み	132 (人日)	144 (人日)	144 (人日)	132 (人日)	132 (人日)
【1歳】:②確保の内容	0 (人日)	144 (人日)	144 (人日)	144 (人日)	144 (人日)
【2歳】:①量の見込み	204 (人日)	192 (人日)	204 (人日)	204 (人日)	204 (人日)
【2歳】:②確保の内容	0 (人日)	144 (人日)	204 (人日)	204 (人日)	204 (人日)
③設置数	0 (箇所)	4 (箇所)	11 (箇所)	11 (箇所)	11 (箇所)
②-①	▲ 540 (人日)	▲ 156 (人日)	0 (人日)	12 (人日)	24 (人日)



## 第7章 母子保健計画に係る指標

第三期子ども子育て計画における沖縄市母子保健計画の指標を以下のように設定します。

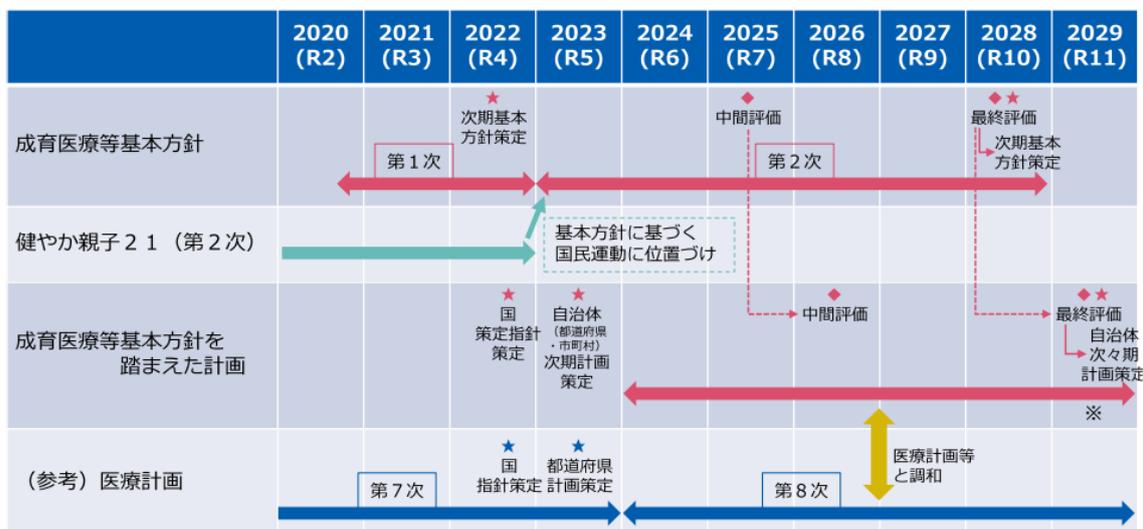
母子保健については、「健やか親子 21」において、平成 13 年（2001 年）から国民運動を推進しており、沖縄市においても前期計画まで、『健やか親子 21（第 2 次）』や『健やか親子おきなわ 2 1（第 2 次）』において示された課題及び指標を参酌しつつ、母子保健計画の指標を設定していました。

しかしながら、これまで「健やか親子 21」の法的根拠が明確では無かったため、国は平成 30 年（2018 年）に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」を施行し、令和 5 年（2023 年）に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下、「成育医療等基本方針」という。）を改定し、その中で「健やか親子 21」を国民運動として位置付けています。また成育医療等基本方針に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげる PDCA サイクルに基づく取組みを適切に実施するための評価指標を策定しており、母子保健施策を含む様々な施策を推進しています。

この成育医療等基本方針では、下図に示す通り、母子保健を含む成育医療などに関する計画策定（都道府県及び市町村）が求められています。本来であれば沖縄市の母子保健計画もその基本方針や評価指標に沿った計画策定が必要ですが、令和 7 年 3 月時点で沖縄県の計画が策定されていない状況にあります。そのため、第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画内での母子保健計画については、前期計画の指標をそのまま活用し、直近の実績値等を踏まえ、令和 11 年度までの最終評価目標を設定しています。

なお、今後沖縄県が成育医療等基本方針の基づく計画を策定した際には、母子保健計画の見直しを図ります（令和 9 年度目途に見直し予定）。

### ●成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について



指 標	第二期計画での設定値			第三期計画での設定値	
	平成30年度 実績	令和6年度 最終評価目標	参考:沖縄県 平成30年度実績	令和5年度 実績	令和11年度 最終評価目標
<b>1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策</b>					
①低体重出生児の割合	12.4%	減少	11.1%	10.7%	減少
②妊娠・出産について満足している者の割合 (産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた割合)	80.2%	85.0%	80.7%	84.3%	88.0%
③この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (乳児前期・1歳6か月・3歳児 平均)	93.4%	95.0%	94.5%	94.0%	95.0%
④妊娠11週以内の妊娠届出率	87.1%	全国平均	88.6%	87.2%	全国平均
⑤妊婦健康診査の平均受診回数	12.5回	14回	11.9回	12.7回	14回
⑥妊娠中の妊婦の喫煙率	2.7%	0.0%	2.7%	2.7%	0.0%
⑦育児期間中の両親の喫煙率: ・母親	6.6%	4.0%	6.3%	6.7%	4.0%
・父親	37.6%	20.0%	38.3%	33.9%	20.0%
⑧妊娠中の妊婦の飲酒率	0.9%	0.0%	1.0%	0.4%	0.0%
⑨マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	25.2%	50.0%	24.3%	49.7%	75.0%
⑩妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設ける	実施	継続実施	県内の市町村70.0%が実施	実施	継続実施
⑪産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制の整備	実施	継続実施	県内の市町村48.8%が実施	実施	継続実施
⑫乳幼児健康診査事業を評価する体制の整備	実施	継続実施	県内の市町村56.1%が実施	実施	継続実施

指 標	第二期計画での設定値			第三期計画での設定値	
	平成30年度 実績	令和6年度 最終評価目標	参考:沖縄県 平成30年度実績	令和5年度 実績	令和11年度 最終評価目標
<b>2. 子どもへの保健対策と地域づくり</b>					
①3歳児のむし歯有病率	21.4%	15.0%	24.9%	11.0%	10%以下
②予防接種率(1歳6か月児) MR	91.6%	95.0%	93.3%	86.2%	95.0%
③乳幼児健康診査の受診率	89.8%	97.0%	90.1%	89.1%	97.0%
・乳児					
・1歳6か月児	90.1%	96.0%	91.0%	88.3%	96.0%
・3歳児	85.6%	94.0%	89.5%	81.6%	94.0%
④子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合	60.2%	85.0%	66.0%	59.1%	増加
・3・4か月児(医師)					
・3歳児(医師)	81.6%	95.0%	86.4%	80.4%	増加
・3歳児(歯科医師)	33.0%	50.0%	36.3%	39.5%	増加
・1歳6か月児(歯科医師)	11.9%	増加	13.0%	13.3%	増加
⑤チャイルドシートを利用している親の割合	98.3%	100.0%	97.1%	98.2%	100%
・乳児					
・1歳6か月児	96.5%	100.0%	96.0%	98.0%	100%
・3歳児	82.7%	100.0%	82.2%	87.7%	100%
⑥子ども医療電話相談【小児救急電話相談(＃8000)】を知っている親の割合	63.9%	90.0%	88.5%	95.6%	100%
⑦22時以降に就寝する3歳児の割合	44.8%	減少	37.0%	38.7%	減少
⑧8時以降に起床する3歳児の割合	10.6%	減少	10.2%	11.0%	減少
⑨1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合	77.0%	83.0%	77.7%	67.1%	83.0%

指 標	第二期計画での設定値			第三期計画での設定値	
	平成30年度 実績	令和6年度 最終評価目標	参考:沖縄県 平成30年度実績	令和5年度 実績	令和11年度 最終評価目標
<b>3. のびのびと心豊かに子育てができる地域づくり</b>					
①ゆったりとした気分で子どもと過ごす 時間がある母親の割合 ・乳児	92.3%	93.0%	91.9%	91.9%	93.0%
・1歳6か月児	80.9%	88.0%	83.4%	85.6%	88.0%
・3歳児	78.8%	80.0%	77.4%	82.0%	84.0%
②育てにくさを感じたときに対処できる 親の割合 (乳児前期・1歳6か月・3歳児 平均)	84.1%	95.0%	82.8%	83.0%	95.0%
③主体的に育児に関わっていると感 じている父親の割合	67.7%	70.0%	67.4%	69.1%	72.0%
④乳幼児健康診査の未受診者の全数 の状況を把握する体制の整備	—	計画最終年度 までに実施	県内の市 町村 80.5% が実施	実施	継続実施
⑤育児不安の親のグループ活動を支援 する体制の整備	実施	実施	県内の市 町村 12.2% が実施	実施	継続実施
⑥子どもの社会性の発達過程を知って いる親の割合	93.8%	95.0%	92.0%	93.0%	95.0%
⑦発達障害をはじめとする育てにくさ を感じる親への早期支援体制の整備	実施	継続実施	県内の市 町村 85.4% が実施	実施	継続実施

指 標	第二期計画での設定値			第三期計画での設定値	
	平成30年度 実績	令和6年度 最終評価目標	参考:沖縄県 平成30年度実績	令和5年度 実績	令和11年度 最終評価目標
<b>4. 妊娠期からの児童虐待防止対策</b>					
①体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合: ・乳児	93.3%	95.0%	95.1%	92.5%	95.0%
・1歳6か月児	76.0%	85.0%	87.9%	86.5%	90.0%
・3歳児	64.6%	70.0%	71.1%	74.1%	80.0%
②乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	95.6%	100.0%	96.9%	94.1%	100%
③妊娠届出時にアンケートを実施する等に、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する体制整備を行う。	実施	継続実施	100.0%	実施	継続実施
④養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施できる体制の整備	—	100.0%	県内の市町村 63.4%が実施	実施	継続実施
⑤特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援を行える体制の整備	—	計画最終年度までに実施		一部実施	計画最終年度までに実施
⑥要保護児童対策地域協議会に産婦人科医療機関が参加する	参加	継続参加	県内の市町村 36.6%が実施	実施	継続実施
⑦母子健康手帳交付時や訪問等で把握した場合、要保護児童対策協議会に情報提供を行う基準を設け運用を行う体制整備がある。	実施	継続実施		実施	継続実施
⑧乳幼児健診未受診で、状況把握できない場合や訪問拒否の場合に、児童福祉担当部署と連携し対応を行う体制整備がある。	—	計画最終年度までに実施		実施	継続実施
⑨医療機関から養育支援依頼があった場合、対応基準を設け、運用を行う体制整備がある。	—	計画最終年度までに実施		実施	継続実施



## 第8章 計画の推進に向けて

### 1 市民・地域等との連携

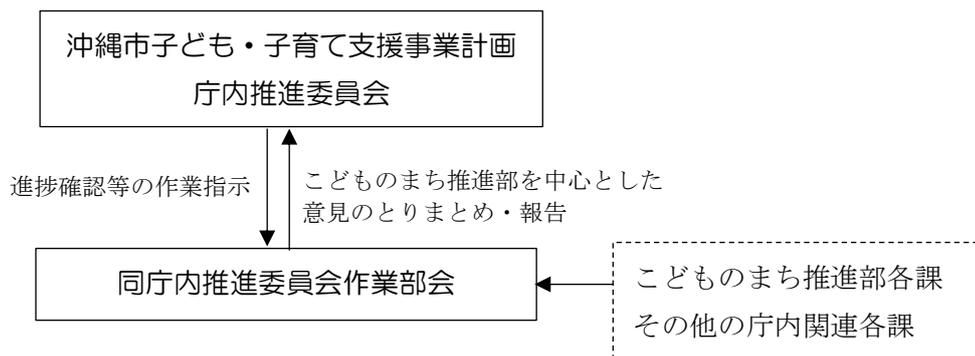
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、保育所や幼稚園、学校、地域、事業者など多様な主体が関係することから、各種情報媒体の効果的活用により計画の周知を図るとともに、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

### 2 庁内の連携強化

子ども・子育てや母子保健、こどもの貧困対策に関わる施策は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野、地域や職域関連分野等、多岐にわたります。そのため、庁内関係各課との連携体制のもと、施策の推進に当たるものとします。特に、本計画に包含した「沖縄市こどもの貧困対策計画」の推進を図っていくためには、こどもの貧困対策に寄与する視点で各課の持つ既存の各種施策・事業を捉え直していくとともに、各課の連携による取組みを引き続き検討・実施していく必要があります。

計画の適切な進行管理を通して効果的な取組みの検討・実施を図っていくものとし、全庁的な連携のもと、PDCAサイクルにより、継続的改善を行いながら進行管理を図っていくものとします。具体的には、庁内関係各課を中心に具体施策の進行状況について把握するとともに、「沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会」にて施策の実施状況や課題等について点検・評価し、より効果的な対策の検討・実施を図っていくものとします。

#### 【PDCAサイクルによる進行管理体制】



### 3 国・県等との連携

計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあります。法改正や制度の仕組みの変更等に柔軟に対応するため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

## 4 こどもの意見反映のための取組み

こども基本法第11条において、「市町村はこども施策の策定・実施等に当たって、施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが定められています。また、こども大綱においても、こども施策に関する基本的な方針として、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく」ための環境づくりを行うことが必要とされています。

こども達の意見聴取の機会づくりや意見を述べる場の提供に努め、意見表明できるような環境づくりを進めます。また、こども達からの提言を踏まえ、市の事業や施策等への反映を検討していきます。

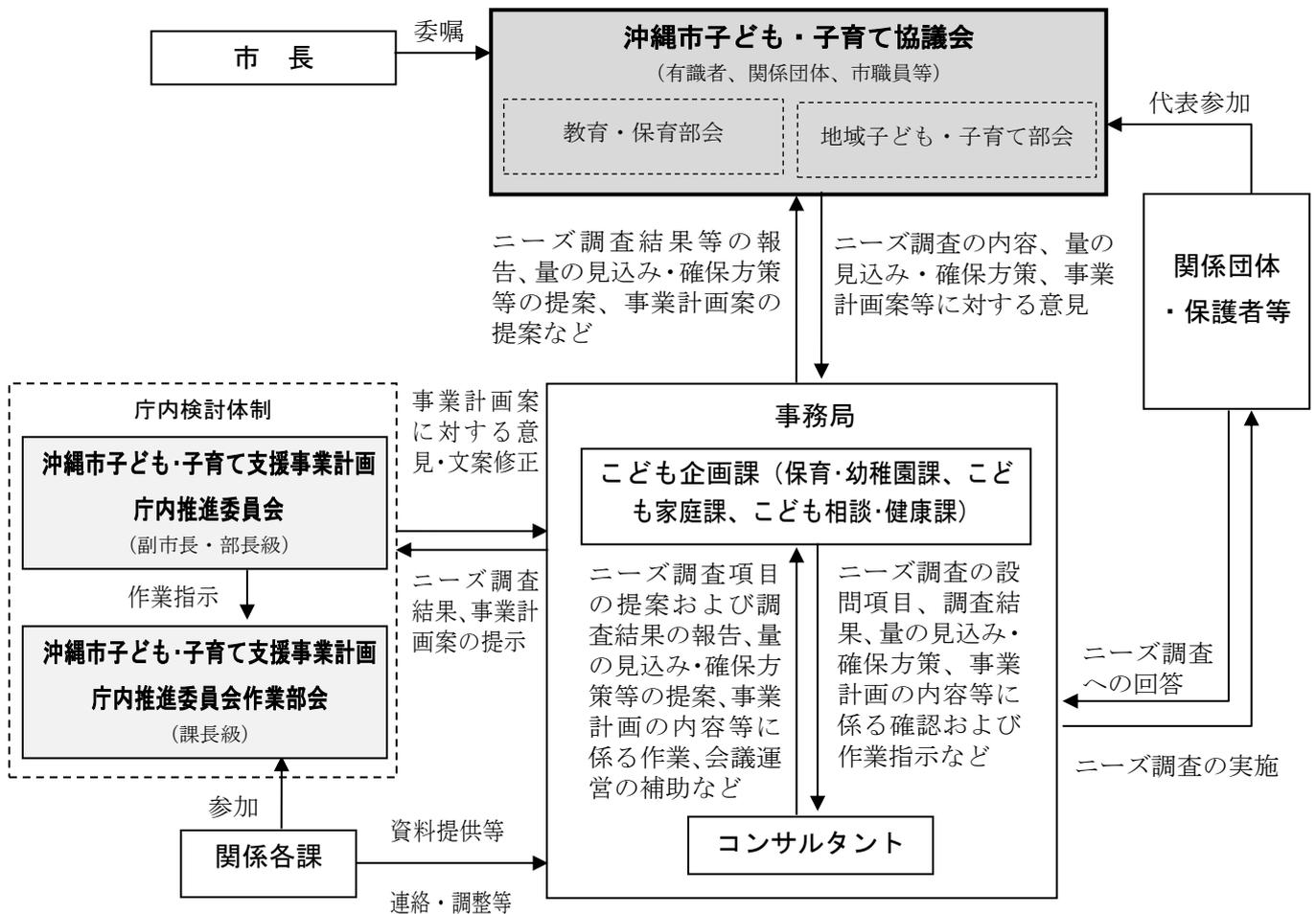
## 参考資料

### 1 事業計画策定の経緯

会議等	開催日	議題等
沖縄市子ども・子育て協議会	令和6年2月14日	・「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」に係るアンケート調査の確認について
小学生（1～5年生）保護者調査（子ども・子育てに関するニーズ調査）	令和6年2月26日 ～ 4月10日	・小学1年生～5年生の保護者7,900名を対象に調査を実施 ・各小学校にて利用している情報共有ツールを利用したウェブ調査 ・有効回収数574件（有効回収率7.3%）
小学校就学前児童（0～6歳）保護者調査（子ども・子育てに関するニーズ調査）	令和6年3月12日 ～ 4月10日	・0歳～就学前の児童保護者4,600名を対象に調査を実施 ・郵送による配布回収（子育て支援拠点等6カ所にも回収箱を設置）、ウェブ回答併用 ・有効回収数1,989件（有効回収率42.7%）
登録保育士調査（沖縄市の登録保育士に関するアンケート調査）	令和6年3月12日 ～ 3月31日	・沖縄市在住の沖縄県登録保育士1,387名を対象に調査を実施 ・郵送による配布回収、ウェブ回答併用 ・有効回収数378件（有効回収率27.3%）
沖縄市子ども・子育て支援事業計画 庁内推進委員会作業部会	令和6年7月30日	・業務の進め方・基礎データ等について ・アンケート調査結果 ・量の見込み・確保方策について
沖縄市子ども・子育て支援事業計画 庁内推進委員会	令和6年8月13日	・業務の進め方・基礎データ等について ・アンケート調査結果 ・量の見込み・確保方策について
沖縄市子ども・子育て協議会	令和6年8月27日	・業務の進め方・基礎データ等について ・アンケート調査結果 ・量の見込み・確保方策、主な課題について
沖縄市子ども・子育て支援事業計画 庁内推進委員会作業部会	令和6年11月28日	・計画の基本的な考え方について ・子ども・子育て支援施策の展開（各論）について ・量の見込み・確保方策について
沖縄市子ども・子育て支援事業計画 庁内推進委員会	令和6年12月10日	・計画の基本的な考え方について ・子ども・子育て支援施策の展開（各論）について ・量の見込み・確保方策について
沖縄市子ども・子育て協議会	令和6年12月20日	・計画の基本的な考え方について ・子ども・子育て支援策定の展開（各論）について
沖縄市子ども・子育て支援事業計画 庁内推進委員会作業部会	令和7年1月20日	・計画の基本的な考え方について ・公立幼稚園及び公立保育所（公立施設）の整備・運営について ・子ども・子育て支援施策の展開（各論） ・子ども・子育て支援法に定める事業計画 ・計画の推進に向けて
沖縄市子ども・子育て協議会	令和7年1月29日	・計画の基本的な考え方等について ・子ども・子育て支援法に定める事業計画等について ・母子保健計画に係る指標について

会議等	開催日	議題等
パブリックコメントの実施	令和7年2月17日 ～ 3月12日	・質問・ご意見・提案なし
沖縄市子ども・子育て支援事業計画 庁内推進委員会	令和7年3月19日	・「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画(案)」について ・パブリックコメントの報告

## 2 事業計画策定の体制



### 3 沖縄市子ども・子育て協議会設置要綱

沖縄市子ども・子育て協議会設置要綱

(平成 26 年 1 月 14 日決裁)

改正 平成 30 年 3 月 15 日決裁 令和 2 年 4 月 1 日決裁

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 2 条に定める基本理念に則り、子ども・子育て支援業務の円滑な実施に資するため、沖縄市子ども・子育て協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の役割)

第 2 条 協議会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育を行う事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。
- (4) その他子ども・子育て支援に関する条例案及び施策の推進に関し、意見を述べること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児教育、保育及び認定こども園に関する事業等に従事する者
- (3) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者
- (4) 母子保健分野の事業に従事する者
- (5) こどもの貧困対策等の事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援事業を利用している子どもの保護者
- (7) その他市長が認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の協議により選任するものとし、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が議長となる。

2 会長は、第2条の役割について必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に教育・保育部会及び地域子ども・子育て部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、次の委員（以下「部会委員」という。）で構成する。

(1) 教育・保育部会の委員は、幼児教育、保育及び認定こども園に関する委員とする。

(2) 地域子ども・子育て部会の委員は、地域子ども・子育て支援事業に関する委員とする。

3 部会に部会長及び副部会長を置くものとし、部会長は協議会の会長又は副会長が担い、副部会長は部会委員の中から部会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときにその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が議長となる。

7 部会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 部会の庶務は、保育・幼稚園課、並びにこども家庭課及びこども相談・健康課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども企画課において処理する。

2 案件に応じ、当該所管課が前項の庶務を補佐するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

2 この要綱は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するための条例で定める審議会その他の合議制の機関を置いた日をもって廃止する。

#### 附 則(平成30年3月15日決裁)

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

#### 附 則(令和2年4月1日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 4 沖縄市子ども・子育て協議会 委員名簿

任期：R6.8.1～R8.7.31

部会	氏名	所属・役職等
教育・保育部会	喜舎場 勤子	沖縄女子短期大学 非常勤講師
	高江洲 寛	沖縄市私立保育園連盟
	金城 利安	認可保育園 保護者
	糸数 英一郎	沖縄市地域型保育協議会 会長
	仲地 薫	認可外保育施設 園長
	国吉 愛恵	認可外保育施設 保護者
	渡真利 彦文	沖縄県私立幼稚園連合会 理事長
	金子 雅仁	沖縄市立小中学校校務研究会 会長
地域子ども・子育て部会	垣花 道明	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 理事
	兼島 義人	沖縄市学童保育連絡協議会 会長
	與座 初美	NPO法人こども家庭リソースセンター沖縄 理事長
	嘉陽 理子	子育て支援センター たんぽぽ広場センター長
	吉田 ちあき	沖縄市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	新城 尚子	沖縄県中部保健所 地域保健班 班長
	比屋根 久美子	沖縄市母子保健推進員協議会 理事
	山下 千裕	学習支援ひろば くじら寺子屋 代表

## 5 沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会設置要綱

### 沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会設置要綱

(令和2年1月15日決裁)

改正 令和2年10月19日決裁 令和4年7月7日決裁  
令和6年3月26日決裁 令和6年11月29日決裁

(目的)

第1条 こどもたちの主体的な活動を応援し、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりを目指し、沖縄市子ども・子育て支援事業計画について、庁内の連携を図り、総合的に推進することを目的として「沖縄市子ども・子育て支援事業計画庁内推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 沖縄市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) 沖縄市子ども・子育て協議会に関すること。

(組織の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 主務の副市長
  - (2) 副委員長 こどものまち推進部長
- 2 委員は、別表に掲げる部の長及び参事（部長級としての専決権を有しない者を除く。）により構成する。
- 3 委員長は必要に応じ、臨時委員を置くことができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料を求め、その意見を聴くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会の議長となり、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 推進委員会に、作業部会を設置することができる。

- 2 部会長にこどものまち推進部次長を、副部会長に保育・幼稚園課長をもって充てる。
- 3 作業部会員は、その作業内容に応じて関係部署の職員で構成する。
- 4 作業部会は、部会長が招集する。
- 5 作業部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会、作業部会の事務を処理するため、事務局をこどものまち推進部こども企画課に置く。

- 2 案件に応じ、当該所管課が前項の事務局を補佐するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

附 則(令和2年10月19日決裁)

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則(令和4年7月7日決裁)

この要綱は、令和4年7月9日から施行する。

附 則(令和6年3月26日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月29日決裁)

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項関係)

こどものまち推進部
総務部
企画部
市民部
健康福祉部
経済文化部
建設部
消防本部
上下水道部
教育部
指導部



---

---

第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画

---

令和7年3月 発行

発行：沖縄市 こどものまち推進部 子ども企画課

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話 098-939-1212（代表）

---

---